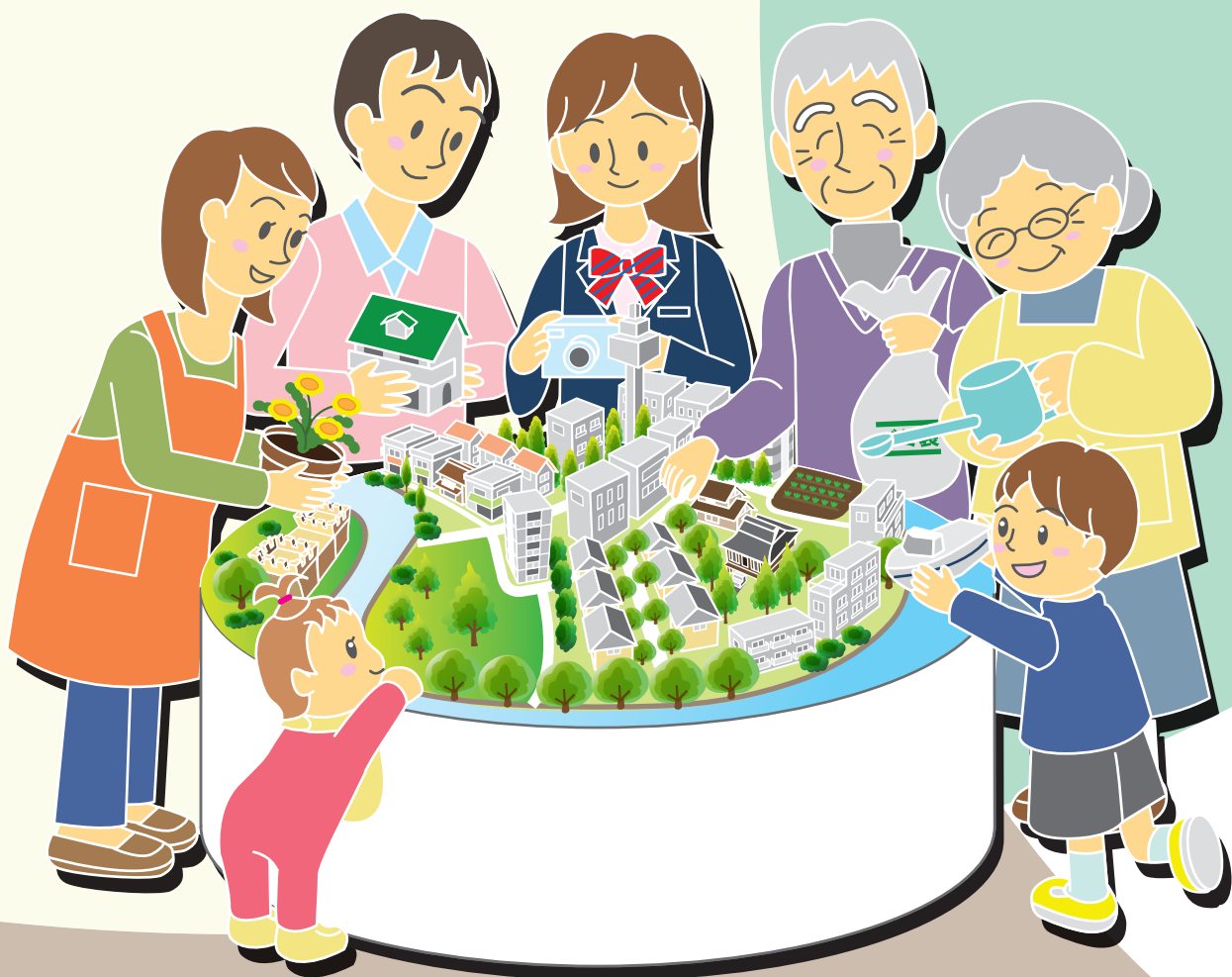


(改定案)

江戸川区 景観計画

まちを元気にする計画



目次

基本的な考え方

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 第1章 江戸川区景観計画のねらい | 3 |
| 第1節 策定の背景と目的 | 3 |
| 第2節 計画の位置づけ | 5 |
| 1 計画の位置づけ | 5 |
| 2 計画の期間と見直し | 6 |
| 3 景観計画区域 | 6 |
| 第2章 江戸川らしさの発見 | 8 |
| 第1節 江戸川区の現況 | 8 |
| 1 江戸川区の概要 | 8 |
| 2 自然的条件の整理 | 11 |
| 3 社会的条件の整理 | 13 |
| 4 区民意識 | 18 |
| 第2節 江戸川らしさとは | 19 |
| 1 区民が発見した「江戸川らしさ」 | 19 |
| 2 本区の景観を構成する要素 | 19 |
| 3 要素ごとの江戸川らしさ | 20 |
| 4 区民の江戸川らしさを守り育てるアイデア | 25 |
| 第3章 計画の目標と基本方針 | 26 |
| 第1節 目標 | 26 |
| 第2節 基本方針 | 26 |
| 1 水に親しみ、緑を育もう | 27 |
| 2 これまで創り育てたまちの宝物を大切にしよう | 28 |
| 3 住み良く心地良いまちなみを育てよう | 29 |
| 4 生き生きとしたまちの表情をつくろう | 30 |
| 5 区民の想いを活かし協力して進めよう | 31 |

計画の進め方

| | |
|---|-----------|
| 第4章 大景観区 ～多様な江戸川らしさのある7つの地域～ | 32 |
| 小松川・平井地域 | 33 |
| 中央地域 | 35 |
| 葛西地域（北部） | 37 |
| 葛西地域（南部） | 39 |
| 小岩地域 | 41 |
| 鹿骨地域 | 43 |
| 東部地域 | 45 |

第5章 区の顔となる景観まちづくり ～景観法に基づく届出・協議制度～ 47

第1節 景観軸・景観拠点 ～区の顔となる地域の景観形成～ 47

1 景観軸・景観拠点の設定 47

2 景観軸・景観拠点の景観形成の考え方 50

3 景観軸・景観拠点における景観形成 51

(1) 臨海景観拠点 51

(2) 大河川景観軸 57

(3) 親水河川景観軸 63

(4) 親水公園景観軸・親水緑道景観軸 68

(5) 道の景観軸 73

(6) 駅の景観拠点 78

(7) 公園の景観拠点 83

(8) 農の景観拠点 88

(9) 一般地域 93

4 色の使い方と色彩基準 95

5 良好な夜間景観の形成に関する方針 99

6 屋外広告物の表示等に関する方針 101

第2節 届出・事前相談について 102

第3節 景観重要資産 ～地域資源の保全・活用・整備～ 105

**第6章 小景観区 ～区民主体の活動による景観まちづくり～
景観まちづくりの推進に向けて** 112

第1節 小景観区 112

1 小景観区のまちづくりの考え方 112

2 小景観区のまちづくりを支える仕組み 115

3 小景観区のまちづくりの種類 117

4 小景観区のまちづくりの進め方 120

5 景観まちづくり活動の着眼点 123

第2節 景観まちづくりの推進 127

1 区民・事業者・行政の役割 127

2 施策の体系 129

(1) 景観まちづくりの普及 130

(2) 景観まちづくり活動への支援 131

(3) 景観形成事業の推進 132

(4) 景観まちづくりの推進体制の確立 135

1 景観計画策定の経緯体制・体制経緯 資-1

2 区民が発見した江戸川らしさマップ 資-9

3 景観まちづくり資源図 資-23

4 本区のまちづくり略歴 資-37

基本的な考え方

第1章
p3-7

江戸川区景観計画のねらい

策定の背景と目的

- 区民と区の協働により、**水と緑を基盤とした豊かなまちの環境**が整ってきました。
- まちの魅力をさらに高める**ため、景観を視点に、地域の環境を捉えたまちづくりが必要です。

↓

- 「**わがまちに誇りの持てる景観**」を育成します。
- 「**将来に夢を持てる計画**」として皆で取り組みます。

計画の位置づけ

景観法
↓
東京都景観計画

2100年の江戸川区(共生社会ビジョン)・
2030年の江戸川区(SDGsビジョン)
↓
江戸川区都市マスタープラン
↓
江戸川区みどりの基本計画

江戸川区景観計画

← 整合性 整合性 →

第2章
p8-25

江戸川らしさの発見

- 「**江戸川らしさ**」は、土地が育んできた様々な要素が重なり合って形成されています。

第3章
p26-31

計画の目標と基本方針

目標

水と緑に育まれた、
多様な「江戸川らしさ」を
活かした景観まちづくり
～まちを元気にする計画～

基本方針

水に親しみ、緑を育もう

海と河川、親水施設を核とした、
水と緑の景観を広げる

**これまで創り育てたまちの
宝物を大切にしよう**

地域と一体となった歴史的・文化的
資源の保全・活用を進める

**住み良く心地良い
まちなみを育てよう**

江戸川らしさを感じる地域資源を
活かし、個性あるまちなみをつくる

**生き生きとしたまちの
表情をつくろう**

区民や地域産業の持つパワーを
活かし、江戸川らしさを引き出す

**区民の想いを活かし
協力して進めよう**

区民主体の活動を活性化し、発意と
共感による景観まちづくりを進める

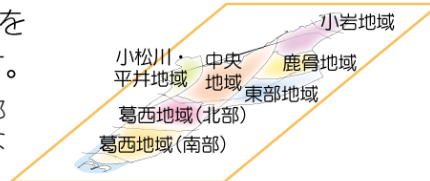
計画の進め方

大景観区 ～多様な江戸川らしさのある7つの地域～

第4章
p32-46

- 江戸川らしさを活かした景観まちづくりを進めるための地域特性やテーマを示します。

※大景観区の区分は、令和5年3月より江戸川区都市計画マスタープランの7地域の区分と同じになりました。

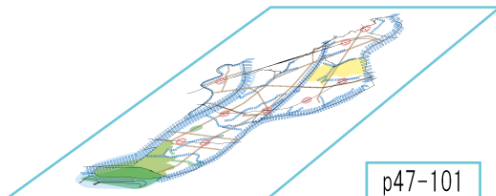


区の顔となる景観まちづくり ～景観法に基づく届出・協議制度～

第5章
p47-111

景観軸・景観拠点 ～区の顔となる地域の景観形成～

- 区の顔となる景観上重要な地域を景観軸・景観拠点に指定し、重点的に景観形成を進めます。



p47-101

臨海景観拠点／大河川景観軸／親水河川景観軸
親水公園景観軸・親水緑道景観軸／道の景観軸
駅の景観拠点／公園の景観拠点／農の景観拠点

届出・事前相談

- 届出・事前相談について

p102-104

景観重要資産 ～地域資源の保全・活用・整備～

- 地域のシンボルとなる資源を景観重要資産に指定し、保全・活用・整備します。

p105-111

景観法を活用した取組

小景観区

第6章
p112-135

～区民主体の活動による景観まちづくり～
景観まちづくりの推進に向けて

小景観区

- 区民主体の景観まちづくり活動を活性化し、多様な江戸川らしさを創造・再生・育成します。



p112-126

景観まちづくりの推進

- 区民・事業者・行政がお互いに連携して、景観まちづくりを進めます。
- 景観まちづくりの方針を区民に周知し、景観まちづくりの普及、活動への支援の確立を進めます。

p127-135

第1章 江戸川区景観計画のねらい

第1節 策定の背景と目的

1 背景

本区は、水と緑豊かな自然・環境の中に、多様な歴史・文化が刻まれ、多様な人々の暮らしが営まれてきました。これらの多様性、日常の風景そのものが江戸川区の特徴「江戸川らしさ」と考えます。景観まちづくりにおいても、この多様性を尊重し「江戸川らしさ」を伸ばしていくことが重要です。

(1) 自然・環境…海、川、緑、農地

海と7つの一級河川に囲まれた水と緑豊かな江戸川区。かつて、水上交通や農業用水に利用された420kmに及ぶ水路は、親水公園や緑道に生まれ変わりました。

また、小松菜や花卉産業なども盛んで農地も多く残されています。公園面積は23区一を誇っており、篠崎公園や葛西臨海公園などの大規模公園、多くの街区公園などが整備されています。



一之江境川親水公園

(2) 歴史・文化…下町、住宅地、農業、商工業

本区にはかつて、のどかな農村風景や漁村風景が広がっていました。近年、急激な都市化により、戸建住宅の開発、マンション建設などが進みました。

一方で、今も残る下町の雰囲気、昔から続く農業、伝統工芸、工業や商業など様々な産業が営まれています。



伝統工芸である江戸風鈴

(3) 暮らし…地域活動、ボランティア

年間を通じて、様々な地域で催しやイベントが行われています。

また、区内全域でボランティア活動が活発に展開され、その多様な営みがまちの風景となっています。区民の生き生きとした暮らしそのものが江戸川区の特徴です。



小岩フラワーロードのボランティア活動

2 景観法と景観計画

景観法第2条の基本理念では、良好な景観とは

- ① 美しく風格のある国土・潤いある豊かな生活環境に不可欠
- ② 地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成
- ③ 地域住民の意向を踏まえ、地域の個性及び特色の伸長に資する
- ④ 地方公共団体、事業者及び住民による一体的な取組
- ⑤ 現にある良好な景観の保存だけでなく、新たに良好な景観を創出すると規定されています。

本区の景観計画は、この基本理念に則り、良好な景観形成を目指します。

本区の特徴は「水と緑豊かな自然環境」です。そして、コミュニティ豊かな「共育・協働・安心のまち」です。景観計画のねらいは、区民・事業者・区が一体となって、良好な景観を更に高め「まちを元気にする」ことです。

3 目的

「自然・環境」「歴史・文化」「暮らし」の積み重ねにより育まれてきた「江戸川らしさ」を更に伸ばし、「まちを元気にしていこう」ということが本計画の目的です。

そして、その達成には区民・事業者・行政の協働が不可欠です。策定体制も、最大限、区民の皆様に計画策定の段階から参画頂きたいとの願いを込めたものです。

本計画では、江戸川区都市計画マスタープランにおける7地域の区分を踏まえ、「大景観区」においても7地域単位で地域特性やテーマを示しています。この地域特性やテーマを踏まえ、景観法に基づく取組「区の顔となる景観まちづくり」、区民主体の活動による取組「小景観区」を体系の2本の柱にすえ、総合的な景観づくりを進めます。

こうした取組により「江戸川らしさ」が創造・再生・育成され「わがまちに誇りの持てる景観」「将来に夢の持てる計画」として区民誰もが共有できる良好な景観づくりを目指します。



景観まちづくりワークショップによる江戸川らしさの発見

(1) 区の顔となる景観まちづくり～景観法に基づく届出・協議制度～

本区には、大景観区ごとに、又は大景観区をつなぐように「江戸川らしさ」を感じる地域があります。その中でも本区を訪れた人々が最初に目にする空間、区の顔となる「河川や海、親水公園・緑道や公園、駅や道、農地」を景観軸・景観拠点と位置付けました。

「江戸川らしさ」を象徴するともいえるこれらの軸・拠点は、区民・事業者・区の協働により、重点的に魅力ある景観形成を進めていきます。公共施設については、区が主体となって、景観整備を進めます。

また、だれもが景観を阻害していると思う要因を無くしていくことが必要です。

そのため、本区の景観計画により江戸川区全域の景観誘導を図ることに加え、軸・拠点周辺の土地利用は、届出・協議制度を活用し、建物等の形態・意匠や色彩に関する誘導を行うことで、公共空間と一体となった景観形成を進め、「江戸川らしさ」を象徴する景観を守り育てていきます。



本区の原風景といえる農の風景

(2) 小景観区～区民主体の活動による景観まちづくり～

本区には、大景観区ごとに様々な「江戸川らしさ」があります。

その「江戸川らしさ」を創造・再生・育成する活動を「小景観区」と命名し、個々の活動を通じて、地域の持つ「江戸川らしさ」を更に高める取組を進めていきます。

小景観区では、日々の身近な活動から、まちづくりにおけるルールづくりまで、地域の区民が主役となって、それぞれの「江戸川らしさ」を追求します。区では、より多くの区民が参加しやすく、更に活動が活発になるよう、小景観区のまちづくりを支える仕組みをつくっていきます。こうした小景観区の活動が区内全域に広がり、その地域の「江戸川らしさ」が更に伸ばされ、まちがこれまで以上に元気になっていきます。



江戸川区役所前におけるウエルカムガーデナー活動

第2節 計画の位置づけ

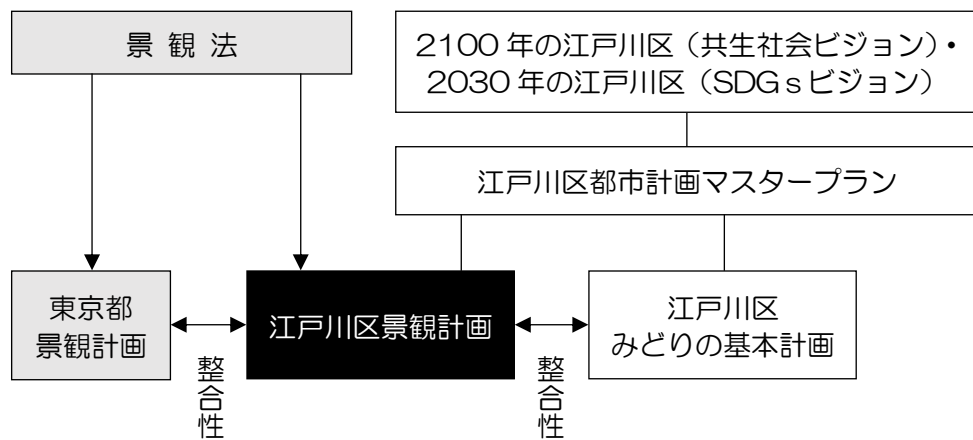
1 計画の位置づけ

「江戸川区景観計画」は、江戸川区独自の取組を紹介する章(第1章から第4章まで、及び第6章)と景観法に基づく取組を紹介する章(第5章)から成り立っています。それらの総合的取組を通して「江戸川らしさ」をさらに魅力あるものにしていきます。

本計画は、「2100年の江戸川区(共生社会ビジョン)」、「2030年の江戸川区(SDGsビジョン)」に基づく「江戸川区都市計画マスタープラン」を上位計画とし、「江戸川区みどりの基本計画」との整合性を図っています。

さらに、景観法に基づく「東京都景観計画」との整合性も図り、本区の良い景観形成への取組の方向性や施策を示した総合的な計画です。

図1-1 景観計画の位置づけ



景観まちづくりの方針図
(江戸川区都市計画マスタープラン)



水と緑のネットワーク方針図
(江戸川区みどりの基本計画)

図1-2 景観計画の位置づけと枠組み



2 計画の期間と見直し

本計画は、10年を目途に見直しを行います。土地利用の推移や社会状況、区民ニーズの変化を踏まえるとともに、本計画の運用状況を検証したうえで、関連する計画との整合性を図ります。

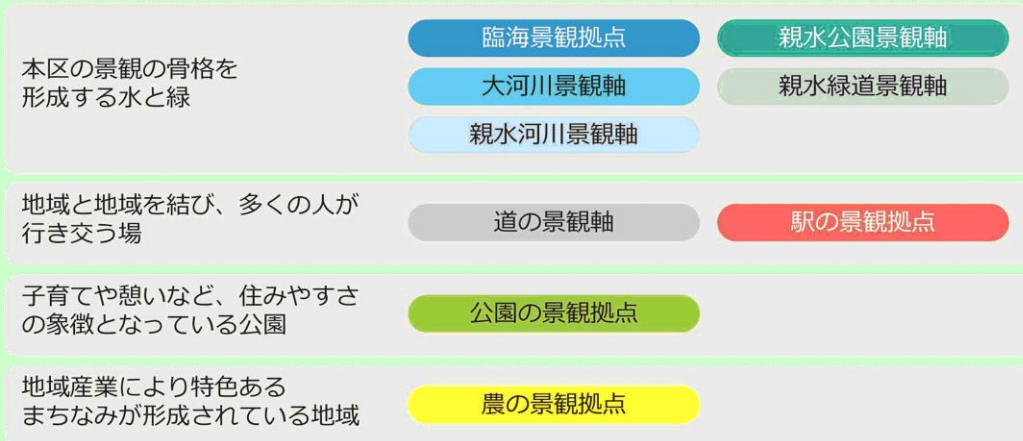
3 景観計画区域

本計画は、江戸川区全域を対象範囲とします。

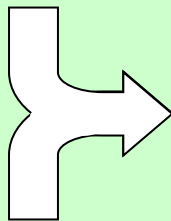
景観計画区域（江戸川区全域）

- 「江戸川らしさ」を実現するための景観形成に関する基本的な方針を定めます。
- 本区の景観計画により景観計画区域（江戸川区全域）における景観誘導を図ることに加え、多くの区民が「江戸川らしさ」を感じる地域、本区を象徴する地域や玄関口となる地域など、区の顔となる地域を景観軸及び景観拠点に指定し、一定規模以上の建築行為などについて、届出協議制度により、良好な景観形成を図ります。

～「江戸川らしさ」と景観軸・景観拠点の関係～



地域の景観まちづくりへの高まり



小景観区のまちづくり

区民主体による「江戸川らしさ」の創造・再生・育成

- 景観まちづくり団体の登録
- 景観まちづくり勉強会
- 景観まちづくりルール作成



景観地区

- 積極的に良好な景観の形成又は保全を図る地区として、景観計画区域内の小景観区のまちづくり活動等を通じて、地域住民の合意のもと指定します。
- 景観地区内では、建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積などが定められ、形態・意匠については区長の認定が必要となります。
- 江戸川区では、4地区が指定されています。

（令和5年4月現在）



景観地区（一之江境川親水公園沿線）

第2章 江戸川らしさの発見

第1節 江戸川区の現況

1 江戸川区の概要

(1)位置

本区は東京都の最東端に位置し、面積が約 49.09 km² と 23 区で4番目の広さを有し、東西約8km、南北約13km の広がりがあります。

東に江戸川・旧江戸川、西に荒川・中川の大河川が流れ、南は東京湾を臨む、水辺に囲まれた都市となっています。

(2)人口・世帯数

令和4年4月の人口は約 69 万人、世帯数は約 35 万世帯です(表 2-1)。

また、平均年齢が 44.55 歳、年齢別人口構成比は年少人口が 12.4%と、東京都 23 区の平均に比べて若年層が多いのが特徴です(表 2-2)。合計特殊出生率が 1.27 人(令和2年人口動態統計)と 23 区平均の 1.12 人に比べて高くなっています。

(3)気候

本区の大気観測データを測定している3局(図 2-2)の年間平均気温は 16.7℃です(図 2-3)。東京地点(中央区)との各月の気温差は平均 0.04℃とほとんどなく、11月は0.5℃以上の差があり、夏は涼しく冬は暖かい環境が形成されています。また、区内3局の年間平均風速は 2.3m/s(図 2-4)で、風通しの良いまちが形成されています。

図 2-1 東京 23 区図



表 2-1 本区の人口

| | |
|-----|------------|
| 人口 | 688,602 人 |
| 世帯数 | 346,769 世帯 |

出典: 令和 4 年 4 月住民基本台帳

表 2-2 本区の人口と 23 区との比較

| 項目 | 江戸川区 | 23 区平均 |
|-------------------------|----------|----------|
| 人口密度(/km ²) | 13,822 人 | 15,175 人 |
| 平均年齢 | 44.55 歳 | 45.01 歳 |
| 人口構成比 | 年少人口 | 12.4% |
| | 生産年齢人口 | 66.2% |
| | 老年人口 | 21.4% |

出典: 令和 4 年 1 月住民基本台帳

図 2-2 区内観測点の位置



図 2-3 月別平均気温令和 3 年

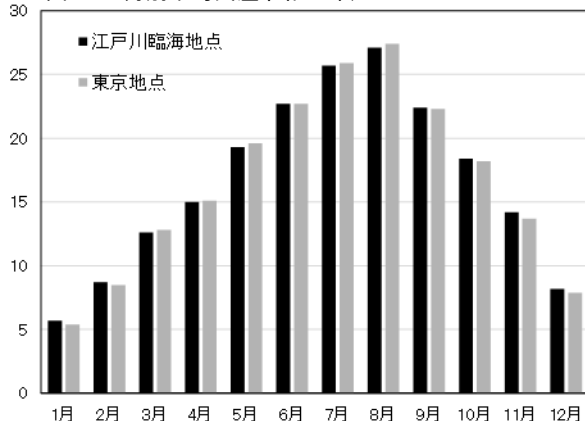
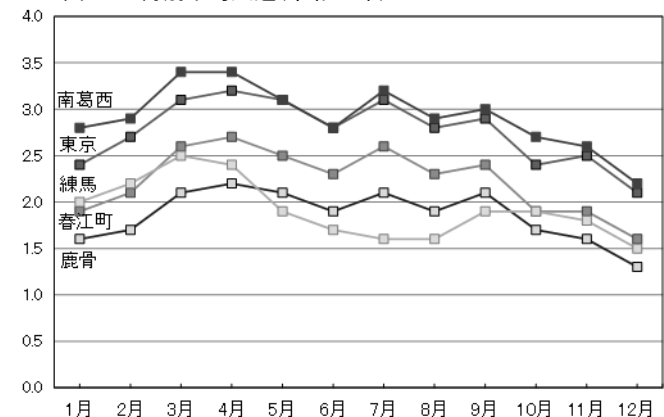


図 2-4 月別平均風速(令和 3 年)



出典: 気象庁気象統計情報・江戸川区大気観測データ

(4) 主な歴史

本区は弥生時代後期あたりに人が住み始めたといわれ、以来現在に至るまで開発や様々な取組が行われてきました。

●本区の歴史は約 1800 年前から

古代、海の底にあった本区は、約 3000 年前から次第に陸地ができてはじめました。そして、約 1800 年前の弥生時代後期に、小岩に人が住み始め、約 1600 年前の古墳時代には、半農半漁の生活を営む人々が住んでいたと考えられています。



江戸川区郷土資料室に展示している出土した土器(上小岩遺跡)

●鎌倉時代の地名

平安時代の末頃から鎌倉時代にかけて、本区とその周辺は「葛西御厨^{かさいのみくりや}」という伊勢神宮の荘園でした。

応永五(1398)年の葛西御厨^{かさいのみくりや}注文によると、下小岩・長島・二江(現 二之江)・鹿骨・今井・東一江(現 東一之江)・上小岩・上篠崎・下篠崎・松本・東小松河(現 東小松川)・一色・西小松河(現 西小松川)・蒲田(現 鎌田)・西一之江・中曽根・下平江(現 下平井)・荒張という 18 の集落の名前が記録されています。これらの地名の多くは現在も使われています。



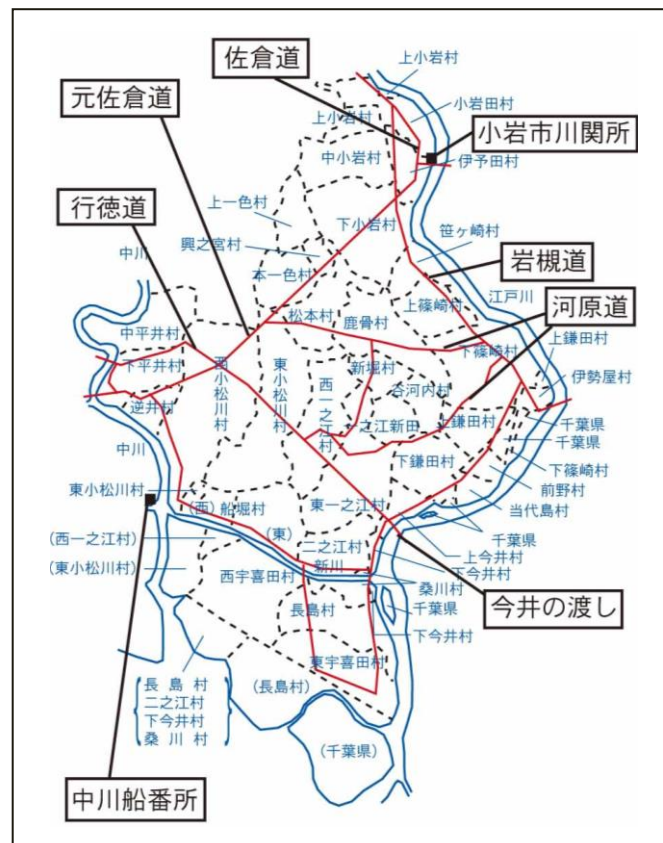
昭和 27 年頃の一里塚
(東小岩六丁目)

●農村風景の中に、旅人と舟が行き交うにぎわい

16 世紀になると北条氏がこの地を治め、次第に人口が増えて耕地も広がりました。徳川家康が関東へ来て江戸の城下町づくりが始まると、本区のほとんどが幕府領となり、宇喜新田、伊豫新田、一之江新田など、新田開発が盛んになりました。

また、元佐倉道、岩槻道、行徳道などの街道が走り、江戸川や新川は水運の大動脈となって多くの舟と人でにぎわっていました。

図 2-5 江戸時代の主な道路と関所



●蓮根・野菜・花卉^{かき}・海苔^{のり}・貝、和傘などの産業の多様化

明治時代は、蓮根、野菜や花卉^{かき}、葛西浦では海苔や貝の養殖が盛んに行われるようになりました。小岩では「小岩は傘でたつ」とまで言われるほど、和傘の特産地として知られていました。

明治27年に現在のJR総武本線が開通し、昭和7年の江戸川区が誕生したときは、人口が約10万人になっていました。



和傘の乾燥風景(小岩)

●太平洋戦争や台風による大きな被害

昭和16年に日本は太平洋戦争に突入り、戦争が激しくなるにつれ、東京も空襲を受けるようになりました。子どもたちは空襲にそなえて、山形県鶴岡市などに集団疎開しました。昭和20年3月の東京大空襲では、小松川・平井一帯が焼失するなど大きな被害を受けました。また、昭和22年、24年と続けて大規模な台風被害を受け、これを契機にさらなる堤防強化や下水道整備が進みました。



キティ台風による被害(平井駅)

●高度経済成長とともに進む都市開発

昭和30年代からの日本経済の高度成長とともに、人口が急増し、急速な都市化により、昭和40年頃には、河川の水質汚濁や大気汚染などの都市環境の悪化が深刻な問題となりました。

このような問題を解決するため、昭和48年に、日本で初めて「親水」という考えに基づき整備した「古川親水公園」を完成させるほか、土地区画整理事業、海面埋立事業などによる道路の整備、公園や街路樹などの緑の充実を図り、安心して安全なまちづくりを進めてきました。



清流が復活した古川親水公園

●区民協働による水と緑が豊かな環境の拡充

これらの水と緑豊かな環境は、町会・自治会を中心とした活動や公園や水辺でのボランティア活動など、様々な区民の活動により、より魅力ある環境として維持・拡充されています。

その後、より豊かな水と緑の環境を整備し、時代の変化に合わせた多様なまちづくりを進め、現在では約69万人が暮らす都市に発展しました。



バラでいっぱいフラワーガーデン

●まちづくり活動の表彰実績

こうした歴史の中で、区民との協働の取組が、地域を元気にし笑顔があふれる、誇るべき江戸川らしさとなっています。これらは、国内外で高く評価され、「古川を愛する会」の緑綬褒章や、リブコム国際賞※での銀賞など多くの表彰を受けています。



愛する会による活動

「江戸川区の史跡と名所」「江戸川区郷土資料室解説シート」より抜粋・一部加工

※ リブコム国際賞「質の高い環境・景観の保全・創造による住み良いまちづくり国際賞」は、「国連環境計画」の支援を受け、国際公園レクリエーション管理行政連合(本部・イギリス)が主催して1996(平成8)年から開催している賞のこと。景観の向上、自然・文化・歴史遺産の管理、環境への配慮、コミュニティとの協働、健全なライフスタイル、将来計画の6項目で審査されます。

2 自然的条件の整理

(1) 地形・河川

本区は、江戸川の河口に広がる三角州の上であり、東に江戸川及び旧江戸川、西に旧中川、荒川及び中川、南に東京湾と、三方を河川と海に囲まれ、区面積の約7割が満潮面以下の低地となっています。

区内を流れる7つの河川は、東京湾からの海風を陸地に運ぶ風の道の役割を担っています。この豊かな水辺の環境により、他区に比べてヒートアイランド現象が緩和されています(図 2-6)。

(2) 緑地・樹木

区の緑地面積は、909.47ha で、緑被率(区全体面積に対する緑地面積の割合)は、18.5%となっています。樹林や、原野・草地が占める割合が高くなっています。増加率をみると、水面・河川・水路(樹林)や農用地(草地)は増加していますが、水面・河川・水路(草地)や農用地(緑被地以外)の面積は減少傾向にあります(図 2-7)。

樹木本数は、約 690 万本(令和4年4月)であり、約 50 年前の約 120 万本(昭和 47 年)に比べて5倍以上に増えています。また、大木も多く分布し、保護樹として登録されている樹木が 280 本(令和4年4月)あります。

小松川千本桜、小岩菖蒲園やフラワーガーデン、なぎさ公園などの花の名所も多く、花と緑豊かなまちなみが形成されています。

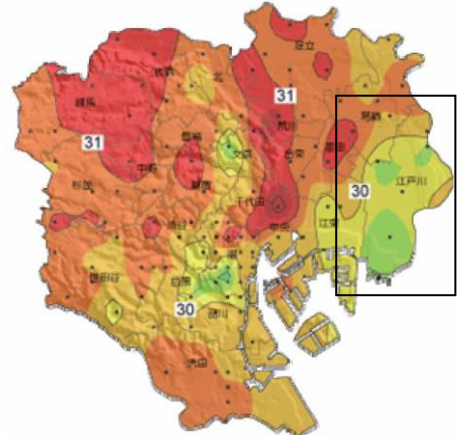
(3) 動植物

本区は、海水(塩分が多く含まれた水)、汽水(淡水と海水が混じり合った水)、淡水(塩分を含まない水)の3つの異なる水域があります。

この多様な水域と、葛西臨海公園の鳥類園や河川敷のヨシ原、河川の水を活かした親水公園や親水緑道、区民の手により創出されたビオトープなどの生き物に配慮した公園・緑地等の保全・整備により、多様な種類の生き物が見られます。葛西海浜公園は平成 30 年 10 月 18 日に都内では初となるラムサール条約湿地に登録されています。

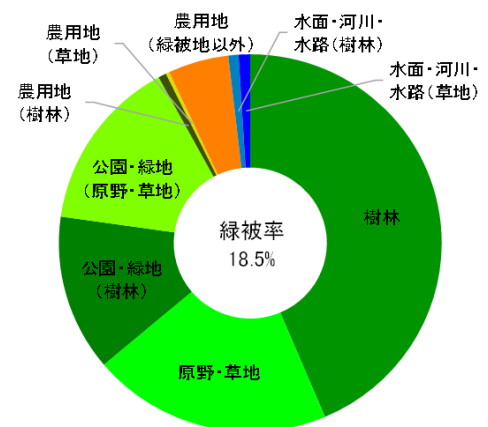
河川敷にはミゾコウジュやタコノアシなどの希少な在来植物、まちなかで身近にみられるスズメやシジュウカラをはじめ、チョウゲンボウ、ホオジロやセイタカシギなど、年間を通じて 50 種以上の野鳥や、トビハゼ、テナガエビやウナギなどの生き物もみられます。

図 2-6 23 区の日最高気温平均値の比較
(平成 17 年度)



出典: エコタウンえどがわ推進計画
(平成 27 年 3 月一部改訂)より

図 2-7 江戸川区の緑被率(平成 18 年度)



出典: 「平成 30 年みどり率調査」東京都
(令和元年9月)



タコノアシ



シジュウカラ



セイタカシギ



トビハゼ

図2-8 水と緑の現況図



3 社会的条件の整理

(1) 歴史・文化

1) 寺社・寺社集積地

善養寺や浅間神社、平井聖天など、寺社が区内各地に分布しています。特に、小岩市川の渡しのあった北小岩三丁目、古川沿いの江戸川六丁目、小松川境川沿いの東小松川には、寺社が集積する趣ある景観が形成されています。



北野神社(北小岩三丁目)

2) 有形文化財・天然記念物等

かつて小岩市川の渡しにあった常燈明石造道標などの有形文化財、区内各所に多く見られる富士塚や庚申塔などの有形民俗文化財、一之江名主屋敷などの史跡、善養寺影向の松や松本弁天の臥竜の松といった天然記念物など、区の文化財に指定・登録している文化財は245件(令和4年5月)あります。このほか、旧小松川^{こもん}閘門や旧海岸堤防の一部など、歴史を感じる資源が多く残っています。



浅間神社の幟まつり(上篠崎二丁目)

図2-9 文化財数(令和4年5月)

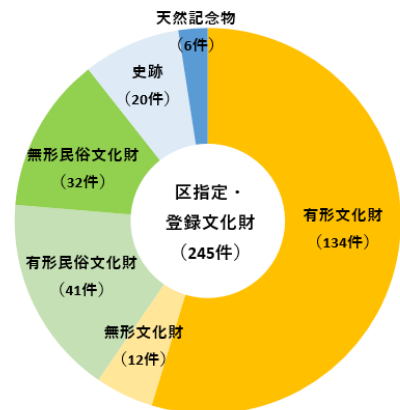
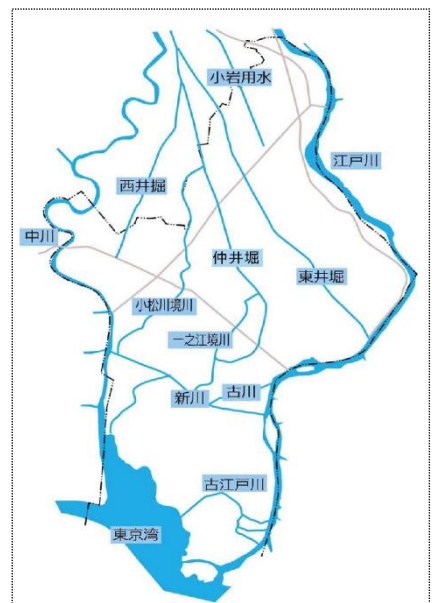


図2-10 明治期の主な水路位置図



出典:「まちの変遷とまちづくりの実績」
江戸川区(平成9年7月)

3) 伝統行事

浅間神社の幟まつりや^{いかずち}雷の大般若、葛西大師まいりなどが今も地域で受け継がれています。

4) 遺跡

上小岩遺跡は、大量の土器を出土しており、集落が形成されていた可能性もあります。

5) 旧道

江戸時代における主要道路として、逆井の渡しから小岩に通ずる元佐倉道、五街道に匹敵する街道として重要視されていた佐倉街道(現千葉街道)、行徳塩の輸送路であった行徳道(現今井街道)、岩槻慈恩寺への参詣道としてにぎわった岩槻道(現篠崎街道)などがありました。これらの旧道は、現在も本区を支える重要な道となっています。

6) 水路跡

かつて区内には全長420kmにも及ぶ水路や中小河川がありました。都市化の進展とともに環境悪化が進みましたが、下水道整備に合わせて歩道や緑道として生まれ変わりました。

現在は、かつてのように水に親しめる施設として親水公園や親水緑道などが全長27kmにわたり整備され、土地の歴史を残す貴重な資源となっています。

図2-11 歴史・文化資源現況図



(2) 都市施設・土地利用等

1) 都市施設等

多様なまちづくり事業により、公園や道路、公共建物など、都市施設が充実しています。

- まちづくり事業: 土地区画整理事業、市街地再開発事業や地区計画など、様々なまちづくり事業を実施し、良好なまちなみが形成されています。
- 幹線道路: 本区を東西に結ぶ京葉道路や葛西橋通り、南北に結ぶ環七通りや船堀街道など、多数の幹線道路が整備されています。
- 鉄道: 戦前より開通していた JR 総武本線や平成元年に全線開通した都営地下鉄新宿線など、都心と千葉県を結ぶ5つの鉄道路線があります。
- レクリエーション施設: 公園・児童遊園等は、昭和45年には、98園、総面積約38haでしたが、令和4年には、496園、総面積約777ha(令和4年4月)となり、23区内一の面積を誇っています。
- 公共建物: 地域活動の拠点となるタワーホール船堀、総合文化センター、しのぎき文化プラザ、各地域の事務所やコミュニティ会館、小中学校などの公共建物が充実しています。
- 水辺の施設: 荒川ロックゲート、江戸川水閘門、今井水門などの水閘門や、大杉橋や明和橋など新中川のシンボル橋を含めて111橋にも及ぶ橋梁など、水辺の施設が多く点在しています。
- 身近な道: 身近な道づくりとして、安心して歩ける道、自転車走行環境、ポケットパークの整備などが充実しています。

2) 土地利用・建物

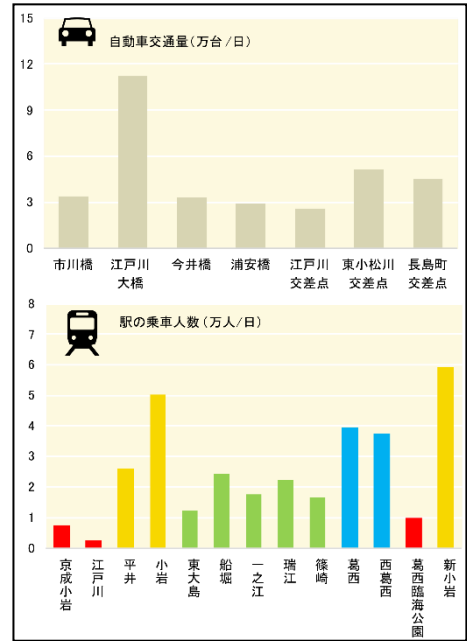
江戸川区の用途地域は、おおむね住居地域が7割であり、商業地域が1割、工業・準工業地域が2割となっています。

建物の9割以上が3階建て以下となっており、区全域に低層のまちなみが形成されています。

3階建てや建築面積の増加、戸建住宅敷地面積の減少などにより、ゆとりある空間が減少傾向にあります。

将来的に、土地利用の転換等による大規模開発が行われる地域については、的確な開発誘導を行っていくことになっています。

図2-12 道路・鉄道交通量



出典：令和3年版統計江戸川

図2-13 公園・児童遊園面積の推移

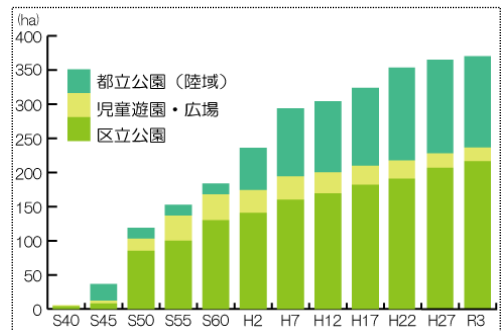
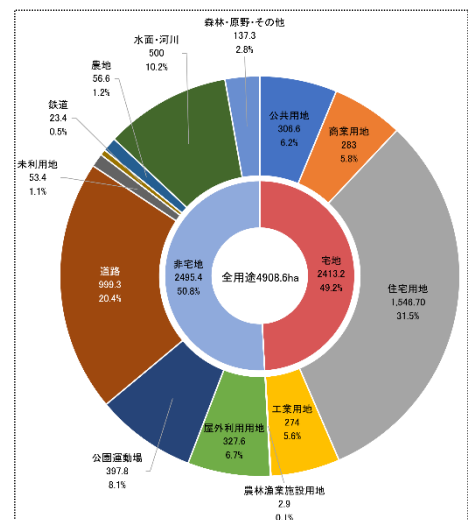


図2-14 土地利用の現況



出典：江戸川区都市計画マスタープラン
(平成31年3月)

(3) 産業・イベント等

1) 商業

駅前を中心に多くの商店街が形成されています。最も多くの商店街が集まるJR小岩駅周辺は、昔ながらの風情が残る商店街に加え、南北の大規模な再開発が進み、新たな魅力あふれるエリアへと進化を遂げています。



小岩フラワーロード(南小岩六・七丁目)

2) 工業

かつて江東工業地帯の外縁として工場が多く分布していましたが、現在は減少傾向にあります。機械や金属などの工場が集積する松江地域やテクノタウン小松川などでは、今なお「ものづくり」が行われています。



工場の集積地(松江四丁目)

3) 農業(小松菜・花卉)

鹿骨地域を中心に、主に小松菜と花卉が生産されています。小松菜の収穫量は、都内でトップの収穫量で、日本一、二を競い、花卉は夏の風物詩として有名な入谷の朝顔市の約7割を生産しています。



小松菜栽培(鹿骨一丁目)

4) 金魚養殖

「金魚のふるさと江戸川区」と言われるほど、古くから金魚の養殖が行われています。現在では養殖業者は減少したものの、国内トップクラスの品質を誇っています。



金魚養殖(一之江六丁目)

5) 屋形船

江戸屋形船事業組合に17件が登録しており、旧江戸川沿いに船宿が分布しています。江戸川に伝わる伝統漁法「投網」を残すため船宿の有志による江戸投網保存会が発足し、5月に葛西臨海公園付近にて「お江戸投網まつり」を実施しています。



お江戸投網まつり(葛西臨海公園付近)

6) 伝統的な地域産業

江戸川区無形文化財・工芸技術に指定されているものは、つりしのぶや江戸扇子など11件あり、このほかにも多くの伝統的な地域産業が残っています。現在、えどがわ伝統工芸産学公プロジェクトなどにおいてブランド化の取組を行っています。



つりしのぶ(松島一丁目)

7) 催し・イベント

江戸川区民まつり、小岩菖蒲園まつり、江戸川花火大会や金魚まつりなど年間を通じて様々な催し・イベントがあります。特に桜やバラ、菖蒲など、区内には花の名所が多く、花に関するイベントが多く開催されています。



小岩菖蒲園まつり(北小岩四丁目)

(4) 区民活動

1) 町会・自治会活動

昭和30年代からの高度成長期に起きた様々な環境問題に対し、区と区民が一丸となってまちの美化活動及び緑化運動を進め、良好な環境をつくり上げてきました。現在でも当時の運動の中心だった町会、自治会などから組織される、環境をよくする地区協議会、親水公園を愛する会などの活動が行われています。

2) ボランティア活動

自治会などの組織とは別に、気の合った仲間同士や個人単位でも多くのボランティア活動が展開され、区内の公園、河川敷、歩道植栽帯などで清掃活動、樹木や草花の手入れ、プレーパークの運営、ビオトープ・花壇づくりなどが行われています。

区は、こうした活動の支援を目的に、アダプト登録制度※をつくり、活動相談をはじめ清掃器具の支給やごみ処理の支援などを行っています。

現在、アダプト制度登録者は合計約10,300人で今も増え続けています。

図2-15 町会・自治会数
(令和3年4月)

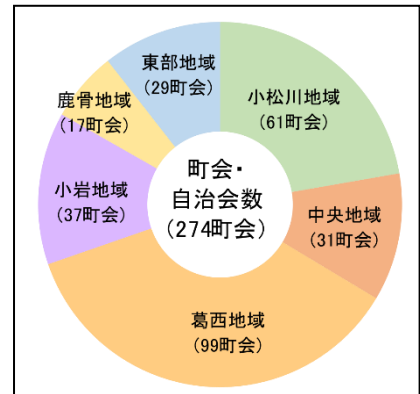
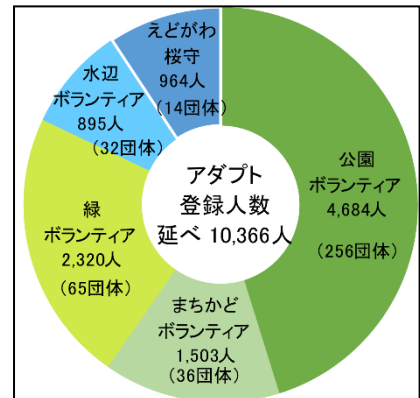


図2-16 アダプト制度登録人数
(令和4年4月)



※重複する団体・個人あり



小松川境川親水公園を愛する会による清掃活動



環境をよくする地区協議会(小岩地域)



プレーパークの運営



葛西東渚の鳥類園友の会による自然観察会

※ アダプト登録制度とは、道路や公園、河川などの公共空間を地域住民や企業などが主体となって、管理していく制度です。直訳すると「養子縁組する」という意味です。

4 区民意識

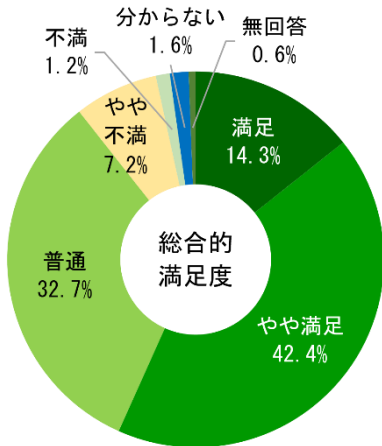
令和3年11月に実施した、第34回江戸川区民世論調査をもとに、景観に関する区民意識を以下にまとめます。

(1) 本区の現状について

本区の現況を総合的に見た場合、「満足」と「やや満足」を合わせると約6割、「普通」は約3割となっています(図2-17)。

項目別に見た場合、「公園・水辺の整備」や「緑化の推進」の満足度が高い傾向にあり、「街の景観」については、平成20年に実施した調査と比べ、「満足」「やや満足」が28%から34.5%へ上昇しています(図2-18)。

図2-17 総合的満足度



(2) 永住意向について

「今後も江戸川区に住み続けたいか」との問いに、「住み続けたい」と「できれば住み続けたい」を合わせた回答が、全体の7割以上を占めています(図2-19)。

図2-19 永住意向

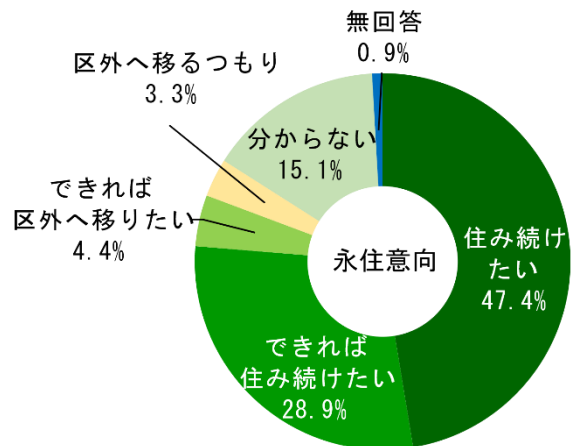
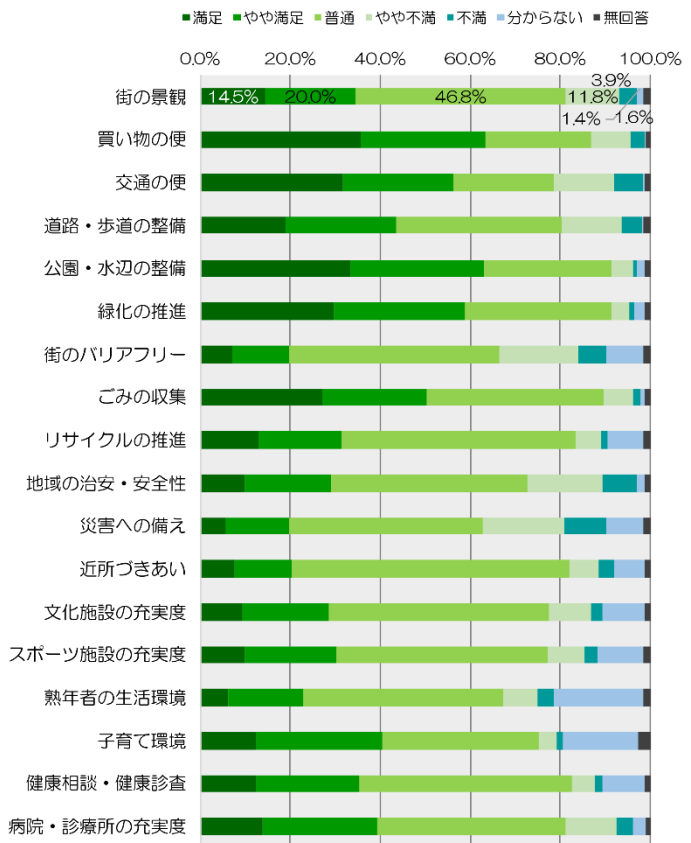


図2-18 区の現状に対する項目別満足度



第2節 江戸川らしさとは

1 区民が発見した「江戸川らしさ」

本区には、地域ごとに様々な景観要素が重なり合って形成される、多様な地域の特性「江戸川らしさ」があります。

江戸川区で暮らす人々が日頃感じる「江戸川らしさ」から、本区の景観について考えていくため、本計画を策定するにあたり景観まちづくりワークショップを開催し、多様な「江戸川らしさ」を発見しました。

これらの「江戸川らしさ」には、目に見えるものばかりではなく、音や匂い、雰囲気などの五感を使って感じるものも含まれます。

●景観まちづくりワークショップ

区民と区職員がともに本区の景観を考える場として、計画策定時に計16回のワークショップを開催し10年後の平成31年に1回、令和元年に3回の計4回、改めて江戸川らしさを見直すワークショップを開催しました。



2 本区の景観を構成する要素

「江戸川区の現況」と「区民が発見した江戸川らしさ」から、景観を構成する主要な要素を5つにまとめました。景観は、これらの要素が重なり合って形成されています。

図2-20 景観を構成する要素



3 要素ごとの江戸川らしさ

景観を構成する要素ごとに、景観特性と今後の課題、区民が発見した江戸川らしさをまとめます。

(1) 水と緑



三方が河川、海の水域に囲まれ、高低差のほとんどない地形的特性となっています。公園や河川敷などの広大なオープンスペース、全域に整備されている親水公園や親水緑道など、水と緑を基盤とした豊かでのびやかな景観を形成しています。

また、水と緑は風の道をつくり、ヒートアイランド現象が緩和されるなど、住み良い環境をつくりだしています。公園面積や街路樹本数は 23 区第一位を誇り、サクラ、ショウブやバラ、ツツジなど数多く分布する花の名所や、多様な生き物など、区民が身近に緑や自然とふれあう機会が数多くあるのが特徴です。

● 景観形成における課題

- ・減少しつつある大木や農地等の保全
- ・風の道を形成する水と緑豊かなまちの保全、創出
- ・より区民が水と緑と親しめる環境、機会づくり
- ・既存の水と緑を活かしたネットワークの形成

● 区民が発見した江戸川らしさ

広大な自然を感じる景観
葛西臨海公園

- ・荒川、江戸川、新中川の堤防
- ・大島小松川公園
- ・葛西臨海公園
- ・船堀タワーホール など

四季の変化を楽しめる景観
小松川千本桜

- ・小松川千本桜
- ・小岩菖蒲園
- ・フラワーガーデン
- ・ポラテア花壇 など

身近な生きものいる景観
荒川中土手

- ・一之江境川親水公園
- ・左近川親水緑道
- ・河川敷ビオトープ など

花見を楽しめる景観
なぎさ公園ツツジ山

- ・ようこうの松
- ・門かぶりの松
- ・保護樹 など

風を感じる景観
荒川の堤防

- ・葛西駅前の風車
- ・荒川、江戸川、新中川
- ・一之江境川親水公園
- などの親水公園、緑道
- ・船堀グリーンロード など

大木や珍しい木のある景観
鹿骨の門かぶり

(2) 歴史・文化



区内各所に遺跡、寺社、伝統行事や大木などの歴史的・文化的資源が点在しており、その多くが都や区の文化財として保全されています。

また、江戸と房総を結んでいたかつての旧道や、区内 420km にもおよんだ用水路、地名、地域の人々によって支えられている伝統行事なども歴史を今に伝える資源となっています。かつて使われていた水^{こもん}閘門の遺跡など、水辺の都市ならではの歴史的・文化的資源が多いのも特徴です。

● 景観形成における課題

- ・まちの歴史を知る機会の拡充
- ・歴史的・文化的資源とその周辺が一体となった景観の保全・創出
- ・すでに失われてしまった歴史的・文化的資源の再生

● 区民が発見した江戸川らしさ

昔の地名が残っている景観
鹿見塚

- ・鹿骨
- ・小岩
- ・下鎌田 など

伝統行事のある景観
浅間神社轡まつり

- ・浅間神社
- ・鹿島神社 など

寺社のある景観
最勝寺（目黄不動）

- ・大雲寺
- ・善養寺
- ・目黄不動
- ・富士塚 など

史跡のある景観
旧小松川^{こもん}閘門（大島小松川公園内）

- ・浅間神社
- ・大雲寺
- ・小岩の渡し跡^{こつん}
- ・旧小松川閘門 など

昔の地形が分かる景観
古川親水公園

- ・新田仲町通り
- ・古川親水公園
- ・東井堀親水緑道
- ・旧海岸堤防 など

昔の地形が分かる景観
海岸水門・旧海岸堤防

(3) まちなみ



土地区画整理事業や再開発事業などにより、道路や公園などの都市基盤が充実し、現在は全域がおおむね良好な住宅地となっています。新しいまちなみの所々に大きな敷地面積をもつ屋敷なども見られ、新旧の建物が混在する景観が形成されています。

● 景観形成における課題

- ・地域特性やシンボルとなる資源を活かしたまちなみの形成とその維持
- ・建物の密度や形状など、ゆとりある市街地の保全
- ・地域のシンボルとなる資源の魅力の向上
- ・電線や鉄塔、屋外広告物などの気になる景観の改善
- ・色彩や建物高さなど、周囲と調和するまちなみの形成

● 区民が発見した江戸川らしさ



- ・小岩駅周辺
- ・平井駅周辺
- ・京成江戸川駅周辺



- ・小岩駅周辺
- ・平井駅周辺
- ・今井街道



- ・鹿骨
- ・東小岩 など



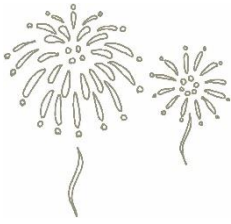
- ・小松川再開発
- ・篠崎駅周辺土地区画整理
- ・清新町・臨海町土地区画整理 など



- ・辰巳新橋
- ・明和橋
- ・江戸川水門 など

- ・船堀橋・平井大橋
- ・なぎさキュータツ
- ・タワーホール船堀

(4) 活力・にぎわい



本区では、子どもたちが公園やまちかどで元気に遊ぶ声、健康の道などでウォーキングを楽しむ夫婦など、区民の生き生きとした姿が多くみられます。また、四季を通じて様々なイベントや催しが行われており、多くの人でにぎわっています。

駅前をはじめとした商業、鹿骨を中心に点在する農業、松江に広がる工業をはじめ、金魚養殖、屋形船や伝統工芸など水辺に囲まれた江戸川区ならではの産業のある景観が、日々の暮らしの中で活力ある景観となっています。

● 景観形成における課題

- ・人の暮らしの姿を活かした景観づくり
- ・にぎわいを創出する機会の拡充
- ・地域産業を活かしたまちの個性の育成

● 区民が発見した江戸川らしさ



- ・親水施設
- ・大規模公園
- ・公園・児童遊園
- ・小中学校



- ・鹿骨一帯
- ・篠崎一帯
- ・北葛西 など



- ・江戸川花火大会
- ・善養寺菊花展 など



- ・健康の道
- ・大規模公園
- ・駅前商店街



- ・駅前商店街

(5)暮らしと活動



これまで区民と区は強いパートナーシップにより、多様なまちづくりを進めてきました。現在、町会・自治会を中心とする組織の活動、アダプト活動、環境保全活動など、区民活動が活発で内容也多岐にわたっています。

●景観形成における課題

- ・これまで培ってきた区民と区のパートナーシップのさらなる拡充
- ・身近な景観の改善
- ・景観まちづくり活動への意識の向上

●区民が発見した江戸川らしさ



地域コミュニティのある景観
小松川境川親水公園

- ・町会自治会の地域祭
- ・ポケットパーク



地域コミュニティのある景観
葛西環境地区大会



学びの景観
東葛西スポーツ公園



ボランティアが活動する景観
竹と親しむ広場

- ・公園ボランティア
- ・まちかどボランティア
- ・緑のボランティア



ボランティアが活動する景観
フラワーガーデン



学びの景観
新左近川親水公園（カキで水質浄化）

- ・海苔の生産体験
- ・第七葛西小学校の水田など

4 区民の江戸川らしさを守り育てるアイデア

景観計画の策定から10年が経過し、まちづくりが進む中で区の景観も変わってきました。そこで、区民が主体となってこの10年を振り返り、江戸川らしさを見直すワークショップを開催したため、景観を構成する要素ごとに、区民の江戸川らしさを守り育てるアイデアをまとめます。

(1) 水と緑

- ・江戸川水閘門こうもんにおけるアユや河川に生息する動植物の保護
- ・親水緑道等の雑草の手入れや花を植える

(2) 歴史・文化

- ・地域の魅力を知る寺社巡りツアーの開催
- ・「えどがわ百景探訪マップ」を活用したまち歩きまち歩きの開催
- ・旧江戸川舟運の活用
- ・歴史マップの作成

(3) まちなみ

- ・無電柱化の推進
- ・地域資源を活用したイベントの開催

(4) 活力・にぎわい

- ・生産地でのあさがお市の開催
- ・地域の魅力を知る散策コースの設定

(5) 暮らしと活動

- ・花卉かきや野菜のビニールハウス見学会の開催
- ・花卉かきの栽培体験
- ・河川や緑道における動植物調査
- ・地域の交流イベントの開催
- ・河川敷等の清掃活動



ワークショップの様子

第3章 計画の目標と基本方針

第1節 目標

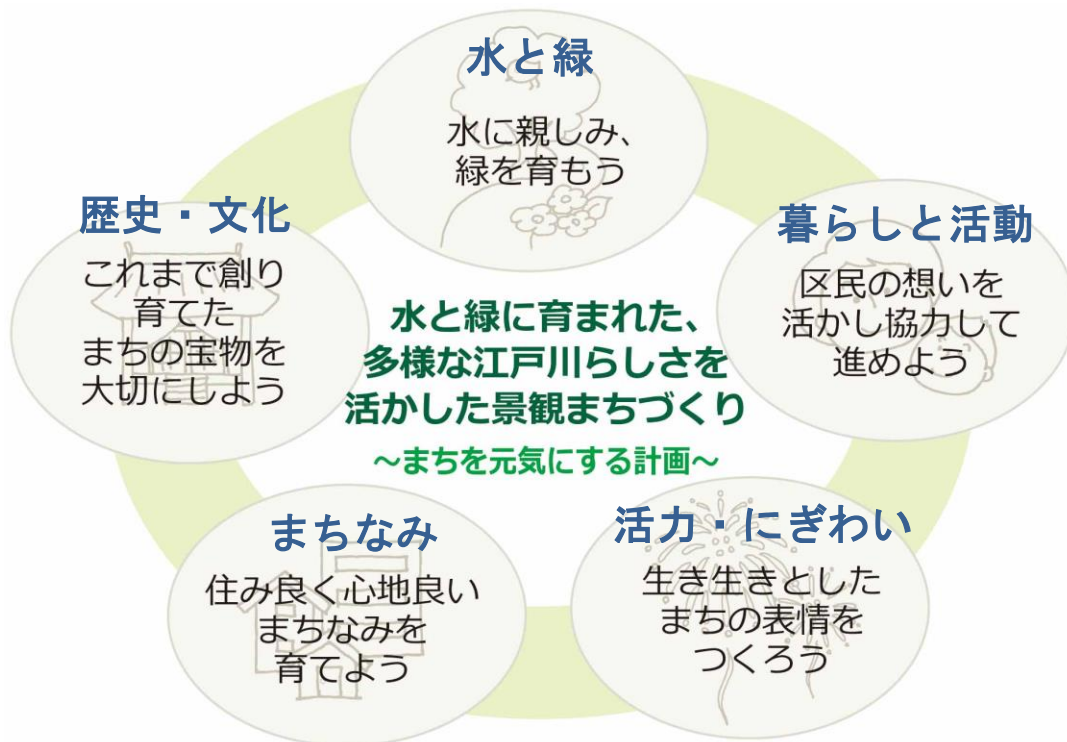
水と緑に育まれた、多様な「江戸川らしさ」を活かした景観まちづくり ～まちを元気にする計画～

江戸川区では、区民と区の協働により、水と緑を基盤とした豊かな環境を育んできました。まちの魅力をさらに高めるため、景観を視点に地域の環境を捉えたまちづくりが必要となります。そこで、「水と緑に育まれた多様な「江戸川らしさ」を活かした景観まちづくり」を目標とします。この計画は、「まちを元気にする計画」です。

第2節 基本方針

目標を実現するため、本区の景観を構成する要素である「水と緑」「歴史・文化」「まちなみ」「活力・にぎわい」「暮らしと活動」の5つの基本方針を設定しました。景観は、これらの要素が複合的に重なり合っ
て形成されるため、これらの視点を組み合わせるとともに、都市計画や建築等のまちづくりの分野をはじめとして、教育などの様々な分野から多面的に景観まちづくりに取り組みます。

目標と5つの基本方針



1 水に親しみ、緑を育もう

—海と河川、親水空間を核とした、水と緑の景観を広げる—



東京湾の海や大河川とともに、これまでつくり育ててきた水と緑は、現在、私たちの暮らしの中に欠かせない身近な自然として、本区の住みやすさ、子育てのしやすさを象徴する環境となっています。この豊かな環境を後世に伝えていくため、海と河川、親水空間を核とした、水と緑の景観をさらに広げていきます。

視点-1 水と緑を守り育てる

- ・ 豊かな水と緑があり、風の道を形成している臨海部や大河川、大規模公園などでは、空と水と緑が一体となった景観を守り、育てます。
- ・ 多くの生き物のすみかとなっている干潟、アシ原や樹林などを保全・創出・育成します。
- ・ 住宅、商店や事務所など、まちに潤いを与える沿道の身近な緑を拡充します。
- ・ 公園、広場やポケットパークなどの公共空間を地域の庭として活用し、身近な緑を育てます。
- ・ 街路樹、公園や学校などの緑を大切に育てるため、維持管理を拡充します。

視点-2 水と緑に親しむ

- ・ 水辺の都市として発展してきた歴史を踏まえ、水と緑を活かした多様なレクリエーションやイベント等を楽しむ景観を拡充します。
- ・ 水と緑をより身近に親しめるよう、アクセスの向上を図ります。

視点-3 水と緑のネットワークを拡充する

- ・ 大河川、親水河川、親水公園、親水緑道やかつての用水路を活かした緑道など、多様な親水ネットワークを活かし、その沿線のまちなみが一体となった水と緑の景観を拡充します。
- ・ 既存のネットワークを活かし、区内に点在する花の名所や大規模公園などの拠点をつなぐことで、楽しい散歩道や生き物の回廊となる水と緑のネットワークを拡充します。



春の荒川河川敷

2 これまで創り育てたまちの宝物を大切にしよう

—地域と一体となった歴史的・文化的資源の保全・活用を進める—



本区には先人達が築きあげてきた、まちの歴史や文化、暮らしの中で大切にしている「こと、ひと、もの」などの宝物があります。本区の歴史や文化を象徴する資源や、貴重な資源などの宝物を引き継ぎ、発展させながら次世代につないでいく必要があります。これらの歴史的・文化的資源を保全・活用し、その周辺地域が一体となった修景を進めるとともに、楽しく学ぶ機会をつくります。

視点-1 まちの歴史を知る

- ・ 歴史や文化を知ることから景観まちづくりを進めるため、まちの歴史や文化を伝える機会を増やします。

視点-2 土地の記憶を活かす

- ・ 歴史ある地名や伝説、風習、産業、かつての用水路や旧道、時代の変遷とともに縮小したり、消失してしまった歴史的・文化的資源など、多様な土地の記憶を大切にします。
- ・ 生き生きとした景観として、まちの個性を引き立たせるために、かつての歴史や文化を現在の暮らしの中で活かす機会を増やします。

視点-3 歴史的・文化的資源を保全する

- ・ 寺社、富士塚や屋敷などの文化財や地域に親しまれている建造物や名木・古木などの歴史的・文化的資源を保全します。
- ・ 現存する歴史的・文化的資源とその周辺の雰囲気为一体となった修景を図ります。
- ・ 水閘門こうもんや橋梁などの水辺のランドマークを活かし、水辺の都市として発展してきた本区の歴史や文化を伝えていきます。



善養寺の菊花展

3 住み良く心地良いまちなみを育てよう

—江戸川らしさを感じる地域資源を活かし、個性あるまちなみをつくる—



本区には、まちの成り立ち、周辺環境、土地利用などの多様さから、地域ごとに特色あるまちなみが形成されています。こうした江戸川らしさを感じる地域資源を活かし、個性豊かで快適なまちなみをつくります。

視点-1 江戸川らしさを引き出すまちなみをつくる

- ・ 寺社の集積、旧海岸線、新しい住宅地など、まちの成り立ちや特色を踏まえて、それぞれの地域ごとの「江戸川らしさ」を引き出すまちなみを育てていきます。
- ・ 住宅地では、緑豊かな環境の中で日々の生き生きとした生活景観をつくります。
- ・ 工業地では、工業の活気ある景観と周辺の住宅地が調和する景観をつくります。
- ・ 商業地では、多くの人が集まり、にぎわう地域の顔となる景観をつくります。
- ・ 道路や鉄道から見える連続性に配慮した景観をつくります。

視点-2 シンボルとなる資源を保全・活用する

- ・ 暮らしの中で親しまれ、地域のシンボルとなっている寺社の建物、樹林や大木を保全します。
- ・ 利用頻度の高い文化・教育施設、公共建築物や幹線道路などの地域の拠点となっている公共施設は、沿道の修景や色彩の配慮などにより景観の質を高めます。
- ・ 地域の活動拠点であるコミュニティ会館や学校では、生き生きと活動する区民の姿が引き立つ親しみのある景観を育てます。

視点-3 気になる景観を改善する

- ・ ゴミの出し方やペットの散歩マナー、自転車の置き方など、区民、事業者、行政が協働して、生活景観を整えます。
- ・ まちの特性を踏まえ、電線や電柱、屋外広告物などの気になる景観を改善することに努めます。



北小岩の住宅地のまちなみ

4 生き生きとしたまちの表情をつくろう

—区民や地域産業の持つパワーを活かし、江戸川らしさを引き出す—



笑顔あふれる暮らしや地域が潤う産業がある元気なまちは、江戸川らしさのあるにぎわいの景観につながります。これらの区民や産業のもつパワーを活かして江戸川らしさを引き出し、生き生きとしたまちの表情をつくります。

視点-1 元気な子どもの姿を活かす

- ・子どもたちの元気な笑顔がいつもまちにあふれるよう、通学路や公園など子どもたちが安心して遊び、学べる環境やコミュニティを育てます。

視点-2 人が楽しみ、交流する景観をつくる

- ・お花見、花火や区民まつりなど、四季を感じる多様なイベントを開催します。
- ・多世代の人々が憩える木陰のポケットパークや道沿いのベンチを配置するなど、日常生活の中で人々が楽しみ、交流する景観を育てます。
- ・駅前や幹線道路などのまちの顔となる場所では、アート作品等を効果的に活用し魅力を高め、風格ある景観をつくり、心地良いにぎわいの景観を育てます。

視点-3 地域産業を景観に活かす

- ・小松菜や花卉^{かき}を代表とする農業、金魚養殖、屋形船や造船所など、江戸川らしさのある様々な地域産業をまちの宝物として意識し、景観まちづくりに活かしていきます。
- ・地域の身近な商店街などでは、人が集まり、交流するにぎわいのある景観まちづくりを進めます。



多くのボランティアによって支えられている区民まつり

5 区民の想いを活かし協力して進めよう

—区民主体の活動を活性化し、発意と共感による景観まちづくりを進める—



より良い景観は、身のまわりの身近な景観をよりよくしていくことから始まります。まちづくりの中に、「景観」という視点を加え、地域をより理解し、愛着を深めていけるよう、区民主体の活動を活性化し、区民発意と共感による景観まちづくりを進めます。

視点-1 地域力を活かす

- ・ 町会・自治会を中心とする組織をはじめとした様々なボランティア団体、サークル活動団体等の多種多様なコミュニティを活かし、景観まちづくり活動を発展させていきます。
- ・ より質の高い景観形成のために、建築や花卉園芸などの地域の専門家^{かき}が活躍する場を増やします。

視点-2 身近な景観を改善する

- ・ 日常生活の中で、区民一人ひとりが江戸川らしさや周囲への配慮を大切にしたい、景観まちづくりを進めるための情報を提供します。
- ・ 景観まちづくりの活動の輪を広げ、地域で身近な景観を改善していきます。

視点-3 子どもたちとともに景観への意識を高める

- ・ 自分のまちの江戸川らしさを発見・再確認するなど、誇りと愛着を持てるまちを育てます。
- ・ 江戸川らしさを次世代に伝えていくため、子どもたちとともに景観への意識を高めるために、景観まちづくり学習を開催する機会を増やします。



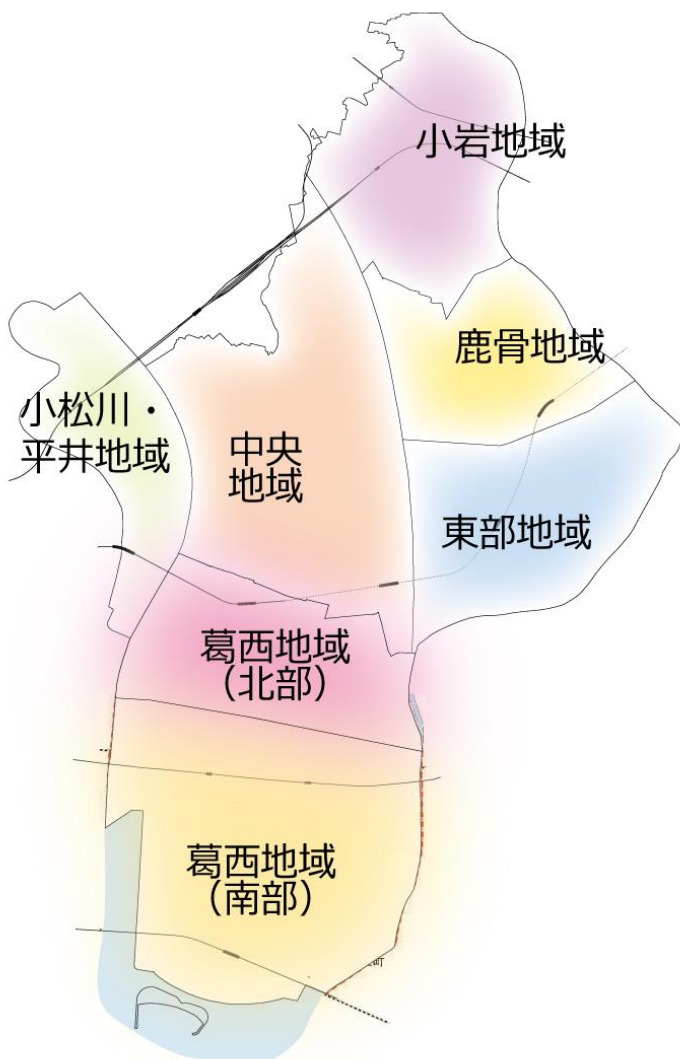
東葛西スポーツ公園の稲刈り体験

第4章 大景観区～多様な江戸川らしさのある7つの地域～

本区には地域ごとに異なる多様な江戸川らしさがあります。それら地域ごとの特色を活かした景観まちづくりを進めるため、地勢的条件や市街地形成の歩み、これまで培われてきたコミュニティの状況を踏まえ、江戸川区都市計画マスタープランと同様に、7地域を大きな景観のまとまりとして「大景観区」と設定します。

大景観区ごとに第2章「江戸川らしさの発見」、第3章「計画の目標と基本方針」を踏まえ、景観まちづくりのテーマ、方針を示します。

これらに基づき第5章「区の顔となる景観まちづくり～景観法に基づく届出・協議制度」、第6章「小景観区～区民主体の活動による景観まちづくり」を進めていきます。



大きな河川に囲まれた新旧の
まちなみが共存する小松川・平井地域

人々のにぎわいがせせらぎに映える
区の中心としての中央地域

川辺のまちの歴史と文化が息づく
葛西地域(北部)

新しさの中に海辺のまちの
歴史と文化が息づく葛西地域(南部)

古い歴史の中に暮らしの温もりと
にぎわいがある小岩地域

農の風景の中に
暮らしの文化が育つ鹿骨地域

豊かな水と緑うるおう
伸びやかな風景が広がる東部地域

小松川・平井地域

(1) 景観まちづくりのテーマ

大きな河川に囲まれた新旧のまちなみが共存する小松川・平井地域

小松川・平井地域は、荒川、旧中川の水辺に囲まれた地域であり、「大きな河川に囲まれた新旧のまちなみが共存する小松川・平井地域」として、景観まちづくりを進めます。

●小松川千本桜や大島小松川公園を中心に、中高層のまちなみが広がる小松川

市街地再開発事業により、小松川防災拠点として大規模団地、工業地、大規模公園等が整備され、近代的なまちに生まれ変わりました。また、花の名所となっている小松川千本桜が整備されるなど、水辺に囲まれた緑豊かなまちなみが形成されています。



小松川千本桜
(小松川一丁目)

●平井駅周辺の歴史ある商店街を中心に、歴史的資源が点在する平井

平井駅周辺は、早くに商業が発展したため、多くの建築物で老朽化が進んでいます。また、平井聖天や平井の渡し、平井一丁目付近の寺社の集積地など、歴史を感じる資源が点在しています。



平井聖天燈明寺
(平井六丁目)

(2) 景観まちづくりの方針

1) 親水空間を活かした楽しさあふれる水と緑の景観

- ・ 空と水辺が一体となった広大なオープンスペースを活かし、多様な動植物が生息する荒川・中川の自然のパノラマ景観を守ります。
- ・ 開放感あふれる空間の中で水上スポーツなどのレクリエーションを楽しみ、多世代が憩う大島小松川公園や荒川河川敷、旧中川の景観を守り育てます。
- ・ 小松川千本桜を地域が一体となって保全・育成し、花の名所として区内外の人々が楽しめる景観を育てます。
- ・ 荒川・中川、旧中川により、周囲を親水空間に囲まれた特性を活かし、四季を通じて人々が集い、親しむ水と緑のネットワークを拡充します。
- ・ 旧中川沿いや荒川沿いでは、落ち着いた色調の利用や緑化の充実により、水辺環境と調和した景観づくりに努めます。



荒川堤防上の健康の道
(小松川一丁目付近)



世代を結ぶ平和の像
(小松川さくら公園)

2) 水辺の歴史・文化を今に伝える景観

- ・ 平井聖天燈明寺やその周辺に点在する寺社や平井の渡し跡などを活かし、歴史を感じる景観まちづくりを進めます。
- ・ 平井一丁目付近の寺社集積地の歴史的・文化的資源を景観まちづくりに活かします。
- ・ 荒川と旧中川の合流地点周辺に点在する逆井の渡し跡や旧小松川こうちん閘門など、水とともに発展してきた本区の歴史を伝える資源を景観まちづくりに活かします。
- ・ 戦火の中で焼け残った旧江戸川区文書庫を、平和の尊さを後世に伝える貴重な資源として保全し、景観まちづくりに活かします。



最勝寺(目黄神社)
(平井一丁目)



旧江戸川区文書庫
(小松川三丁目)

3) 新しさと歴史が調和するまちなみの景観

- ・ 小松川地区では、防災拠点として生まれ変わった緑豊かな新しいまちなみの景観を育てます。
- ・ 平井駅周辺はまちづくりの機会を捉え、地域の玄関口としてにぎわいの景観を育てます。
- ・ JR 総武本線や都営地下鉄新宿線の車窓からの景観を意識したまちなみをつくります。
- ・ 蔵前橋通り、京葉道路、ゆりのき橋通りなど、本区の顔として風格ある幹線道路のまちなみの景観を整えます。
- ・ 多くの人が集まる小松川さくらホールや小松川事務所などの公共施設を、文化を発信する拠点として景観まちづくりに活かします。
- ・ 川を通じて多くの人々が親しめる地域のランドマークとして荒川ロックゲートを活かします。



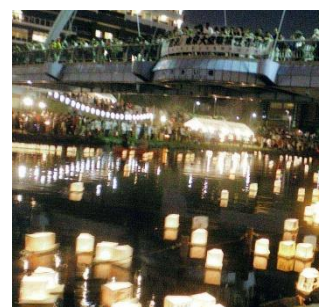
小松川大規模団地のまちなみ
(小松川二丁目)

4) 暮らしの中で育まれるにぎわいの景観

- ・ 荒川堤防の小松川千本桜まつりをはじめ、旧中川の灯籠流し、平井駅前の正月用花の展示即売会など、四季を感じるイベントや催しによる景観を育てます。
- ・ 平井駅を中心に南北に延びる平井駅通り沿道や、団地内などの商店街では、安心して歩いて楽しむことができるまちなみの形成とともに、市街地再開発事業により駅前空間がリニューアルする平井駅北口周辺では新たな地域の玄関口としてにぎわいの景観を育てます。
- ・ テクノタウン小松川など、地域産業のある景観を大切にします。



平井駅南口商店街のまちなみ
(平井三丁目)



旧中川の灯籠流し
(ふれあい橋付近)

中央地域

(1) 景観まちづくりのテーマ

人々のにぎわいがせせらぎに映える区を中心としての中央地域

中央地域は、荒川と新中川に挟まれた新大橋通り以北の地域で、「人々のにぎわいがせせらぎに映える区を中心としての中央地域」として、景観まちづくりを進めます。

●小松川境川親水公園を軸に、商業や寺社の集積するまちなみを持つ 松島・東小松川

地域の中心に小松川境川親水公園が流れ、その沿線に新小岩駅（葛飾区）から広がる商業のまちなみや、寺社が集積するまちなみが形成されています。



小松川境川親水公園
(松島一丁目付近)

●一之江境川親水公園と環七通りを中心に、農が点在する水と緑 豊かな松本・大杉・一之江

一之江境川親水公園を中心に、戸建ての住宅地の中に農地が点在する景観が残っています。また、中央部には環七通りがあり、沿道に中高層建物が並ぶまちなみが形成されています。



一之江境川親水公園
(一之江六丁目付近)

●区役所や図書館などの公共施設、工場や商店と住宅地が共存する 中央・松江

区役所や図書館などの公共施設が集積し、その周辺は、区の主要な工業集積地となっています。近年では集合住宅への転換が多く、住工が混在する特色あるまちなみが形成されています。

また、区役所本庁舎移転後の跡地、大型公共施設であるグリーンパレスや総合体育館の将来的な方向性も踏まえた上で、新たなまちなみの形成を進めます。



江戸川区役所
(中央一丁目)

(2) 景観まちづくりの方針

1) 2本の親水公園を軸とした水と緑の景観

- ・小松川境川親水公園と一之江境川親水公園を軸とした親水空間と、桜並木のある原さくら通りなどの点在する花の名所などの緑の拠点をつなげ、人々が集い、親しめる水と緑のネットワークを拡充します。
- ・空と河川が一体となった、荒川・中川、新中川の自然のパノラマ景観を守ります。
- ・豊かな生き物の生息環境を保全し、多世代が憩う中堤や河川敷の景観を守り育てます。
- ・中川、新中川沿いでは、落ち着いた色調の利用や緑化の充実により、水辺環境と調和した景観づくりに努めます。



荒川・中川の中堤
(松島一丁目付近)

2) かつての人々の往来や暮らしを感じる歴史・文化の景観

- ・ 東小松川の寺社集積地や香取神社などの小松川境川親水公園沿線の歴史的資源を活かした景観を守り育てます。
- ・ 寺社や農地、大木、屋敷林、仕立てた樹木等を持つ民家など、本区の原風景と言える歴史的・文化的景観が残る一之江境川親水公園沿線の景観を守り育てます。
- ・ かつての人々が往来し、にぎわった歴史を今に伝えるため、今井街道(行徳道)、千葉街道(元佐倉道)、五分一通り(元佐倉道)、四股(行徳道と元佐倉道の交差点)などの旧道の歴史を活かした景観まちづくりを進めます。



香取神社(間々井の宮)
(中央四丁目)

3) 職住近接の商工業が調和するまちなみの景観

- ・ 環七通りを挟んで新しいまちなみと農や屋敷林が残るまちなみが共存する一之江駅周辺を、まちの玄関口として、人々が交流するにぎわいある景観を育てるとともに、周辺の住宅地と調和した景観づくりを進めます。
- ・ 新小岩駅(葛飾区)から広がる松島の商業地を活かし、にぎわいある景観を育てます。
- ・ 松江・中央の工場の集積地では、周辺の住宅とこれらの町工場が調和したまちなみの景観を育てます。
- ・ 松本・大杉・一之江の農の集積地では、農が点在するゆとりあるまちなみの景観を育てます。
- ・ グリーンパレスや総合文化センター・中央図書館などの文化施設集積地では、小松川境川親水公園と一体となった、文化を発信する拠点として景観まちづくりに活かします。
- ・ JR 総武本線の車窓からの景観を意識したまちなみをつくります。
- ・ 船堀街道、京葉道路、環七通りなど、本区の顔として風格ある幹線道路のまちなみの景観を整えます。
- ・ 新中川に架けられた区内の東西を結ぶ辰巳新橋、大杉橋、明和橋などの橋梁を、地域のランドマークとして景観まちづくりに活かします。



五分一通りの民家
(松島一丁目)



工場が集積するまちなみ
(松江四丁目付近)

4) 人々が集い多様な文化が生まれる景観

- ・ 総合文化センターでの江戸川区特産バラ品評展示会など、四季を通じたイベントによるにぎわいある景観を育てます。
- ・ 一之江の金魚養殖、今井水門周辺の屋形船集積地など、地域産業を景観まちづくりに活かします。



松島の商業が集積する
まちなみ(松島三丁目付近)

葛西地域(北部)

(1) 景観まちづくりのテーマ

川辺のまちの歴史と文化が息づく葛西地域(北部)

葛西地域(北部)は、荒川・中川と旧江戸川に囲まれた葛西橋通り以北、新大橋通り以南の地域で、「川辺のまちの歴史と文化が息づく葛西地域(北部)」として、景観まちづくりを進めます。

●新川・親水公園沿線の落ち着いたきと船堀駅のにぎわいが共存する船堀・二之江

都営地下鉄新宿線の船堀駅周辺への区役所本庁舎の移転に伴い、新たなまちなみを形成するとともに、商業施設などの中高層の建物が建ち並ぶまちなみと、新川や一之江境川親水公園、古川親水公園を中心に、緑豊かな落ち着いたきあるまちなみが形成されています。



金魚のモチーフのある船堀駅
(船堀三丁目)

●大規模公園と親水緑道による多様な水と緑が楽しめる宇喜田・葛西

主に江戸時代に新田開発が進んだ地域で、現在は宇喜田公園・行船公園を中心に、戸建て住宅と集合住宅が混在するまちなみとなっています。

また、荒川・中川と旧江戸川に囲まれ、河川敷でサイクリングを楽しむ人々も見られ、にぎわいと水辺のうるおいのあるまちなみが形成されています。



古川親水公園
(江戸川六丁目)

(2) 景観まちづくりの方針

1) 河川・緑道が一体となった水と緑の景観

- ・新川の水辺と、その沿川の新川千本桜の彩りと潤いのある景観を活かします。
- ・宇喜田公園・行船公園など、都市の中で緑に囲まれた開放感あふれる貴重な空間を活かし、多世代が憩う景観を守り育てます。
- ・大河川、親水公園などの様々な水辺、街路樹や緑道、大規模公園や花の名所など、豊かな水と緑の環境を活かし、四季を通じて楽しめるネットワークを形成します。
- ・荒川での高規格堤防や、中川、旧江戸川沿川でのスーパー堤防整備により、安全性を確保しつつ水と緑のネットワークを形成します。



行船公園(北葛西三丁目)

2) 半農半漁により発展した歴史を感じる景観

- ・江戸と行徳を結ぶ水運の大動脈として利用された新川の歴史を活かした江戸情緒あふれる景観まちづくりを進めます。
- ・寺社が集積する東葛西二丁目付近や古川親水公園沿線の歴史的・文化的資源を活かします。



新川千本桜(新川)

- ・ 水田や蓮田が広がっていた時代の人々の生活を支えてきた陣屋橋通りなどの旧道の歴史を活かします。
- ・ 伝統漁法「投網」が伝わる旧江戸川の歴史ある景観を守ります。

3) 整ったまちに中高層住宅の調和のとれたまちなみの景観

- ・ 船堀駅では、船堀街道や船堀グリーンロード、新川などの資源を活かし、地域の玄関口として駅周辺のにぎわいの景観を育てます。
- ・ 区役所新庁舎を中心とする街区では、周辺の住宅と調和しつつ区民に開かれ親しみやすいまちなみを育てます。
- ・ 都営地下鉄新宿線の車窓からの景観を意識したまちなみをつくりまします。
- ・ 環七通り、葛西橋通り、新大橋通り、船堀街道など、本区の顔として、風格あるまちなみを整えます。
- ・ 多くの人が集まるタワーホール船堀などの公共施設を、文化を発信する拠点として景観まちづくりに活かします。



船堀街道・船堀グリーンロード
(松江五丁目付近)



東京都淡水魚養殖漁業協同組合
(船堀七丁目)

4) 活気にあふれた躍動感ある景観

- ・ 再開発事業による魅力ある空間づくりや桜など花を通じたイベントにより、人が楽しみ、交流するにぎわいの景観を拡充します。
- ・ 駅周辺だけでなく、旧道沿い、幹線道路沿いなどの商店街では、人が集まり、交流する、にぎわいのある景観形成を進めます。
- ・ 船堀の金魚養殖、今井水門周辺の船宿集積地など、地域ならではの産業を景観まちづくりに活かします。



旧江戸川沿川
(旧江戸川)

葛西地域(南部)

(1) 景観まちづくりのテーマ

新しさの中に海辺のまちの歴史と文化が息づく葛西地域(南部)

葛西地域(南部)は、荒川・中川と旧江戸川・東京湾に囲まれた葛西橋通り以南の海を臨む地域で、「新しさの中に海辺のまちの歴史と文化が息づく葛西地域」として、景観まちづくりを進めます。

●東西線を軸に大規模公園と親水緑道による、多様な水と緑が楽しめる葛西

東京メトロ東西線周辺や総合レクリエーション公園を中心に、戸建住宅と集合住宅が混在するまちなみとなっており、にぎわいの拠点として、西葛西駅と葛西駅があります。

また、荒川・中川と旧江戸川に囲まれ、河川周辺でのアクティビティを楽しむ人々も見られ、にぎわいと水辺のうるおいのあるまちなみが形成されています。



葛西海浜公園(臨海町六丁目)

●新しく生まれた海を臨むまちとして、豊かな水と緑が広がる清新町・臨海町

葛西沖開発土地区画整理事業の海面埋め立てにより造成された地域で、高層の団地群や流通業務団地、大規模公園が建設され、親水公園や街路樹など豊かな水と緑が計画的に配置されたまちなみが形成されています。

また、低未利用地の的確な開発誘導により、公共公益施設の整備および商業施設、宿泊施設、文化施設、アミューズメント施設等を含む複合施設の整備を推進して、葛西臨海公園と併せた拠点機能の拡充を図ります。



フラワーガーデン
(南葛西四丁目)

(2) 景観まちづくりの方針

1) 海・河川・緑道が一体となった水と緑の景観

- ・人と水鳥等の自然が共生し、ラムサール条約に登録された葛西海浜公園の豊かな自然的景観を保全し、次世代に継承していきます。
- ・荒川・中川、旧江戸川、臨海の空と海、河川が一体となり、多様な生き物が生息する自然のパノラマを活かします。
- ・葛西臨海公園、総合レクリエーション公園など、都市の中で緑に囲まれた開放感あふれる貴重な空間を活かし、多世代が憩う景観を守り育てます。
- ・海、大河川、親水公園、親水緑道などの様々な水辺や街路樹、緑道、大規模公園や花の名所など、豊かな水と緑の環境を活かし、四季を通じて楽しめるネットワークを拡充します。



葛西親水四季の道
(西葛西八丁目)

- ・荒川沿川での高規格堤防の整備や中川・旧江戸川沿川でのスーパー堤防の整備により、安全性を確保しつつ水と緑のネットワークを形成します。

2) 海辺のまちとして発展した歴史を感じる景観

- ・漁業や海苔生産など、かつての葛西沖で営まれた漁村としての歴史を活かします。
- ・水田や蓮田が広がっていた時代の人々の生活を支えてきた新田仲町通りなどの旧道、海岸線の痕跡などの歴史を活かします。



真蔵院(雷の大般若)
(東葛西四丁目)

3) 整ったまちに中高層住宅の調和のとれたまちなみの景観

- ・西葛西駅、葛西駅、葛西臨海公園駅では、地域の玄関口として駅周辺のにぎわいの景観を育てます。
- ・なぎさニュータウン、清新町・臨海町など、緑豊かでゆとりのある大規模団地の景観を活かします。
- ・都営地下鉄新宿線、東京メトロ東西線、JR 京葉線の車窓からの景観を意識したまちなみをつくります。
- ・環七通り、葛西橋通り、新大橋通り、清砂大橋通り、船堀街道など、本区の顔として、風格あるまちなみを整えます。
- ・多くの人が集まる葛西事務所などの公共施設を、文化を発信する拠点として景観まちづくりに活かします。



大規模団地のまちなみ
(清新町一丁目)

4) 活気にあふれた躍動感ある景観

- ・バラやツツジ、サクラ、ハーブなど花を通じたイベントにより、人が楽しみ、交流するにぎわいの景観を拡充します。
- ・駅周辺だけでなく、団地内や旧道沿い、幹線道路沿いなどの商店街では、人が集まり、交流する、にぎわいのある景観形成を進めます。
- ・葛西臨海公園、カヌー・スラロームセンターや海水浴体験といった多様なアクティビティを楽しむことができる葛西臨海公園駅周辺では、大区画を活かした水と緑のネットワーク形成に寄与するにぎわいのある景観形成を進めます。
- ・また、低未利用地の開発にあたっては、東京の玄関口に相応しいランドマーク性を備えた景観形成を進めます。
- ・なぎさ公園の豊かな緑と一体となった江戸川区角野栄子児童文学館を中心に、活力のある景観形成を進めます。



なぎさ公園ツツジ山
(南葛西七丁目)



カヌー・スラロームセンター
(臨海町六丁目)

小岩地域

(1) 景観まちづくりのテーマ

古い歴史の中に暮らしの温もりとにぎわいがある小岩地域

小岩地域は、古くから人が住み着いた地域で、「古い歴史の中に暮らしの温もりとにぎわいがある小岩地域」として、景観まちづくりを進めます。

● 上小岩遺跡や小岩市川の渡し、御番所町跡などの歴史と京成小岩駅のにぎわいが共存する北小岩

柴又街道と江戸川に囲まれた、JR 総武本線以北の地域で、上小岩親水緑道などの親水緑道が整備され、水と緑豊かな良好な住環境がある地域です。遺跡や渡し跡、旧道などの多様な歴史があります。

京成小岩駅周辺において計画されている京成本線連続立体交差事業により、南北で連続したまちなみが形成されるとともに、地域の玄関口としてにぎわいのある景観を形成していきます。



上小岩遺跡発掘調査記念碑
(北小岩六丁目)

● 蔵前橋通りを軸に、低層の住宅地が広がる西小岩

新中川から柴又街道の間の JR 総武本線以北の葛飾区と隣接する地域で、小岩駅の北口としての拠点と蔵前橋通りの軸をもち、その周辺は住宅地が広がるまちなみが形成されています。



蔵前橋通り(西小岩一・四丁目)

● 小岩駅のにぎわいと、南口を中心とした区内一の商店街と親しみある路地のある南小岩

新中川から柴又街道の間の JR 総武本線以南の地域で、駅南口を中心とした区内一の商店街を形成しています。その周辺は露地園芸や井戸端会議などのコミュニティの景観が形成されています。

小岩駅周辺において計画されている市街地再開発事業により、地域の玄関口として、にぎわいと良好なまちなみを形成していきます。



小岩フラワーロード
(南小岩六・七丁目)

● 善養寺・^{ようごう}影向の松をシンボルとした落ち着いたあるまちなみの東小岩

柴又街道から江戸川の間の JR 総武本線以南の地域で、農地が点在する低層の住宅地のまちなみが形成されています。善養寺と^{ようごう}影向の松がまちのシンボルとして多くの人に親しまれています。



善養寺(東小岩二丁目)

(2) 景観まちづくりの方針

1) 大河川とまちなかの緑がつながる水と緑の景観

- ・ 江戸川のオープンスペースや対岸の国府台の緑と一体となった広大な水と緑、新中川の空と水が一体となった眺望を活かした自然のパノラマ景観を保全します。
- ・ 江戸川河川敷の多様なレクリエーションを楽しむ人々でにぎわう水と緑の景観を守り育てます。
- ・ 多くのボランティアにより育まれた小岩菖蒲園をより魅力的な花の名所として育てます。



小岩菖蒲園
(北小岩四丁目付近)

- ・江戸川や新中川、上小岩親水緑道、西小岩親水緑道、下小岩親水緑道、親水さくらかいどう、かつての用水路跡を活用した緑道をつなぎ、人々が集い、親しめる水と緑のネットワークを拡充します。
- ・江戸川沿川の高規格堤防や新中川沿川でのスーパー堤防整備により安全性を確保するとともに、河川景観を守り育てます。

2) 約1800年に及ぶ小岩の記憶を活かした景観

- ・上小岩遺跡など、区内ではじめて人が住み着いたと言われる小岩の古い歴史を活かした景観まちづくりを進めます。
- ・房総と江戸を結ぶ江戸川を渡る小岩市川の渡し跡とその付近の御番所町跡周辺の資源を活かし、歴史を感じる景観づくりを進めます。
- ・かつて人々が往来し、にぎわった千葉街道(元佐倉道)、篠崎街道(岩槻道)、親水さくらかいどう(佐倉街道)、一里塚(元佐倉道と岩槻道との交差点)などの旧道に関する資源を活かし、歴史を今に伝える景観まちづくりを進めます。
- ・善養寺の影向の松や慈恩寺道の石造道標をはじめ、点在する寺社や石碑、無形民俗文化財等の歴史的・文化的資源を活かした景観まちづくりを進めます。

3) 閑静と親しみを活かしたまちなみの景観

- ・地域の人々が露地園芸や井戸端会議を楽しむ、親しみのある景観を活かします。
- ・JR 総武本線、京成電鉄京成本線の車窓からの景観を意識したまちなみをつくります。
- ・蔵前橋通り、千葉街道、柴又街道など区の顔として風格ある幹線道路のまちなみを整えます。
- ・多くの人が集まる小岩アーバンプラザや小岩事務所は、文化の発信拠点としてにぎわいのある景観をつくります。
- ・新中川に架けられた区内の東西を結ぶ重要な結節点となっている辰巳新橋などの橋梁を、地域のランドマークとして景観まちづくりに活かします。
- ・東小岩の農地のみどりと調和したまちなみを保全します。

4) 個性ある魅力的な商店街によるにぎわいを生み出す景観

- ・小岩駅、京成小岩駅においては市街地再開発事業などを契機としたまちづくりにより、新たなまちの顔としてにぎわいのある景観をつくとともに、江戸川駅周辺は、にぎわいのある景観形成を進めます。
- ・小岩フラワーロード花壇コンクールや、小岩菖蒲園まつり、善養寺影向菊花大会など、花を通じたにぎわいのある景観まちづくりを進めます。
- ・駅周辺などの身近な商店街は、人が集まり、交流する、にぎわいのある景観形成を進めます。



江戸川河川敷
(北小岩七丁目付近)



整備が完了した高規格堤防
(北小岩一丁目)



上小岩親水緑道沿いの住宅地
(北小岩六丁目)



新中川の辰巳新橋
(南小岩六丁目)



昭和通り商店街
(南小岩七・八丁目)

鹿骨地域

(1) 景観まちづくりのテーマ

農の風景の中に暮らしの文化が育つ鹿骨地域

鹿骨地域は、新中川より東から江戸川までの、小岩地域と東部地域に挟まれた地域で、「農の風景の中に暮らしの文化が育つ鹿骨地域」として、景観まちづくりを進めます。

●農の文化の発信拠点として、伸びやかなまちなみが広がる鹿骨

昭和4年に現在の東京都農林総合研究センターが建設され、この周辺は本区の農業振興の拠点となり、今も周辺には花卉や小松菜を栽培する農地が集積するほか、生垣や樹木が植えられている昔ながらの農家住宅が多く分布しています。

●篠崎公園を中心とした緑豊かなまちなみと篠崎駅のにぎわいが共存する篠崎

江戸川沿川での高規格堤防の整備や、広大なスケールを持つ篠崎公園の整備により、安全性を確保しつつ水と緑のネットワークが形成され、趣のある浅間神社などが一体となった緑豊かなまちなみと、しのぎ文化プラザ、江戸川総合人生大学や子ども未来館（東部地域）など篠崎駅周辺のにぎわいがあります。



東京都農林総合研究センター
江戸川分場(鹿骨一丁目)



しのぎ文化プラザ
(篠崎町七丁目)

(2) 景観まちづくりの方針

1) 河川や公園を活かした彩りある水と緑の景観

- ・ 空と河川が一体となった江戸川や新中川の自然のパノラマ景観を活かします。
- ・ ウォーキングや野球などのレクリエーションや、区民まつりや花火大会などのイベントや催しなど多世代が憩う篠崎公園や江戸川河川敷の景観を守り育てます。
- ・ 篠崎公園、浅間神社、江戸川が一体となって、緑豊かな景観を守り育てます。
- ・ 江戸川や新中川、親水緑道や街路樹、篠崎公園や農の集積地などの緑の拠点を活かし、人々が集い親しむ水と緑のネットワークを拡充します。
- ・ 上篠崎の江戸川沿川での高規格堤防の整備により、安全性を確保しつつ水と緑のネットワークを形成します。



サクラの名所となっている
篠崎公園(上篠崎一丁目)



鹿骨親水緑道
(鹿骨三・四丁目)

2) 鹿骨の地が育んできた歴史・文化を感じる景観

- ・「せんげんさまの森」として親しまれている浅間神社と、その周辺の篠崎公園や江戸川河川敷とが一体となった歴史を感じる景観を守り育てます。
- ・戦国時代に岩槻への行徳塩の陸送路として開かれたという篠崎街道(岩槻道)などの旧道の歴史を活かします。
- ・旧鹿骨村の鎮守でマタギ建てで行事が行われている鹿島神社、鹿骨地名の伝説の地である鹿見塚ししみづかなど、寺社や石碑、風俗習慣等の資源を活かします。



鹿島神社
(鹿骨四丁目)

3) 農が点在する落ち着きあるまちなみの景観

- ・都市農地を積極的に保全し、緑・農・住が調和した落ち着いたまちなみを形成します。
- ・花卉栽培や野菜生産の農地が多く集積している東京都農林総合研究センター江戸川分場及び鹿骨事務所周辺を、農の風景育成地区に指定し、地域との連携により、緑豊かでのどかな雰囲気大切に景観まちづくりを進めます。
- ・区内の東西を結ぶ重要な結節点となっている新中川に架けられた大杉橋などの橋梁を、地域のランドマークとして景観まちづくりに活かします。



農地が点在するまちなみ
(上篠崎二丁目付近)



地域のランドマーク大杉橋
(鹿骨一丁目・大杉四丁目)

4) 四季を通じて人々が集いふれあう景観

- ・篠崎公園における区民まつり、江戸川河川敷の花火大会、花の祭典などのイベントを活かし、にぎわいのある景観まちづくりを進めます。
- ・地域の玄関口として、人々が交流するにぎわいのある篠崎駅周辺のまちなみを育てます。
- ・駅周辺だけでなく、道路沿いなどの商店街では、人が集まり、交流するにぎわいのある景観形成を進めます。
- ・京葉道路や柴又街道など、区の顔として風格ある幹線道路のまちなみを整えます。
- ・多くの人が集まる鹿骨事務所や篠崎駅の複合施設は、文化の発信拠点としてにぎわいのある景観をつくります。
- ・江戸時代より名産となっていた小松菜の栽培や、花卉栽培かきなど、地域産業を活かした景観まちづくりを進めます。



花卉栽培かきが盛んな鹿骨



江戸川花火大会

東部地域

(1) 景観まちづくりのテーマ

豊かな水と緑がうるおう伸びやかな風景が広がる東部地域

東部地域は、新中川と旧江戸川に挟まれた京葉道路以南の地域で、「豊かな水と緑がうるおう伸びやかな風景が広がる東部地域」として、景観まちづくりを進めます。

- 瑞江駅のにぎわいと、名主屋敷や寺社などの歴史を感じる瑞江・春江
新しいまちなみの中に、瑞江駅を中心としたにぎわいと、安永年間に再建された姿を残す一之江名主屋敷や、歴代の歌舞伎役者が眠る大雲寺、江戸川水^{こうもん}閘門周辺の桜並木など歴史を感じる資源が多く残っています。



一之江名主屋敷
(春江町二丁目)

- かつての市川道を軸に、緑豊かなまちなみが広がる江戸川・篠崎
対岸の行徳とともに栄えた旧江戸川の自然堤防の本堤にできた市川道(現篠崎街道)周辺は、篠田堀親水緑道をはじめとした親水緑道により、緑豊かなまちなみが広がっています。



篠田堀親水緑道
(東篠崎一・二丁目付近)

(2) 景観まちづくりの方針

1) 大川と親水緑道に囲まれた豊かな水と緑の景観

- ・ 空と河川が一体となった新中川や旧江戸川の自然のパノラマ景観を活かします。
- ・ 旧江戸川河川敷など、多様なレクリエーション施設を活かして多世代が憩う景観を守り育てます。
- ・ 篠崎堤やグラウンド等が一体となったにぎわいが生まれるよう、江戸川大橋から江戸川水^{こうもん}閘門一帯の水と緑の拠点を育てます。
- ・ 新中川と旧江戸川が合流する今井水門周辺の水と緑の拠点を育てます。
- ・ 新中川と旧江戸川、親水緑道や街路樹、篠崎公園や瑞江葬儀場、江戸川水^{こうもん}閘門周辺などの緑の拠点を活かし、人々が集い親しむ水と緑のネットワークを拡充します。
- ・ 旧江戸川沿川でのスーパー堤防の整備により、安全性を確保するとともに、さくらによる修景を進め、河川景観を守り育てます。



水辺のスポーツガーデン
(東篠崎二丁目)



江戸川水^{こうもん}閘門(東篠崎町)

2) かつての田園地帯の面影を活かした歴史・文化の景観

- ・ 歌舞伎役者の墓が多く「役者寺」とも言われる大雲寺や、かつて今井の渡しがあったことで多くの人々の往来のあった江戸川三丁目付近の寺社集積地の景観を守り育てます。
- ・ 古い江戸川堤防の本堤を街道として使っていた篠崎街道(市川道)などの旧道の歴史を活かします。
- ・ 東京都により特に景観上重要な歴史的建造物等に選定され、江戸時代の名主屋敷としての面影を今に伝える貴重な一之江名主屋敷周辺の雰囲気を守り育てます。
- ・ 篠崎水門の桜や江戸川水閘門^{こうもん}周辺の資源を活かします。
- ・ 笹だんご行事が行われている八雲神社、今井の渡し跡など、地域内に点在する多くの寺社や石碑、無形民俗文化財等の歴史的・文化的資源を活かします。



浄興寺
(江戸川三丁目)



大雲寺
(西瑞江二丁目)

3) 低層住宅が広がる伸びやかなまちなみの景観

- ・ 地域の玄関口として、周辺との連続性に配慮し、人々が交流するにぎわいある瑞江駅周辺のまちなみを育てます。
- ・ 京葉道路や柴又街道など、区の顔として風格あるまちなみを整えます。
- ・ 多くの人が集まる東部フレンドホールや東部事務所などの公共施設は、文化の発信拠点として景観まちづくりに活かします。
- ・ 新中川に架けられた明和橋や、今井水門などの水辺の資源を、地域のランドマークとして景観まちづくりに活かします。



東部フレンドホール
(瑞江二丁目)

4) 水辺のレクリエーションと産業を活かしたにぎわいの景観

- ・ 篠崎町三丁目³に集積する農地や、今井水門周辺に集積する船宿をはじめ、風鈴、造船所など、江戸川らしい貴重な産業を活かした景観まちづくりを進めます。
- ・ 駅周辺だけでなく、道路沿いや団地内などの商店街では、人が集まり、交流するにぎわいのある景観形成を進めます。



明和橋

第5章 区の顔となる景観まちづくり ～景観法に基づく届出・協議制度～

第1節 景観軸・景観拠点 ～区の顔となる地域の景観形成～

1 景観軸・景観拠点の設定

区内には、第4章で述べた大景観区ごとに、又は大景観区をつなぐように、「江戸川らしさ」を感じる地域があります。この中でも特に多くの区民が「江戸川らしさ」を感じる地域、本区を象徴する地域や玄関口となる地域など、区の顔となる重要な地域を景観軸・景観拠点に指定します。

河川や道路のような線的に連続する地域を景観軸、駅や公園など面的な広がりのある地域を景観拠点とし、図 5-1、表 5-1 に示すように計 56 箇所を指定します。区民が郷土を感じ、共有財産として誇れる景観となるよう、景観資源やその周辺の地域が一体となった景観のあり方について、区民や事業者と景観の規制誘導のルールを共有し、協働して本区を代表する景観として育てていきます。

「江戸川らしさ」と景観軸・景観拠点の関係



図5-1 景観軸・景観拠点

江戸川区全域を景観法第8条第2項第1号
に規定する景観計画区域とします



景観法を活用した景観形成（行為の制限等）

表5-1 景観軸・景観拠点対象地域一覧

| 景観軸・景観拠点名 | 箇所数 | 対象地域 | |
|---------------------|------|--|---|
| 臨海景観拠点 | 1拠点 | ①臨海地域 | |
| 大河川景観軸 | 4軸 | ①荒川・中川 ②新中川 | ③江戸川 ④旧江戸川 |
| 親水河川景観軸 | 2軸 | ①旧中川 | ②新川 |
| 親水公園景観軸・ 親水緑道景観軸 | 23軸 | ①小松川境川親水公園 ②一之江境川親水公園 ③古川親水公園 | ④新長島川親水公園 ⑤新左近川親水公園 |
| | | ⑥親水さくらかいどう ⑦上小岩親水緑道 ⑧西小岩親水緑道 ⑨下小岩親水緑道 ⑩興農親水緑道 ⑪鹿本親水緑道 ⑫鹿骨親水緑道 ⑬流堀親水はなのみち ⑭本郷用水親水緑道 | ⑮椿親水緑道 ⑯東井堀親水緑道 ⑰篠田堀親水緑道 ⑱仲井堀親水緑道 ⑲鎌田川親水緑道 ⑳宿川親水緑道 ㉑葛西親水四季の道 ㉒左近川親水緑道 ㉓新左近川親水緑道 |
| 道の景観軸 | 11軸 | ①蔵前橋通り ②千葉街道 ③京葉道路 ④今井街道 ⑤新大橋通り ⑥葛西橋通り | ⑦清砂大橋通り ⑧ゆりのき橋通り ⑨船堀街道・平和橋通り ⑩環七通り ⑪柴又街道 |
| 駅の景観拠点 | 9拠点 | ①京成小岩駅 ②平井駅 ③小岩駅 ④船堀駅 ⑤一之江駅 | ⑥瑞江駅 ⑦篠崎駅 ⑧西葛西駅 ⑨葛西駅 |
| 公園の景観拠点 | 5拠点 | ①篠崎公園 ②小松川千本桜・大島小松川公園 ③宇喜田公園・行船公園 ④総合レクリエーション公園 ⑤葛西臨海公園 | |
| 農の景観拠点 | 1拠点 | ①鹿骨・篠崎地域 | |
| 合計 | 56箇所 | | |

2 景観軸・景観拠点の景観形成の考え方

(1) 景観形成方針【景観法第8条第3項】

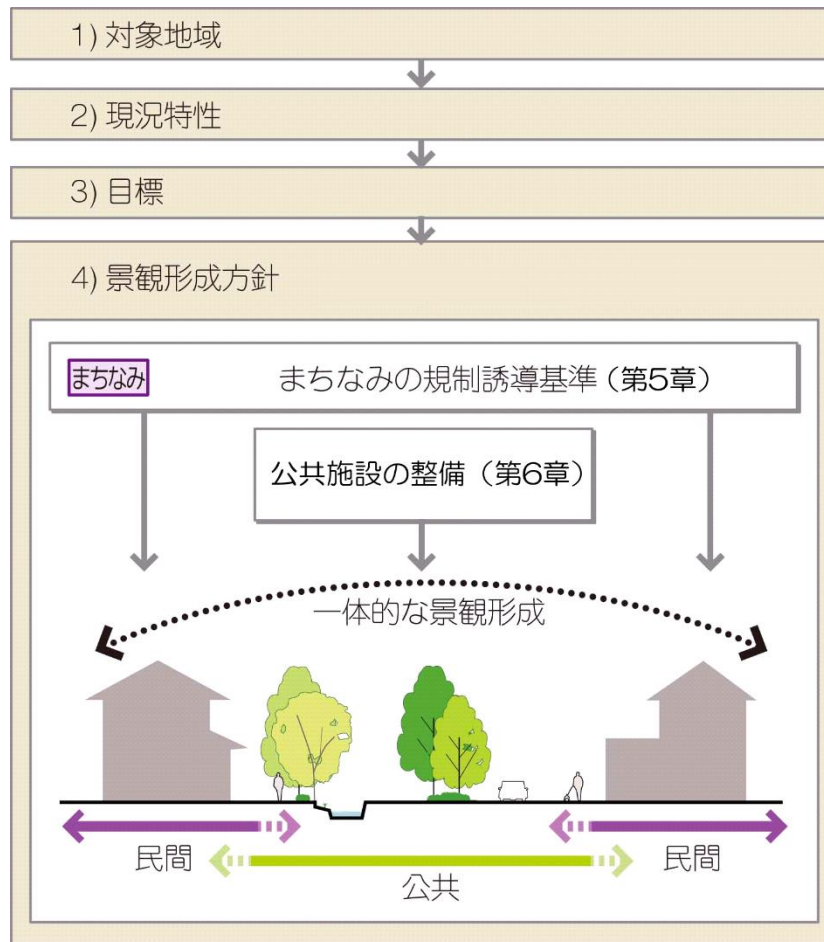
景観軸・景観拠点は、公共と民間が一体となって魅力的な景観形成を図ります。
そのため、景観軸・景観拠点ごとに、現況特性と課題をふまえて目標と景観形成方針を定めます。
また、その目標と方針を具体化するためのまちなみの規制誘導基準を定めます。

(2) まちなみの規制・誘導基準【景観法第8条第2項第2号】

良好な景観形成を図るため、一定規模以上の建築行為など(表 5-3、P103)については、協議制度を活用し、まちなみの規制誘導を行います。届出対象に満たない規模の建築行為などを行う場合においても、周辺環境との調和に努めるものとします。

また、より積極的かつ総合的な景観まちづくりを進める場合は、小景観区(詳細は第6章・第1節を参照)の仕組みを活用し、景観地区など景観法に基づくルールを定めていきます。

図5-2 景観形成方針の考え方



3 景観軸・景観拠点における景観形成

(1) 臨海景観拠点

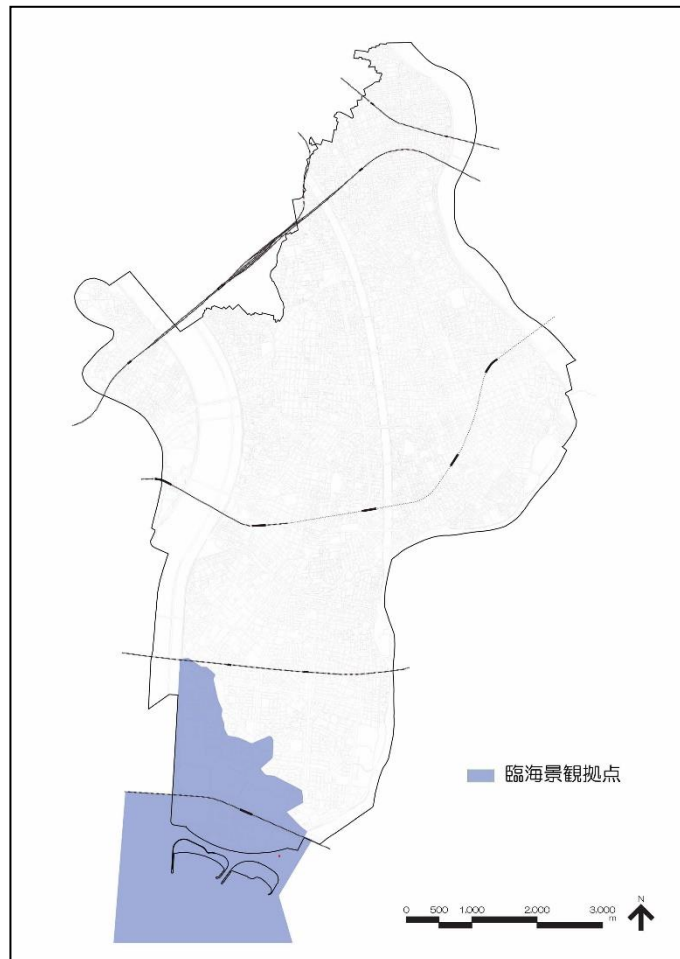
葛西臨海公園や葛西海浜公園のある臨海部は、東京湾ウォーターフロントを形成する拠点の一端を担っており、かつての農業や漁業が営まれてきたまちから、広大な水辺空間のある新しいまちへと変化した重要な地域であるため、「臨海景観拠点」に指定します。

1) 対象地域

葛西沖開発土地区画整理事業によって埋め立てられた陸域と葛西海浜公園を含む海域を範囲とします。



対象地域



2) 特性

- 海や荒川、旧江戸川の広大な水域から、新左近川親水公園などの身近な水辺まで、大小様々な水域
- 海に接する区域における、広大な海と干潟と葛西臨海公園が連坦した壮大な水と緑の広がり
- 自然干潟を中心にした広大な浅瀬域において、かつて海苔^{のり}養殖やアサリ・ハゼ等の沿岸漁業が繁栄
- 葛西沖開発土地区画整理事業における約350haもの海面埋立てにより、大規模団地や葛西臨海公園、業務施設などを整備し、東京の交通・物流や自然豊かな観光の拠点化を推進
- 地域の歴史や環境を学ぶ海苔^{のり}づくりの体験などのボランティア活動が展開
- 鳥類園、水族園、葛西海浜公園西なぎさなど、生き物や自然とふれあえる場が整備
- 葛西臨海公園駅周辺では、大規模緑化による水と緑のネットワークの形成と業務施設、文化施設、観光施設等が一体となった景観を形成



葛西臨海公園から海を望む景観



葛西臨海公園から市街地を見る景観

3) 目標

海辺の自然と共生した、新しい時代にふさわしい景観形成を図る

臨海部は、東京湾の海での産業、埋立てによる市街地形成や新たに創出された水辺などの特性を踏まえ、海辺の自然と共生しながら、東京湾全体との連続性と水と緑が広がる壮大な景観を活かし、新しい時代に求められる東京の玄関口に相応しい先導的役割を持つ拠点としての景観形成を図ります。

4) 景観形成方針【景観法第8条第3項】

a. 東京の東のオアシスとしてふさわしい癒しの景観をつくる

広大な海と後背地に広がる水と緑豊かなまちなみを活かし、東京のオアシスとしてふさわしい景観形成を進めます。また、海を臨む広大な葛西臨海公園や葛西海浜公園においては、都会の中で癒しを感じることができる開放的な景観形成を進めます。

b. 多様な動植物が生息する干潟を活かし、臨海部全体として統一感のある景観をつくる

江戸湊として海運や漁業で栄えた江戸時代からの様々な歴史的な経緯を踏まえ、臨海部に多くの野鳥や魚が生息する干潟を活かし、臨海部全体として海を意識した統一感のある景観形成を図ります。

c. 区民や来訪者にとって身近に感じる水辺景観を保全し、活用する

人々が臨海部をより身近な存在と感じられるよう、海、河川や親水公園などの水域とまちなみが一体となった景観形成を進めます。また、水上バスなど、海上からの眺望に配慮するとともに、パブリックアクセス*を設けるよう努めます。

※ 海の本来有する魅力を十分に楽しめる空間へ、一般の人々が自由に、安全に、快適に行き来すること。

d. 周辺に広がる景観資源を意識した臨海部の景観づくりを進める

かつての海岸線を今に伝える旧海岸堤防や、左近川の河口にある海岸水門などの歴史的資源があります。臨海部の計画づくりに当たっては、これらの歴史的資源の保全、有効活用を検討し、より優れた景観形成を進めます。

e. 地域のまちづくりと連携した景観形成を進める

臨海部の景観形成を進めるに当たっては、独自のルールにより景観誘導が行われている地域と連携し、駅などを含め、臨海部全体として、より良い景観形成となるよう努めます。

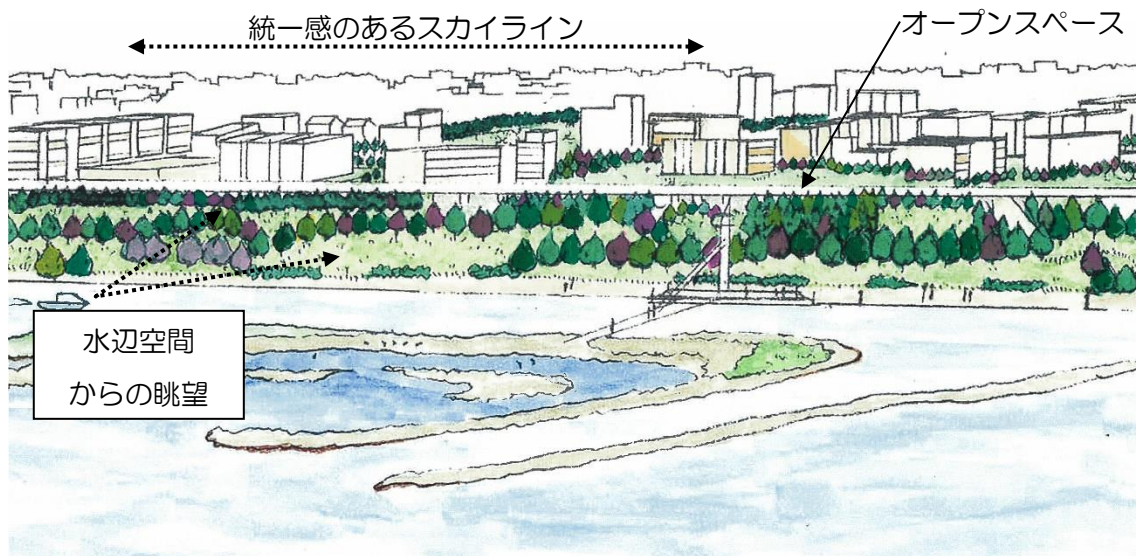
また、土地利用の転換等により行う大規模開発に当たっては、東京の玄関口としてふさわしいランドマークや大規模オープンスペース等の創出により、開放感のある周辺のまちなみとの調和に配慮した景観形成を進めます。

●建築物の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|----------------|--|---|
| | 区内共通基準 | 臨海景観拠点基準 |
| 配置 | 道路などの公共空間と連続したオープンスペースを確保するなど、歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。 | 水域や水域沿いの道路に面する場合は、水域側にオープンスペースを設けるなど、圧迫感を軽減するとともに歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。 |
| | 隣接する壁面の位置の考慮や、適切な隣棟間隔の確保など、ゆとりあるまちなみに配慮した配置とする。 | |
| | | 水域側に建築物の顔を向けるなど水域に配慮した配置とする。 |
| | 敷地内や周辺に歴史的な資源や樹木をはじめとする残すべき自然などがある場合、それらを生かした配置とする。 | |
| 高さ規模 | 周辺の主要な眺望点(道路、河川、公園など)からの見え方を検討し、高さは、周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図る。 | |
| 形態 意匠 色彩 | 形態・意匠は、建築物自体のデザイン・バランスだけでなく周辺景観(周辺建築物など)との調和を図り、長大な壁面及び単調な壁面を避けるなど圧迫感の軽減を図る。 | |
| | 色彩は、別表(p.97)の色彩基準に適合するとともに、色彩・素材は、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図る。 | 色彩・素材は、水域、公園・街路樹の緑との調和を図る。 |
| | 建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図り、これらの構造物や設備等が周囲に露出して見えないように配慮する。 | |

| | 景観形成基準（左頁からの続き） | |
|------------------|---|--------------------------|
| | 区内共通基準 | 臨海景観拠点基準 |
| 公開空地 外構 緑等 | 外構空間は、敷地内のデザインだけでなく、隣接する敷地など周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とし、隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。 | |
| | 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の河川、公園、街路樹の緑と連続させ、周辺環境に適した樹木を配置するとともに、良好な生育が可能となるような植栽地盤を工夫する。また、屋上緑化や壁面緑化などに配慮する。 | |
| | 過度な明るさの照明は避け、周辺環境と調和するよう配慮する。 | 水域に過度な明るさの照明を向けないよう配慮する。 |
| | 駐車場や駐輪場は、できる限り外部から視認できないように配慮するとともに、その出入口は、周辺のまちなみとの調和を図る。 | |

●まちなみの規制誘導のイメージ



●工作物の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|----------------|--|---|
| | 区内共通基準 | 臨海景観拠点基準 |
| 配置 | | 水域の自然特性を活かした配置とするよう工夫する。 |
| | 道路などの公共空間と連続したオープンスペースを確保するなど、歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。 | 水域や水域沿いの道路に面する場合は、水域側にオープンスペースを設けるなど、圧迫感を軽減するとともに歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。 |
| 規模 | 周囲の公園、道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。 | 臨海部の主要な眺望点(公園、水上など)から見たときに、圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。 |
| 形態 意匠 色彩 | 色彩は、別表(p.97)の色彩基準に適合するとともに、色彩・素材は、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図る(ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物を除く。) | |
| | 形態・意匠は、周囲の公園、道路、河川などの主要な眺望点から見たときに、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図り、長大な壁面及び単調な壁面を避けるなど圧迫感の軽減を図る。 | |
| 外構 緑等 | | 外構空間は、敷地内のデザインだけでなく、隣接する敷地など周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とし、隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。 |
| | | 水辺空間に接続するオープンスペースを確保するよう工夫する。 |
| | | 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑との連続性を確保する。 |
| | | 敷地と水域の境界部に設置する塀や柵は、できる限り開放性のあるものとする。 |

景観法を活用した景観形成(行為の制限等)

●開発行為の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|------|---|---|
| | 区内共通基準 | 臨海景観拠点基準 |
| 土地利用 | | 臨海部の海や水辺の景観特性を考慮し、周辺のまちなみとの調和を図った土地利用計画とする。 |
| | 事業地域内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。 | 水域沿いのオープンスペースや散策路の連続性をもたせた土地利用計画とする。 |
| | 事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。 | |
| | 事業地内に歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。 | |
| | 区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。 | |
| | 電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなどの工夫をする。 | |
| | | 水域に面して建築物の大壁面が生じないように区画を工夫する。 |
| 造成等 | 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面 <small>のりめん</small> などが生じないようにする。 | 大規模な法面や擁壁をできるだけ生じさせないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、植栽など修景のための必要な措置を講じる。 |
| | 擁壁や法面 <small>のりめん</small> では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感を軽減する。 | |

景観法を活用した景観形成（行為の制限等）

●水面の埋立て等の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

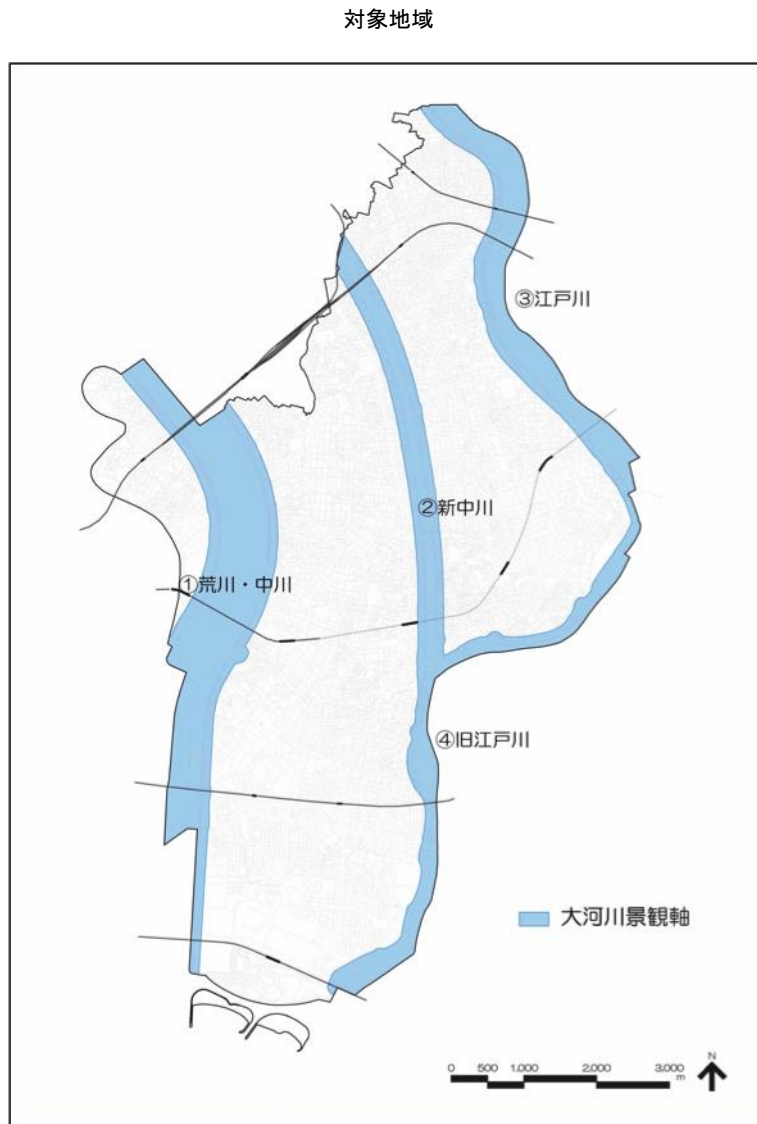
| | 景観形成基準 | |
|-----|--------|--|
| | 区内共通基準 | 臨海景観拠点基準 |
| 造成等 | | 物件の堆積は、道路その他の公共空間から見えにくい位置及び規模とし、敷地の周囲は、植栽など修景のための必要な措置を講じる。 |
| | | 埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。 |
| | | 法面 <small>のりめん</small> が生じる場合は、緑化を図り、臨海部全体の環境や景観との調和を図る。 |

(2)大河川景観軸

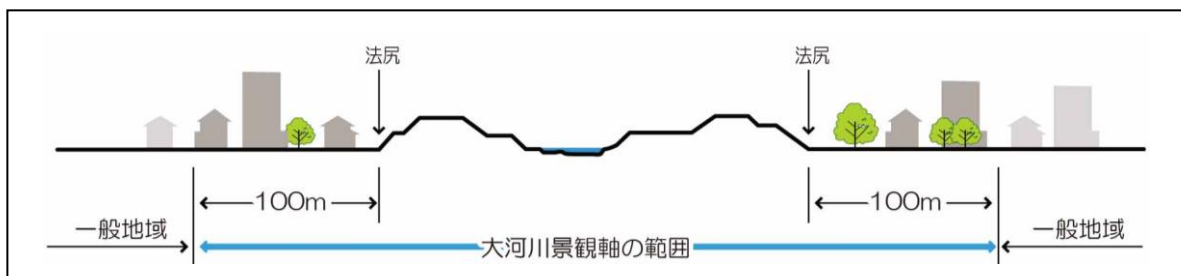
大河川は、本区の骨格となる景観を形成し、水害からまちを守るための河川改修、物流の大動脈となる水上輸送路としての活用及び都市の貴重なオープンスペースとしての利用の歴史を持っています。この地勢的・歴史的特性から「大河川景観軸」に指定します。

1) 対象地域

荒川・中川、新中川、江戸川、旧江戸川の河川区域及び堤防^{のりじり}法尻から概ね 100mを範囲とします。



大河川景観軸の範囲概念図



2) 特性

- 都市部で貴重な空間となっている水と緑の広がり
- 開放感のあるオープンスペースとその周辺の低層のまちなみによる広々とした景観
- 堤防の健康の道や散策路、河川敷のグラウンドなど、多様なレクリエーション施設の整備により、年間を通じて多くの人々が利用
- 富士山、東京スカイツリー、都心の夜景、冬鳥の群れ、対岸の緑地などの多様な眺望景観
- 寺社、水門、大規模公園、水辺ならではの産業など、沿川に分布する多様な景観資源
- 花火大会、手漕ぎボート、町会の行事など、河川敷や水上を利用したイベントを楽しむ人々のにぎわい



自然のパノラマが広がる眺望景観
(荒川)



多様なレクリエーションを楽しむ人々
(江戸川)

3) 目標

豊かな水と緑と開放的な空間の中で、楽しみと癒しを感じる景観形成を図る

荒川、中川、新中川、江戸川、旧江戸川の大河川は、本区の景観の骨格を形成する最も大きな資源のひとつです。河川管理者と連携して、市街化が進んだ都市において開放的な水と緑のオープンスペースを活かし、多様なレクリエーションを楽しみ、癒しを感じる景観形成を図ります。

4) 景観形成方針【景観法第8条第3項】

a. 豊かな水と緑を保全し、生き物や植物の命を感じる景観を守る

河川の治水対策を優先し、豊かな水と緑を保全しながら四季折々楽しめる景観形成を進めるとともに、親水公園や親水緑道との交差点では、厚みのある緑を配置するなど、水と緑のネットワークづくりを進めます。

また、環境学習を推進し、干潟や湿地の保全やビオトープづくりなど、多様な生き物や植物の命を感じることができる景観形成を進めます。

b. ダイナミックなスケールの中で癒しを感じる景観を守る

都市の中で開放感のあるダイナミックなスケールや、水と緑による癒しを感じることができる貴重な空間を保全します。また、富士山や東京スカイツリーを見渡すことができる堤防、主要な橋詰め、水上からの眺望景観を保全します。

c. 多様なレクリエーションによる活気ある景観を育てる

自然景観に配慮し、多様なレクリエーションに対応できる水辺づくりを進めるとともに、周辺の公園との一体的な利用など、活気あるにぎわいの景観形成を進めます。

また、熟年者や障害者に配慮した階段やバリアフリー坂路などの設置による水辺までのアクセスの改善や、手漕ぎボートなどの水上利用を促進し、水辺と親しみやすい環境の整備を進めます。

d. 周辺に広がる景観資源を意識した水辺の景観をつくる

周辺に点在する寺社や水門などの歴史的な資源に配慮した景観形成を図るとともに、船宿や造船所など昔ながらの水辺の産業を適正に誘導し、多様な景観資源と一体となった景観形成を進めます。

e. 周辺のまちづくりや関係自治体と連携した景観づくりを進める

各河川の整備計画等関連計画と整合性を図るとともに、周辺のまちづくり計画と連携し、駅などを含め、連続性のある景観形成を進めます。また、対岸の景観と調和を図るため、関係自治体と連携し景観形成を進めます。

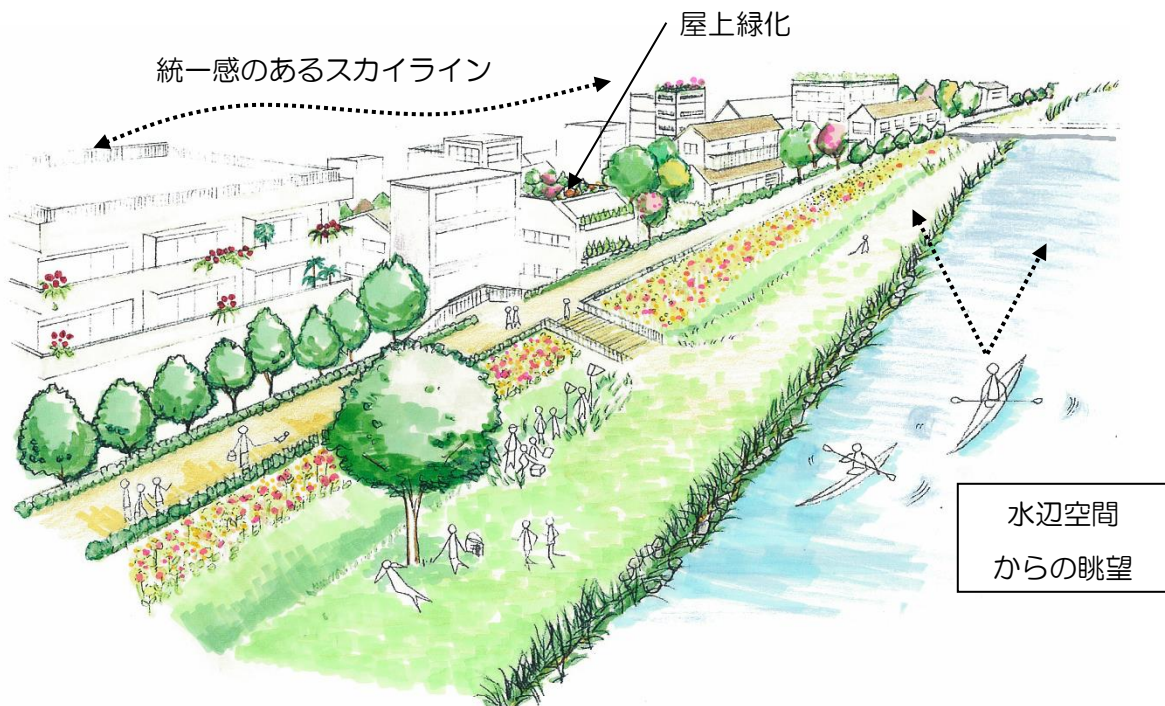
●建築物の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|----------------|--|--|
| | 区内共通基準 | 大河川景観軸基準 |
| 配置 | 道路などの公共空間と連続したオープンスペースを確保するなど、歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。 | 河川や河川沿いの道路に面する場合は、河川敷等を歩く歩行者が水辺を楽しめるよう、水辺側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった配置に配慮する。 |
| | 隣接する壁面の位置の考慮や、適切な隣棟間隔の確保など、ゆとりあるまちなみに配慮した配置とする。 | 河川側に建築物の顔を向けるなど河川に配慮した配置とする。 |
| | | 橋詰の広場などに接する場合は、橋や河川などからのアイストップを設けるなど、ゆとりあるまちなみに配慮した配置とする。 |
| | 敷地内や周辺に歴史的な資源や樹木をはじめとする残すべき自然などがある場合、それらを生かした配置とする。 | |
| 高さ規模 | 周辺の主要な眺望点(道路、河川、公園など)からの見え方を検討し、高さは、周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図る。 | 建築物は、河川堤防、橋や水上などからの見え方に配慮する。 |
| 形態 意匠 色彩 | 形態・意匠は、建築物自体のデザイン・バランスだけでなく周辺景観(周辺建築物など)との調和を図り、長大な壁面及び単調な壁面を避けるなど圧迫感の軽減を図る。 | |
| | 色彩は、別表(p.97)の色彩基準に適合するとともに、色彩・素材は、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図る。 | 色彩・素材は、河川や街路樹の緑との調和を図る。 |
| | 建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図り、これらの構造物や設備等が周囲に露出して見えないように配慮する。 | |

| | 景観形成基準（左頁の続き） | |
|------------------|---|---------------------------|
| | 区内共通基準 | 大河川景観軸基準 |
| 公開空地 外構 緑等 | 外構空間は、敷地内のデザインだけでなく、隣接する敷地など周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とし、隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。 | |
| | 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の河川、公園、街路樹の緑と連続させ、周辺環境に適した樹木を配置するとともに、良好な生育が可能となるような植栽地盤を工夫する。また、屋上緑化や壁面緑化などに配慮する。 | |
| | 過度な明るさの照明は避け、周辺環境と調和するよう配慮する。 | 河川に過度な明るさの照明は向けないように配慮する。 |
| | 駐車場や駐輪場は、できる限り外部から視認できないように配慮するとともに、その出入口は、周辺のまちなみとの調和を図る。 | |

景観法を活用した景観形成（行為の制限等）

●まちなみの規制誘導のイメージ



●工作物の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|----------------|--|--|
| | 区内共通基準 | 大河川景観軸基準 |
| 配置 | 道路などの公共空間と連続したオープンスペースを確保するなど、歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。 | 河川や河川沿いの道路に面する場合は、河川敷等を歩く歩行者が水辺を楽しめるよう、水辺側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった配置に配慮する。 |
| 規模 | 周囲の公園、道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。 | 工作物は、河川堤防、橋や水上などからの見え方に配慮する。 |
| 形態 意匠 色彩 | 色彩は、別表(p.97)の色彩基準に適合するとともに、色彩・素材は、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図る(ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物を除く。) | |
| | 形態・意匠は、周囲の公園、道路、河川などの主要な眺望点から見たときに、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図り、長大な壁面及び単調な壁面を避けるなど圧迫感の軽減を図る。 | |
| 外構 緑等 | | 外構空間は敷地内のデザインだけでなく、道路、公園、隣接する敷地やオープンスペースとの連続性に配慮し、周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とする。 |
| | | 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑との連続性を確保する。 |

●開発行為の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|------|---|--|
| | 区内共通基準 | 大河川景観軸基準 |
| 土地利用 | 事業地域内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。 | 河川や河川沿いの道路に面する場合は、河川敷等を歩く歩行者が水辺を楽しめるよう、水辺側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった土地利用計画とする。 |
| | 事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。 | |
| | 事業地内に歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。 | |
| | 区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。 | |
| | 電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなどの工夫をする。 | |
| 造成等 | 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁 <small>のりめん</small> や法面などが生じないようにする。 | |
| | 擁壁 <small>のりめん</small> や法面では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感を軽減する。 | |

景観法を活用した景観形成（行為の制限等）

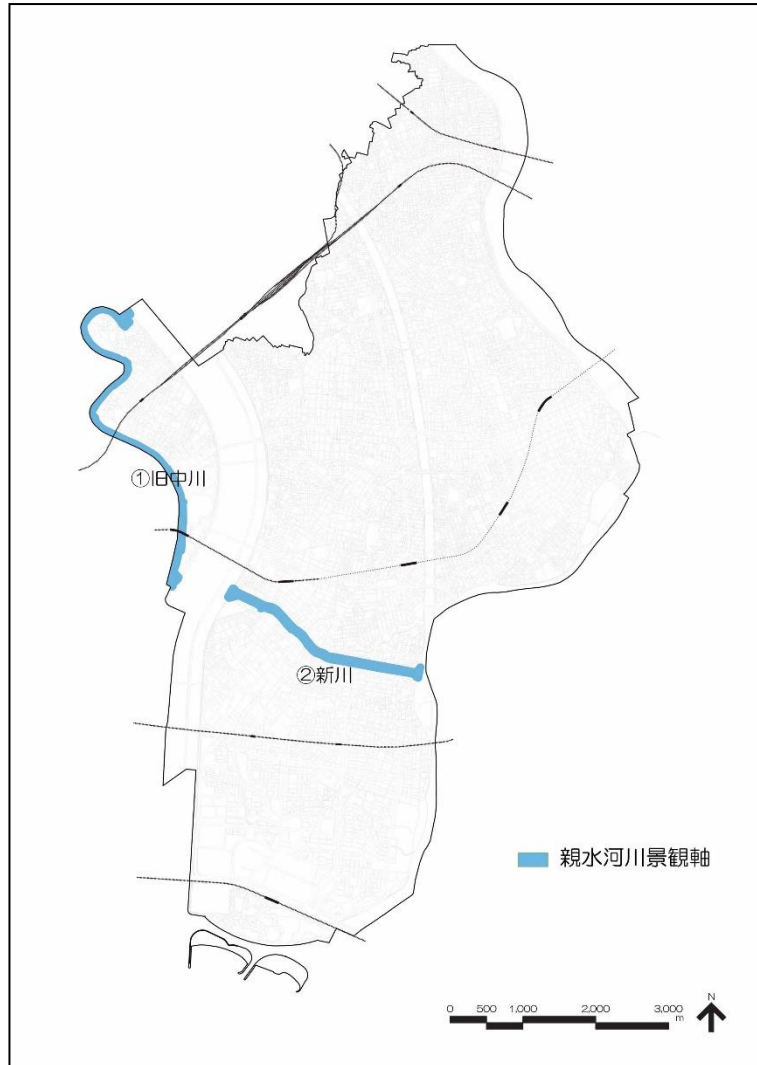
(3) 親水河川景観軸

親水河川となっている旧中川と新川は、堤防で外水と仕切れ、治水安全度の高い河川となっています。それにより、より親しみやすい河川として多くの人々に利用されています。また、古くから物資輸送などにも利用されていました。この地勢的・歴史的特性から旧中川と新川を「親水河川景観軸」に指定します。

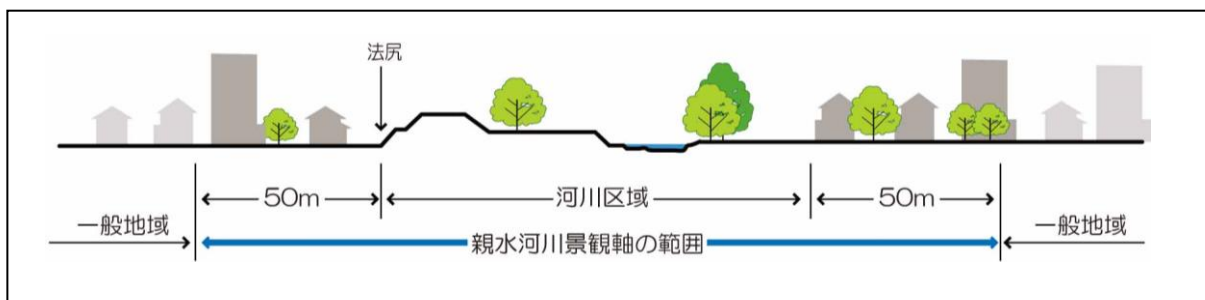
1) 対象地域

旧中川及び新川の河川区域並びに堤防^{のりじり}法尻から概ね50mの範囲とします。

対象地域



親水河川景観軸の範囲概念図



2) 特性

- 旧中川は、舟の渡し跡、平井聖天など、新川については、江戸時代に「塩の道」として物資輸送に利用されるなど、沿川に歴史的・文化的資源が分布
- サクラなど花木の植栽
- 親水化が進められ、散歩や花壇づくりなど、多くの人々の憩いの場を形成
- 周辺は低層のまちなみを形成



江戸情緒あふれる木橋が架かる新川(船堀六丁目付近)

3) 目標

周辺のまちなみと一体となった、水辺に親しめる景観形成を図る

河川管理者と連携して川に起因する歴史的・文化的資源を活かし、親水河川とその周辺のまちなみが一体となった水辺に親しめる景観形成を図ります。

4) 景観形成方針【景観法第8条第3項】

a. 四季の変化を感じ、歩いて楽しい水辺をつくる

区民がより水と親しめるよう、桜並木の育成、遊歩道、休憩施設、アクセスなどの充実を図り、四季の変化を感じ、歩いて楽しい水辺の景観形成を進めます。また、親水公園などとの交差点では厚みのある緑配置をするなど、水と緑のネットワークづくりを進めます。

b. 歴史的・文化的資源を活かす

水運の大動脈として重要な役割を果たしてきた河川の歴史や、周辺に点在する水門、寺社など、地域の人々に受け継がれてきた歴史や文化を感じる景観形成に努めます。

c. 地域のまちづくりとの連携により景観をつくる

河川整備計画を推進するとともに、地域のまちづくり計画や事業等との連携を図り、地域ごとの個性を大切にしながらまとまりのある景観形成を進めます。また、主要な橋詰、水上からの眺望に配慮するとともに、河川とまちが一体となった水辺景観の創出を進めます。

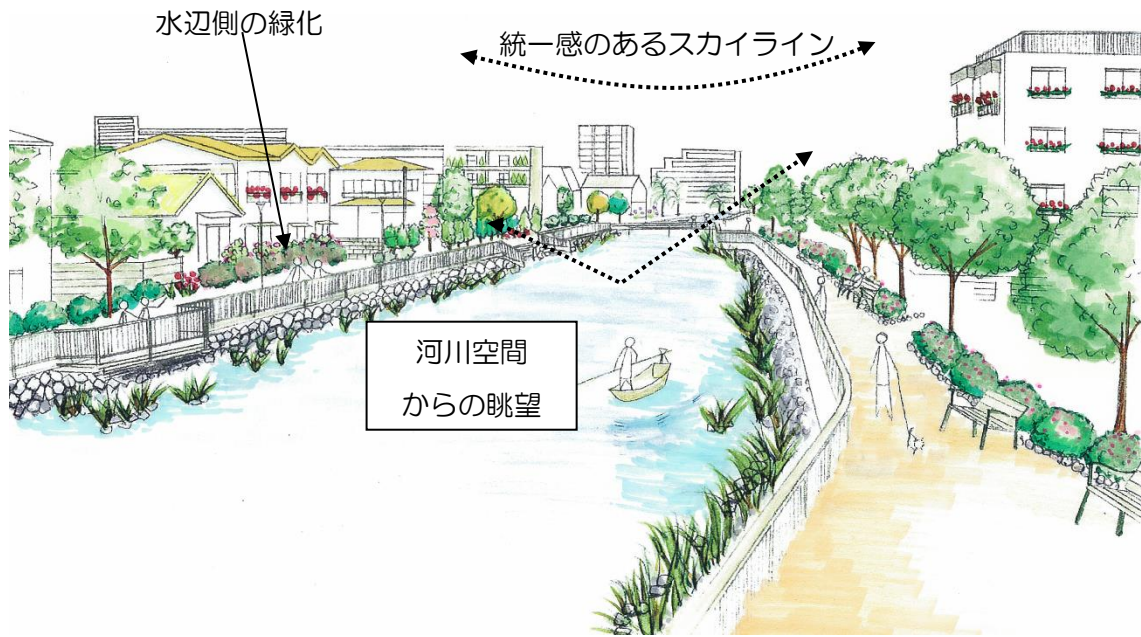
d. 潤いある水辺空間をつくる

潤いある水辺景観を再生するため、水質改善等に取り組むとともに、河川敷等の整備や修繕にあたっては、親水性を高めるよう整備を進めます。また、手漕ぎボートなどの水上利用を促進し、水辺に親しみやすい環境の整備を進めます。

●建築物の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|------------------|---|--|
| | 区内共通基準 | 親水河川景観軸基準 |
| 配置 | 道路などの公共空間と連続したオープンスペースを確保するなど、歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。 | 親水河川や親水河川沿いの道路に面する場合は、河川敷等を歩く歩行者が水辺を楽しめるよう、水辺側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった配置に配慮する。 |
| | 隣接する壁面の位置の考慮や、適切な隣棟間隔の確保など、ゆとりあるまちなみに配慮した配置とする。 | 河川側に建築物の顔を向けるなど親水河川に配慮した配置とする。 |
| | | 橋詰の広場などに接する場合は、橋や親水河川などからのアイストップを設けるなど、ゆとりあるまちなみに配慮した配置とする。 |
| | 敷地内や周辺に歴史的な資源や樹木をはじめとする残すべき自然などがある場合、それらを生かした配置とする。 | |
| 高さ規模 | 周辺の主要な眺望点(道路、河川、公園など)からの見え方を検討し、高さは、周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図る。 | 建築物は、河川堤防、橋や水上などからの見え方に配慮する。 |
| 形態 意匠 色彩 | 形態・意匠は、建築物自体のデザイン・バランスだけでなく周辺景観(周辺建築物など)との調和を図り、長大な壁面及び単調な壁面を避けるなど圧迫感の軽減を図る。 | |
| | 色彩は、別表(p.97)の色彩基準に適合するとともに、色彩・素材は、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図る。 | 色彩・素材は、河川や街路樹の緑との調和を図る。 |
| | 建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図り、これらの構造物や設備等が周囲に露出して見えないように配慮する。 | |
| 公開空地 外構 緑等 | 外構空間は、敷地内のデザインだけでなく、隣接する敷地など周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とし、隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。 | |
| | 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の河川、公園、街路樹の緑と連続させ、周辺環境に適した樹木を配置するとともに、良好な生育が可能となるような植栽地盤を工夫する。また、屋上緑化や壁面緑化などに配慮する。 | |
| | 過度な明るさの照明は避け、周辺環境と調和するよう配慮する。 | 親水河川に過度な明るさの照明は向けないよう配慮する。 |
| | 駐車場や駐輪場は、できる限り外部から視認できないように配慮するとともに、その出入口は、周辺のまちなみとの調和を図る。 | |

●まちなみの規制誘導のイメージ



景観法を活用した景観形成（行為の制限等）

●工作物の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|----------------|--|--|
| | 区内共通基準 | 親水河川景観軸基準 |
| 配置 | 道路などの公共空間と連続したオープンスペースを確保するなど、歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。 | 親水河川や親水河川沿いの道路に面する場合は、河川敷等を歩く歩行者が水辺を楽しめるよう、水辺側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった配置に配慮する。 |
| 規模 | 周囲の公園、道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。 | 工作物は、河川堤防、橋や水上などからの見え方に配慮する。 |
| 形態 意匠 色彩 | 色彩は、別表(p.97)の色彩基準に適合するとともに、色彩・素材は、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図る(ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物を除く。) | |
| | 形態・意匠は、周囲の公園、道路、河川などの主要な眺望点から見たときに、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図り、長大な壁面及び単調な壁面を避けるなど圧迫感の軽減を図る。 | |
| 外構 緑等 | | 外構空間は敷地内のデザインだけでなく、道路、公園、隣接する敷地やオープンスペースとの連続性に配慮し、周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とする。 |
| | | 敷地内ではできる限り緑化を図り、周辺の緑との連続性を確保する。 |

●開発行為の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|------|---|---|
| | 区内共通基準 | 親水河川景観軸基準 |
| 土地利用 | 事業地域内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。 | 親水河川や親水河川沿いの道路に面する場合は、河川敷等を歩く歩行者が水辺を楽しむよう、水辺側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった土地利用計画とする。 |
| | 事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。 | |
| | 事業地内に歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。 | |
| | 区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。 | |
| | 電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなどの工夫をする。 | |
| 造成等 | 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面 <small>のりめん</small> などが生じないようにする。 | |
| | 擁壁や法面 <small>のりめん</small> では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感を軽減する。 | |

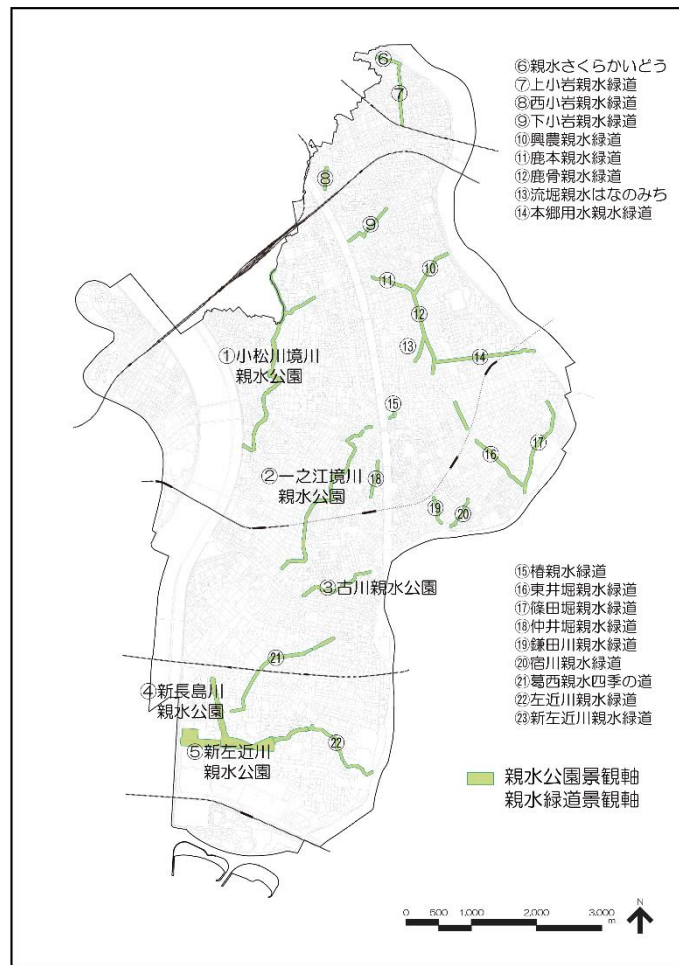
(4) 親水公園景観軸・親水緑道景観軸

日本で初めての「水に親しむ」という概念を導入した古川親水公園をはじめとして、区内全域に親水公園、親水緑道が整備されています。この暮らしの中に溶け込む水と緑豊かな環境を本区のシンボルとして、「親水公園景観軸・親水緑道景観軸」に指定します。

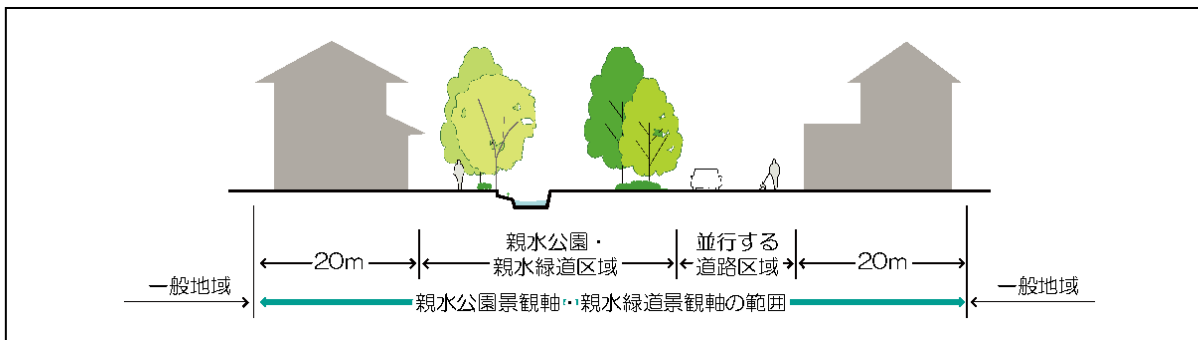
1) 対象地域

親水公園・親水緑道及びそれらと並行する道路区域と、その区域の境から概ね20m～30mの範囲とします。

対象地域



親水公園景観軸・親水緑道景観軸の範囲概念図



景観法を活用した景観形成（行為の制限等）

2) 特性

- 本区における水と緑のネットワークの骨格を形成
- 農業が盛んであった時代の川筋、用水路の形状や沿線に分布する寺社など、まちの歴史を伝える貴重な資源が分布
- ウォーキングや水遊びなど多くの人々の憩いの場を形成
- 全国で初めて「水に親しむ」という概念を導入して整備された、本区の住み良さのシンボル
- 今まで水路に背を向けていた沿線の建物が、親水整備とともに公園や緑道側に表を向けるようになるなど、緑とまちなみが一体となった景観を形成
- 「愛する会」などのボランティアによる清掃活動、お祭りなど区民活動が活発



多様な生き物が生息する親水公園



懐かしい雰囲気を残す親水緑道

3) 目標

水と緑の個性ある魅力的な都市景観の形成を図る

親水公園及び親水緑道は、かつての川や農業用水路を水と緑のネットワークの重要な骨格として、再生したものです。この水辺の自然的資源を大切に育てるとともに、周辺の歴史的・文化的資源を活かした、水と緑豊かな個性あるまちなみの景観形成を図ります。

4) 景観形成方針【景観法第8条第3項】

a. 周辺のまちなみと一体となった緑豊かな景観をつくる

それぞれの川の記憶や周辺のまちの変遷などによる特性を踏まえ、地域のまちづくりとの連携を図るとともに、沿川のまちなみの緑化を充実し、親水公園、親水緑道とその周辺のまちなみが一体となった緑豊かなゆとりのある景観形成を進めます。

b. 水に親しめる緑豊かな連続した快適な空間をつくる

大河川や親水河川などと連携した水と緑のネットワークの拡充や、隣接する公園と連携した子どもたちの遊びの場の充実を図るとともに、水辺の花壇、オープンカフェなど、水に親しめる緑豊かで快適な空間をつくり、人と人が行き交う、にぎわいのある景観を育てます。

また、モニュメントなどのアート作品を効果的に活用することで、地域のシンボル性を高める景観形成を進めます。

c. 歴史的・文化的資源を活かす

親水公園や親水緑道は、かつての風景を残す貴重な資源となっています。これらの川筋の形状や自然環境を活かすとともに、沿線に点在する寺社や大木など、歴史的・文化的資源を活かした景観形成に努めます。また、モニュメントなどのアート作品を効果的に活用することで、地域のシンボル性を高める景観形成を進めます。

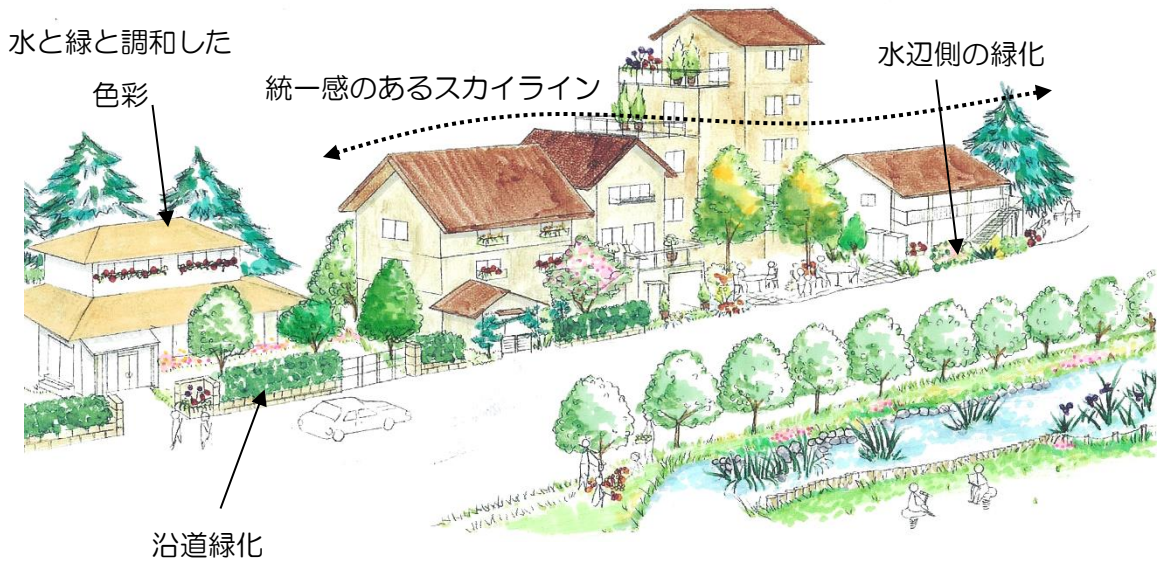
d. 活発なコミュニティ活動を生み出す環境を整備する

「愛する会」などのボランティアによる清掃活動、自然観察会、お祭り、花壇づくりなど、まちなみにぎわいやコミュニティの場であることを踏まえ、より魅力的な水と緑の環境整備を進め、区民が主体となる景観まちづくりにつなげていきます。

●建築物の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|------------------|---|---|
| | 区内共通基準 | 親水公園・親水緑道景観軸基準 |
| 配置 | 道路などの公共空間と連続したオープンスペースを確保するなど、歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。 | 親水公園・親水緑道に面する場合及びこれらにつながる通路の場合は、散策者が快適に利用できるよう、親水公園・親水緑道側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった配置に配慮する。 |
| | 隣接する壁面の位置の考慮や、適切な隣棟間隔の確保など、ゆとりあるまちなみに配慮した配置とする。 | 親水公園・親水緑道側に建築物の顔を向けるなど親水公園・親水緑道に配慮した配置とする。 |
| | 敷地内や周辺に歴史的な資源や樹木をはじめとする残すべき自然などがある場合、それらを生かした配置とする。 | |
| 高さ規模 | 周辺の主要な眺望点(道路、河川、公園など)からの見え方を検討し、高さは、周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図る。 | 建築物は、散策道、ジャブジャブ池などからの見え方に配慮する。 |
| 形態 意匠 色彩 | 形態・意匠は、建築物自体のデザイン・バランスだけでなく周辺景観(周辺建築物など)との調和を図り、長大な壁面及び単調な壁面を避けるなど圧迫感の軽減を図る。 | |
| | 色彩は、別表(p.97)の色彩基準に適合するとともに、色彩・素材は、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図る。 | 色彩・素材は、親水公園・親水緑道の水域・緑との調和を図り、可能な限り自然素材を使用し、光沢のある素材は使用しない。 |
| | 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図り、これらの構造物や設備等が周囲に露出して見えないように配慮する。 | |
| 公開空地 外構 緑等 | 外構空間は、敷地内のデザインだけでなく、隣接する敷地など周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とし、隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。 | |
| | 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の河川、公園、街路樹の緑と連続させ、周辺環境に適した樹木を配置するとともに、良好な生育が可能となるような植栽地盤を工夫する。また、屋上緑化や壁面緑化などに配慮する。 | |
| | 過度な明るさの照明は避け、周辺環境と調和するよう配慮する。 | 照明は、親水公園・親水緑道の落ち着いた環境と調和するよう配慮する。また、親水公園・親水緑道に過度な明るさの照明は向けないよう配慮する。 |
| | 駐車場や駐輪場は、できる限り外部から視認できないように配慮するとともに、その出入口は、周辺のまちなみとの調和を図る。 | |

●まちなみの規制誘導のイメージ



●工作物の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|----------------|--|--|
| | 区内共通基準 | 親水公園・親水緑道景観軸基準 |
| 配置 | 道路などの公共空間と連続したオープンスペースを確保するなど、歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。 | 親水公園・親水緑道に面する場合やこれらにつながる通路の場合は、散策者が快適に利用できるよう、親水公園・親水緑道側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった配置に配慮する。 |
| 規模 | 周囲の公園、道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。 | 工作物は、散策道、ジャブジャブ池、橋などからの見え方に配慮する。 |
| 形態 意匠 色彩 | 色彩は、別表(p.97)の色彩基準に適合するとともに、色彩・素材は、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図る(ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物を除く。) | |
| | 形態・意匠は、周囲の公園、道路、河川などの主要な眺望点から見たときに、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図り、長大な壁面及び単調な壁面を避けるなど圧迫感の軽減を図る。 | |
| 外構 緑等 | | 外構空間は敷地内のデザインだけでなく、道路、公園、隣接する敷地やオープンスペースとの連続性に配慮し、周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とする。 |
| | | 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑との連続性を確保する。 |

●開発行為の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|------|---|--|
| | 区全域共通基準（一般地域） | 親水公園・親水緑道景観軸基準 |
| 土地利用 | 事業地域内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。 | 親水公園・親水緑道に面する場合やこれらにつながる通路の場合は、散策者が快適に利用できるよう、親水公園・親水緑道側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった土地利用計画とする。 |
| | 事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。 | |
| | 事業地内に歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。 | |
| | 区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良い景観の形成を図る。 | |
| | 電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなどの工夫をする。 | |
| 造成等 | 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や <small>のりめん</small> 法面などが生じないようにする。 | |
| | 擁壁や <small>のりめん</small> 法面では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感を軽減する。 | |

景観法を活用した景観形成（行為の制限等）

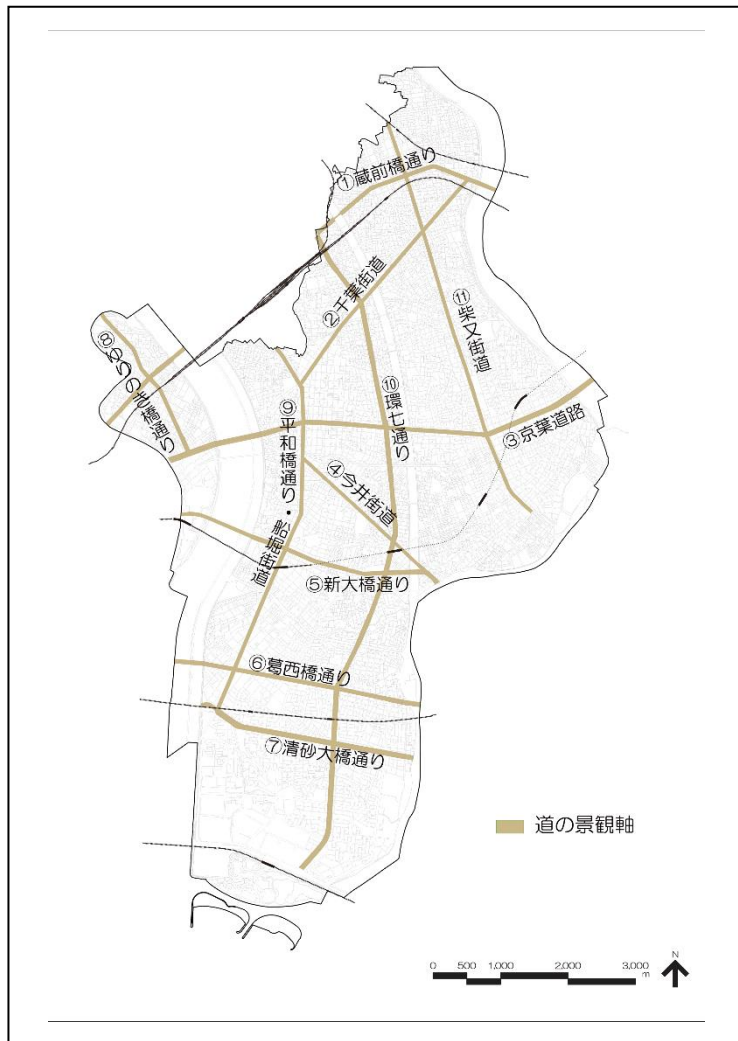
(5)道の景観軸

幹線道路は、東京都心と千葉県をつなぐ動線として、また、南北に長い本区を貫く動線として利用されています。これらの幹線道路を「道の景観軸」に指定します。

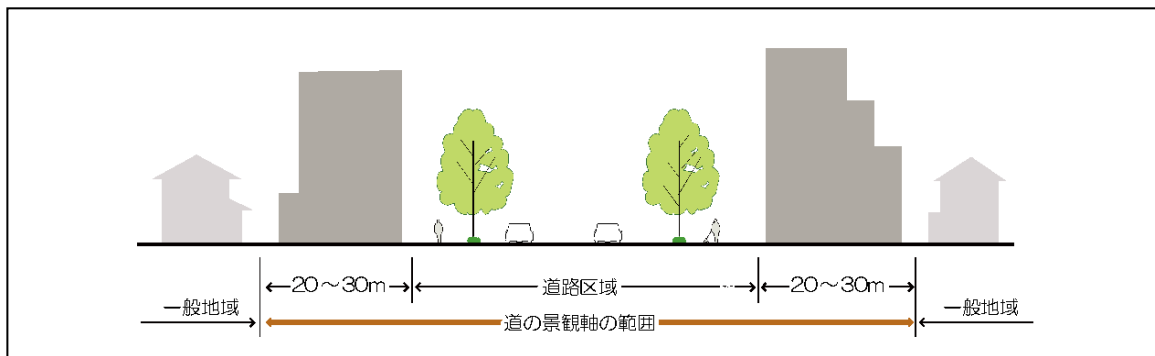
1) 対象地域

蔵前橋通り、千葉街道、京葉道路、今井街道、新大橋通り、葛西橋通り、清砂大橋通り、ゆりのき橋通り、平和橋通り・船堀街道、環七通り及び柴又街道の道路区域並びに区域境から概ね 20m～30mの範囲(沿道型用途の範囲)とします。

対象地域



道の景観軸の範囲概念図



2) 特性

- 立派な街路樹が多く、緑の骨格を形成
- 沿道には高さが様々な中高層建物が並び、
後背地には低層のまちなみが形成
- 沿道や交差点には多くの屋外広告物が林立
- 親水公園との交差部では、奥行きのある緑の
導入口を形成
- 橋や陸橋部では、昼間は空の広がり、夜間
は都心方面などの夜景の眺望
- 富士山や東京スカイツリーなど、ランドマーク
の眺望



中央分離帯に植栽があり、大きな緑のベルトを形成

3) 目標

沿道の多様な地域性を踏まえつつ、風格ある景観形成を図る

幹線道路は、他区や他県からの来訪者の玄関口であるため、人にも車にもやさしい道づくりを進めるとともに、風格ある景観形成を図ります。また、多様な地域性をもつまちなみを貫く軸として、それぞれの地域の個性を活かしつつ、開放的で連続性のある景観形成を図ります。

4) 景観形成方針【景観法第8条第3項】

a. 緑の骨格となり、空の広がりを感じる景観をつくる

緑の骨格として美しいバランスのとれた街路樹を育成し、潤いのある太いグリーンベルトとなる景観形成を進めます。また、電線の地中化や沿道の建物のスカイラインの調和を図り、空の広がりを感じる開放感あふれる景観形成を進めます。

また、富士山や東京スカイツリーなど他都市のランドマークが望める景観形成を図ります。

b. 人にやさしい、安全・安心な道をつくる

人にやさしい道づくりを進めるとともに、駅周辺のにぎわいづくりや、河川、親水公園などとの交差部での緑の充実など、沿道の地域特性を活かした、人が行き交う快適なネットワークをつくれます。

また、本区の平坦な地勢から自転車の利用が多いため、ブルーレーンなどの自転車走行環境の整備など、歩行者にも安全で安心できる快適な道づくりを進めます。

c. 後背のまちなみと調和した景観をつくる

風の道が形成されるよう、沿道の建築物の配置や規模、また水と緑に配慮するとともに、緑化や色彩による囲み感の緩和など、後背に広がる低層のまちなみと調和する景観形成を進めます。

d. 環境に配慮したまちづくりと道づくりを進める

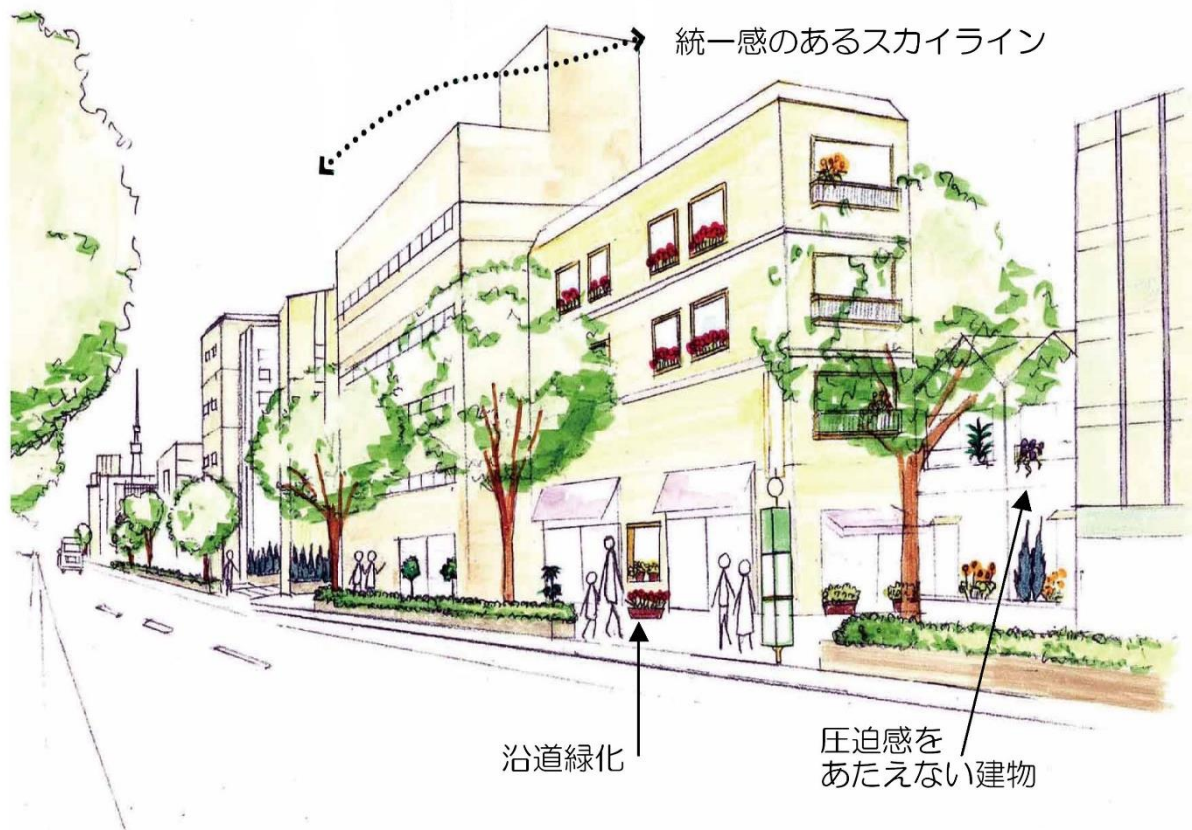
周辺のまちづくりと一体となって、地区計画制度などを活用した特色ある景観形成を進めるとともに、道路として連続性のある景観形成を進めます。

また、渋滞箇所については、周辺のまちづくりに合わせて交差点の拡幅や改良などを検討し、停車時のアイドリングによる二酸化炭素の削減や騒音の減少を図り、環境に配慮した道づくりに努めます。

●建築物の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|------------------|---|--|
| | 区内共通基準 | 道の景観軸基準 |
| 配置 | 道路などの公共空間と連続したオープンスペースを確保するなど、歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。 | 主要な交差点では、交差点に面してオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となるよう配慮した配置にする。 |
| | 隣接する壁面の位置の考慮や、適切な隣棟間隔の確保など、ゆとりあるまちなみに配慮した配置とする。 | |
| | 敷地内や周辺に歴史的な資源や樹木をはじめとする残すべき自然などがある場合、それらを生かした配置とする。 | |
| 高さ規模 | 周辺の主要な眺望点(道路、河川、公園など)からの見え方を検討し、高さは、周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図る。 | 建築物は、交差点などからの見え方に配慮する。 |
| 形態 意匠 色彩 | 形態・意匠は、建築物自体のデザイン・バランスだけでなく周辺景観(周辺建築物など)との調和を図り、長大な壁面及び単調な壁面を避けるなど圧迫感の軽減を図る。 | |
| | 色彩は、別表(p.97)の色彩基準に適合するとともに、色彩・素材は、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図る。 | 色彩・素材は、街路樹の緑との調和を図る。 |
| | 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図り、これらの構造物や設備等が周囲に露出して見えないように配慮する。 | |
| 公開空地 外構 緑等 | 外構空間は、敷地内のデザインだけでなく、隣接する敷地など周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とし、隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。 | |
| | 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の河川、公園、街路樹の緑と連続させ、周辺環境に適した樹木を配置するとともに、良好な生育が可能となるような植栽地盤を工夫する。また、屋上緑化や壁面緑化などに配慮する。 | |
| | 過度な明るさの照明は避け、周辺環境と調和するよう配慮する。 | |
| | 駐車場や駐輪場は、できる限り外部から視認できないように配慮するとともに、その出入口は、周辺のまちなみとの調和を図る。 | |

●まちなみの規制誘導のイメージ



景観法を活用した景観形成（行為の制限等）

●工作物の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|----------------|--|--|
| | 区内共通基準 | 道の景観軸基準 |
| 配置 | 道路などの公共空間と連続したオープンスペースを確保するなど、歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。 | 主要な交差点では、交差点に面してオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となるよう配慮した配置にする。 |
| 規模 | 周囲の公園、道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。 | 工作物は、交差点などからの見え方に配慮する。 |
| 形態 意匠 色彩 | 色彩は、別表(p.97)の色彩基準に適合するとともに、色彩・素材は、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図る(ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物を除く。) | |
| | 形態・意匠は、周囲の公園、道路、河川などの主要な眺望点から見たときに、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図り、長大な壁面及び単調な壁面を避けるなど圧迫感の軽減を図る。 | |

景観法を活用した景観形成(行為の制限等)

●開発行為の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|------|---|---|
| | 区内共通基準 | 道の景観軸基準 |
| 土地利用 | 事業地域内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。 | 主要な交差点では、交差点に面してオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった土地利用計画とする。 |
| | 事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。 | |
| | 事業地内に歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。 | |
| | 区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。 | |
| | 電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなどの工夫をする。 | |
| 造成等 | 大幅な地形の変更を避け、長大な擁壁や法面 <small>のりめん</small> などが生じないようにする。 | |
| | 擁壁や法面 <small>のりめん</small> では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感を軽減する。 | |

(6) 駅の景観拠点

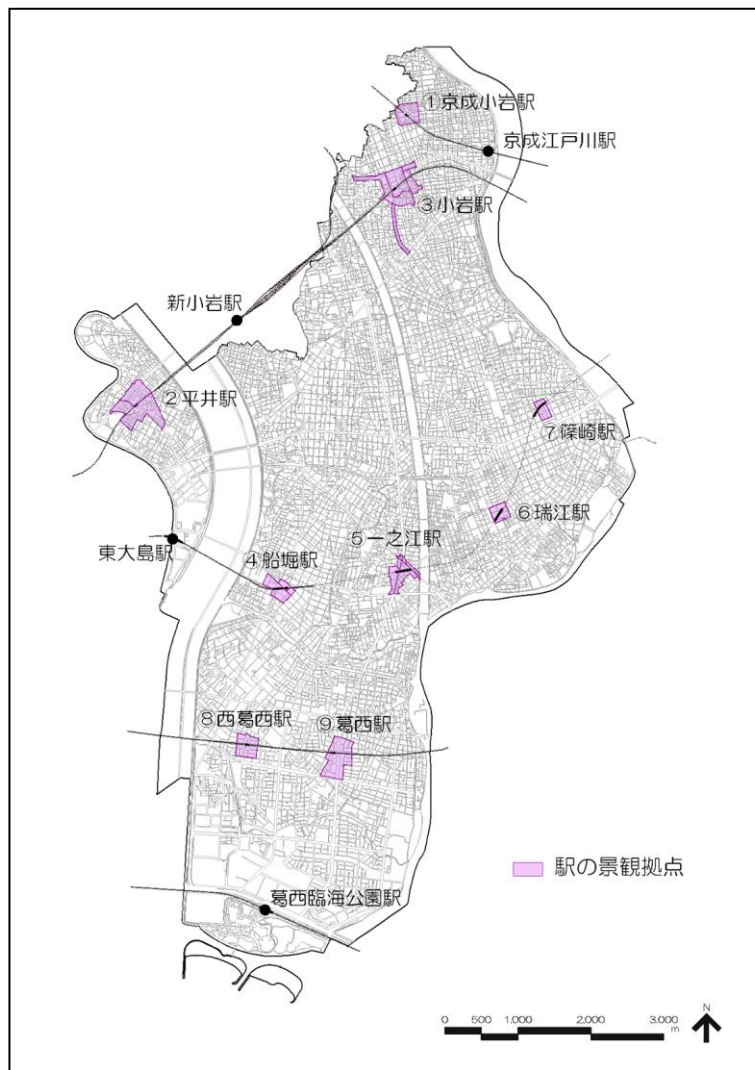
本区には、東京都心と千葉県を結ぶ5つの鉄道が整備され、路線ごとに鉄道の成り立ちや周辺の土地利用が異なります。駅周辺の商業地域は、多くの人でにぎわうまちの顔となるため、「駅の景観軸」に指定します。



1) 対象となる地域

京成小岩駅、平井駅、小岩駅、船堀駅、瑞江駅、篠崎駅、西葛西駅及び葛西駅の各駅周辺の「商業地域」及び一之江駅周辺の「近隣商業地域」の範囲を対象とします。

対象地域



※江戸川駅は大河川景観軸、東大島駅は公園の景観拠点、葛西臨海公園駅は臨海景観拠点及び公園の景観拠点のそれぞれの方針に基づき、景観形成を図ります。

2) 特性

- 日々多くの人が行き交う交通の拠点
- 駅ごとに個性あるまちなみ
- 地域の交流拠点となる商業施設や商店街
- 駅周辺の高層ビルとその周囲に広がる低層のまちなみ
- 様々な色彩を用いた外壁の建物や屋外広告物の存在



多くの人が行き交う場となっている



駅周辺には屋外広告物が多い

3) 目標

地域の玄関口にふさわしい、個性を活かしたにぎわいの景観形成を図る

駅は、都市生活を支える重要な要素であり、地域の玄関口として、様々な人が行き交っています。それぞれの駅の歴史性や駅周辺のまちなみの個性を活かし、にぎわいの景観形成を図ります。

4) 景観形成方針【景観法第8条第3項】

a. 地域のシンボル性をもたせた景観をつくる

駅や駅周辺は、地域住民が自分達のまちを再認識でき、来訪者が地域らしさを実感できるよう、シンボル性を持たせた景観形成を進めます。

また、モニュメントなどのアート作品を効果的に活用することで、地域のシンボル性を高める景観形成を進めます。

b. 人々が交流するにぎわいの拠点となる景観をつくる

多くの人々が利用する交通の要となる駅は、人々が交流し、まちが元気になる拠点となるよう、イベントの開催やオープンカフェなどを推進し、にぎわう人々の姿が中心となる景観形成を進めます。

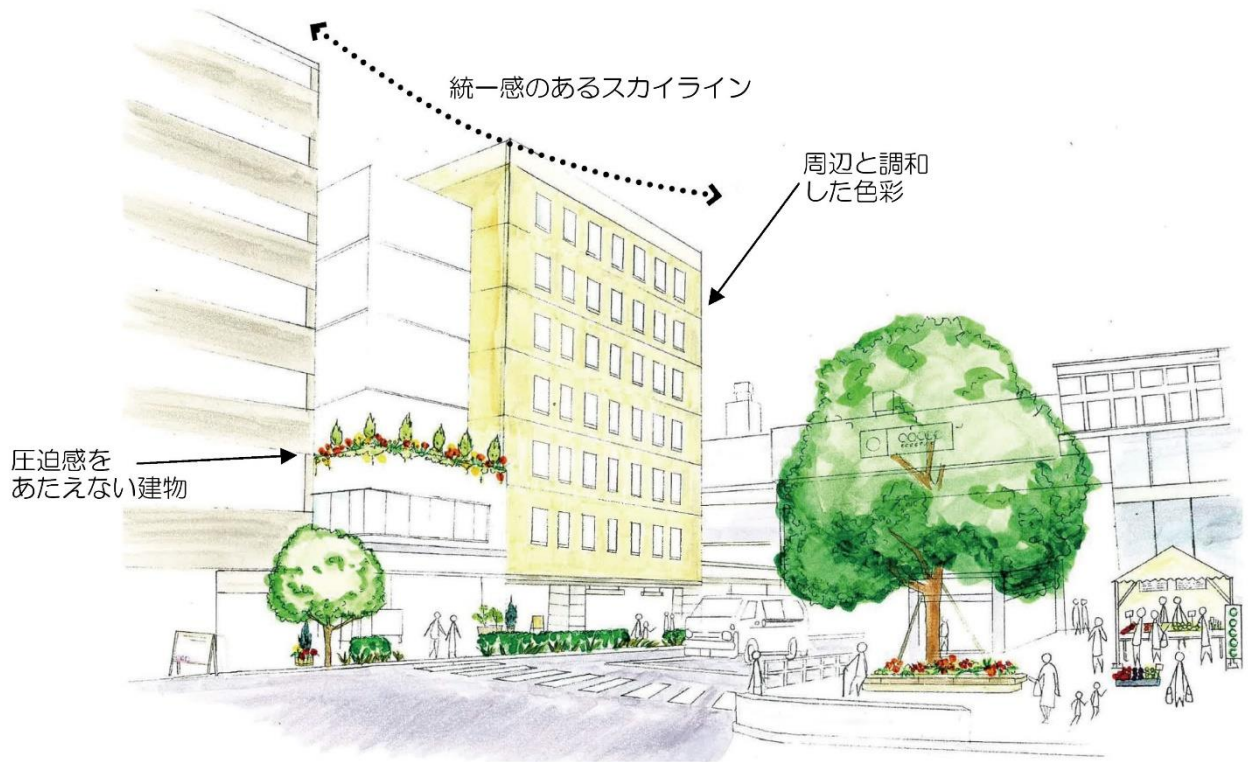
c. 地域に密着し、活力ある商店街の景観づくりを進める

地域のまちづくりとの連携を図り、活力ある商店街と周辺の住宅地の景観形成を地域住民とともに進めます。

●建築物の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|------------------|---|--|
| | 区内共通基準 | 駅の景観拠点基準 |
| 配置 | 道路などの公共空間と連続したオープンスペースを確保するなど、歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。 | 駅前広場に面する場合は、歩行者が快適に利用できるよう、駅前広場側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった配置に配慮する。 |
| | 隣接する壁面の位置の考慮や、適切な隣棟間隔の確保など、ゆとりあるまちなみに配慮した配置とする。 | |
| | 敷地内や周辺に歴史的な資源や樹木をはじめとする残すべき自然などがある場合、それらを生かした配置とする。 | |
| 高さ規模 | 周辺の主要な眺望点(道路、河川、公園など)からの見え方を検討し、高さは、周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図る。 | 建築物は、駅、駅前広場などからの見え方に配慮する。 |
| 形態 意匠 色彩 | 形態・意匠は、建築物自体のデザイン・バランスだけでなく周辺景観(周辺建築物など)との調和を図り、長大な壁面及び単調な壁面を避けるなど圧迫感の軽減を図る。 | 低層階に商業施設がある建築物は、ショーウィンドウやオープンテラスなど開放的な空間の演出に配慮した形態・意匠とする。 |
| | 色彩は、別表(p.97)の色彩基準に適合するとともに、色彩・素材は、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図る。 | 色彩・素材は、街路樹の緑との調和を図る。 |
| | 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図り、これらの構造物や設備等が周囲に露出して見えないように配慮する。 | |
| 公開空地 外構 緑等 | 外構空間は、敷地内のデザインだけでなく、隣接する敷地など周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とし、隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。 | |
| | 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の河川、公園、街路樹の緑と連続させ、周辺環境に適した樹木を配置するとともに、良好な生育が可能となるような植栽地盤を工夫する。また、屋上緑化や壁面緑化などに配慮する。 | |
| | 過度な明るさの照明は避け、周辺環境と調和するよう配慮する。 | 低層階に商業施設がある建築物の照明は、周辺環境と調和を図りながら、効果的なライトアップや間接照明などを行うよう配慮する。 |
| | 駐車場や駐輪場は、できる限り外部から視認できないように配慮するとともに、その出入口は、周辺のまちなみとの調和を図る。 | |

●まちなみの規制誘導のイメージ



景観法を活用した景観形成（行為の制限等）

●工作物の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|----------------|--|--|
| | 区内共通基準 | 駅の景観拠点基準 |
| 配置 | 道路などの公共空間と連続したオープンスペースを確保するなど、歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。 | 駅前広場に面する場合は、歩行者が快適に利用できるよう、駅前広場側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった配置に配慮する。 |
| 規模 | 周囲の公園、道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。 | 工作物は、駅、駅前広場などからの見え方に配慮する。 |
| 形態 意匠 色彩 | 色彩は、別表(p.97)の色彩基準に適合するとともに、色彩・素材は、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図る(ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物を除く。) | |
| | 形態・意匠は、周囲の公園、道路、河川などの主要な眺望点から見たときに、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図り、長大な壁面及び単調な壁面を避けるなど圧迫感の軽減を図る。 | |

●開発行為の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|------|---|--|
| | 区内共通基準 | 駅の景観拠点基準 |
| 土地利用 | 事業地域内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。 | 駅前広場に面する場合は、歩行者が快適に利用できるよう、駅前広場側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった土地利用計画とする。 |
| | 事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。 | |
| | 事業地内に歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。 | |
| | 区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。 | |
| | 電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなどの工夫をする。 | |
| 造成等 | 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁 <small>のりめん</small> や法面などが生じないようにする。 | |
| | 擁壁 <small>のりめん</small> や法面では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感を軽減する。 | |

(7)公園の景観拠点

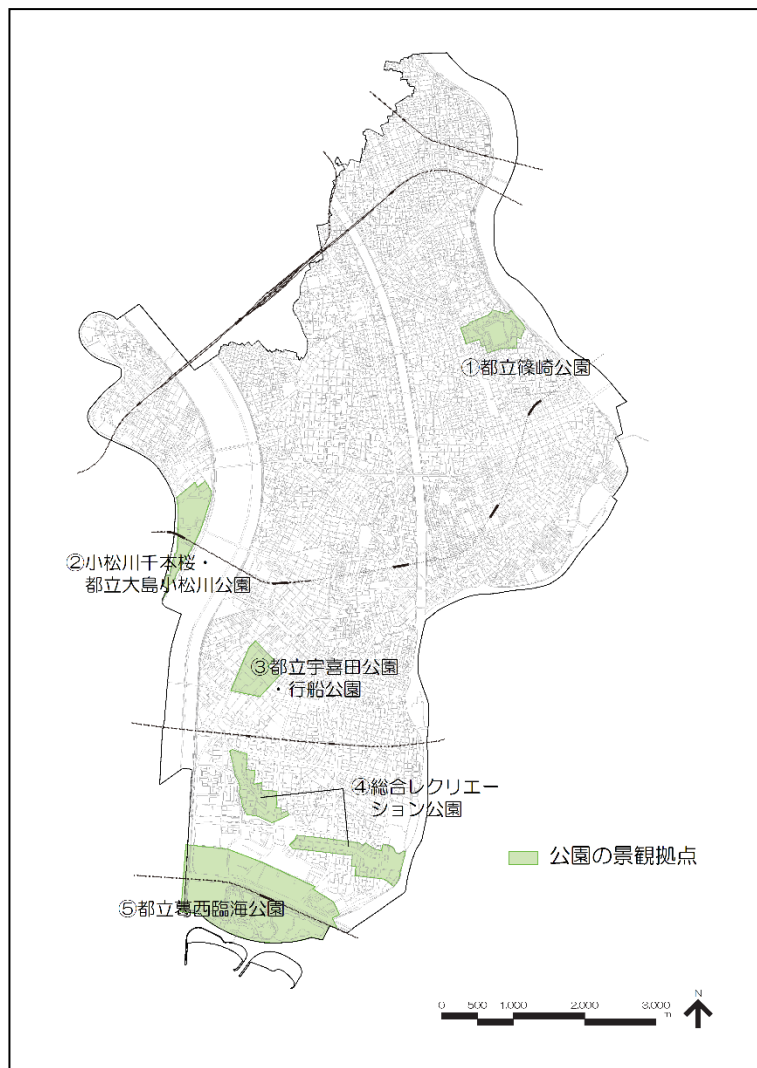
本区は、豊かな水と緑の環境により、子育てしやすいまち、安心して暮らせるまちとしての魅力が形成されています。子育てや憩い、防災など様々な機能をもつ大規模公園を「公園の景観拠点」に指定します。

1) 対象地域

都立篠崎公園、小松川千本桜・都立大島小松川公園、都立宇喜田公園・行船公園、総合レクリエーション公園、都立葛西臨海公園の公園区域及び外周から概ね 50m～100mの区域を範囲とします。



対象地域



2) 特性

- 区内の緑の拠点
- 緑に囲まれた開放的な空間
- スポーツやバーベキューなど多様なレクリエーションの場として、多くの人々に親しまれる空間
- 植物、鳥や昆虫など、さまざまな生き物が生息



四季を通じて様々な野鳥が集まる鳥類園
(都立葛西臨海公園内)



バラの名所となっているフラワーガーデン
(総合レクリエーション公園内)

3) 目標

豊かな緑を核として、周辺のまちなみと一体となった景観形成を図る

大規模公園は、レクリエーション施設や運動施設などが整備され、活気のある場となっています。都立公園については東京都と連携し、それぞれの公園の特性を活かして緑豊かな潤いのあるまちなみと一体となった景観形成を図ります。

4) 景観形成方針【景観法第8条第3項】

a. 緑や自然に囲まれた開放的な空間を保全する

豊かな緑、空など、自然に囲まれた開放的な空間を保全するとともに、公園の緑を核として、駅などを含めた周辺のまちなみと一体となった景観形成を進めます。

また、緑の回廊を形成するため、河川、道、親水公園や親水緑道などのネットワークづくりを進めます。

b. 活気あるにぎわいの景観をつくる

緑を楽しみながら、スポーツ、バーベキューや散策など、気軽に様々なレクリエーションを体験できるよう、人々が集うにぎわいの景観形成を進めます。

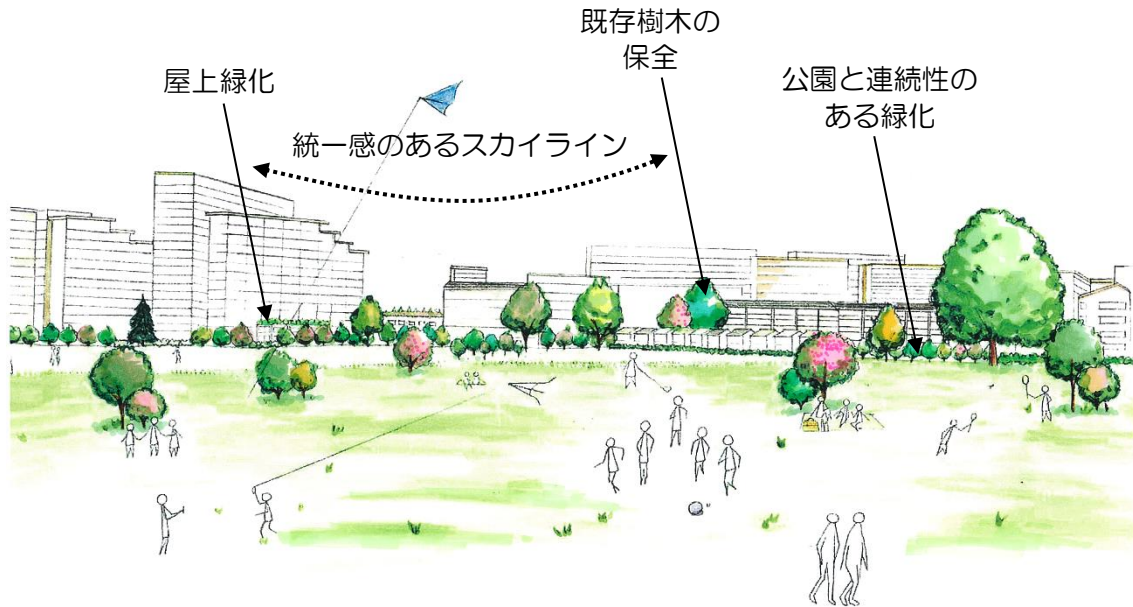
c. 地域のまちづくりとの連携により景観をつくる

都市計画公園の整備促進や、公園周辺地域のまちづくり計画等と連携した景観形成を進めます。また、周辺に点在する歴史的・文化的資源などに配慮した景観形成に努めます。

●建築物の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|------------------|---|--|
| | 区内共通基準 | 公園の景観拠点基準 |
| 配置 | 道路などの公共空間と連続したオープンスペースを確保するなど、歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。 | 公園や公園沿いの道路に面する場合は、散策者が楽しめるよう、公園側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった配置に配慮する。 |
| | 隣接する壁面の位置の考慮や、適切な隣棟間隔の確保など、ゆとりあるまちなみに配慮した配置とする。 | 公園側に建築物の顔を向けるなど公園に配慮した配置とする。 |
| | 敷地内や周辺に歴史的な資源や樹木をはじめとする残すべき自然などがある場合、それらを生かした配置とする。 | |
| 高さ規模 | 周辺の主要な眺望点(道路、河川、公園など)からの見え方を検討し、高さは、周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図る。 | 建築物は、公園、公園沿いの道路などからの見え方に配慮する。 |
| 形態 意匠 色彩 | 形態・意匠は、建築物自体のデザイン・バランスだけでなく周辺景観(周辺建築物など)との調和を図り、長大な壁面及び単調な壁面を避けるなど圧迫感の軽減を図る。 | |
| | 色彩は、別表(p.97)の色彩基準に適合するとともに、色彩・素材は、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図る。 | 色彩・素材は、公園の緑との調和を図る。 |
| | 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図り、これらの構造物や設備等が周囲に露出して見えないように配慮する。 | |
| 公開空地 外構 緑等 | 外構空間は、敷地内のデザインだけでなく、隣接する敷地など周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とし、隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。 | |
| | 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の河川、公園、街路樹の緑と連続させ、周辺環境に適した樹木を配置するとともに、良好な生育が可能となるような植栽地盤を工夫する。また、屋上緑化や壁面緑化などに配慮する。 | |
| | 過度な明るさの照明は避け、周辺環境と調和するよう配慮する。 | 照明は、公園の落ち着いた環境と調和するよう配慮する。また、公園に過度な明るさの照明は向けないよう配慮する。 |
| | 駐車場や駐輪場は、できる限り外部から視認できないように配慮するとともに、その出入口は、周辺のまちなみとの調和を図る。 | |

●まちなみの規制誘導のイメージ



●工作物の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|----------------|--|---|
| | 区内共通基準 | 公園の景観拠点基準 |
| 配置 | 道路などの公共空間と連続したオープンスペースを確保するなど、歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。 | 公園や公園沿いの道路に面する場合は、散策者が楽しめるよう、公園側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった配置に配慮する。 |
| 規模 | 周囲の公園、道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。 | 工作物は、公園、公園沿いの道路などからの見え方に配慮する。 |
| 形態 意匠 色彩 | 色彩は、別表(p.97)の色彩基準に適合するとともに、色彩・素材は、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図る(ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物を除く。) | |
| | 形態・意匠は、周囲の公園、道路、河川などの主要な眺望点から見たときに、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図り、長大な壁面及び単調な壁面を避けるなど圧迫感の軽減を図る。 | |
| 外構 緑等 | | 外構空間は敷地内のデザインだけでなく、道路、公園、隣接する敷地やオープンスペースとの連続性に配慮し、周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とする。 |
| | | 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑との連続性を確保する。 |

●開発行為の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|------|---|--|
| | 区全域共通基準（一般地域） | 公園の景観拠点基準 |
| 土地利用 | 事業地域内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。 | 公園や公園沿いの道路に面する場合は、散策者が楽しめるよう、公園側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった土地利用計画とする。 |
| | 事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。 | |
| | 事業地内に歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。 | |
| | 区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。 | |
| | 電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなどの工夫をする。 | |
| 造成等 | 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁 <small>のりめん</small> や法面などが生じないようにする。 | |
| | 擁壁 <small>のりめん</small> や法面では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感を軽減する。 | |

(8) 農の景観拠点

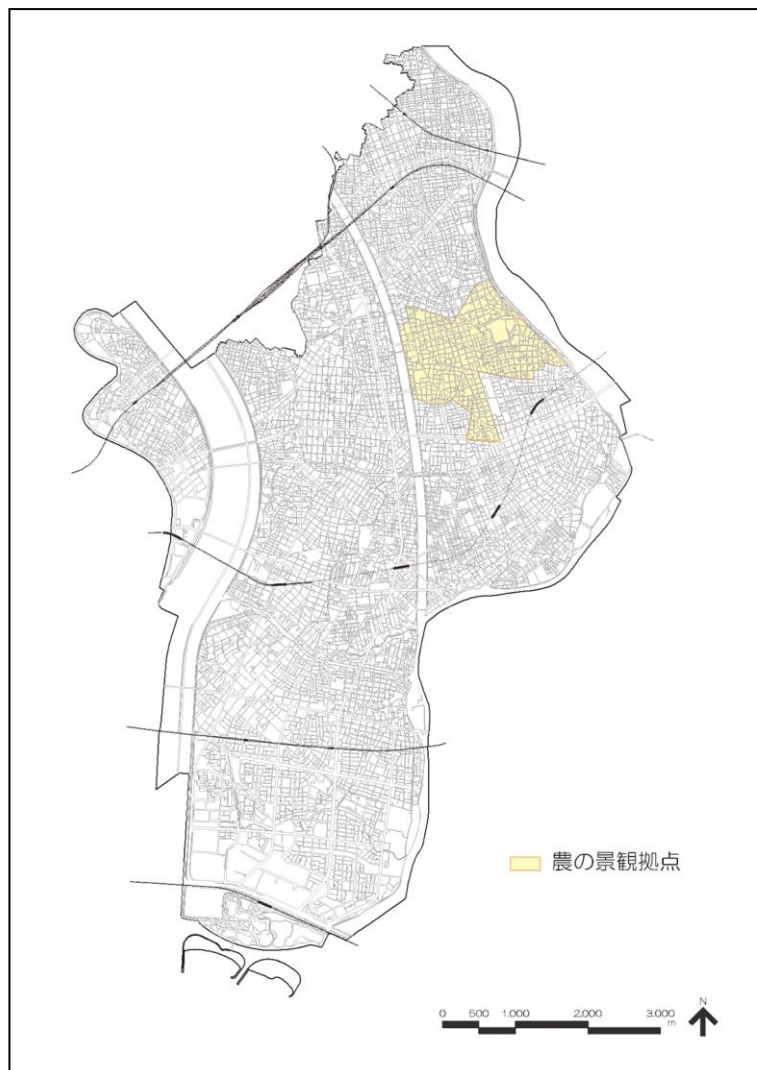
かつて農村地帯であった本区は、今でも鹿骨・篠崎に農地が^{かき}集積し、小松菜や花卉園芸などの生産が盛んです。そのため、本区の原風景の面影を残す鹿骨・篠崎を「農の景観拠点」に指定します。

1) 対象地域

農地が集積している鹿骨一丁目から六丁目まで、北篠崎一丁目及び二丁目、西篠崎一丁目及び二丁目、上篠崎一丁目から三丁目まで、並びに谷河内一丁目を範囲とします。



対象地域



2) 特性

- 農地が多く存在しており、小松菜栽培を中心とした野菜の生産が盛ん
- 『東京の花暦の春は鹿骨の花から始まる』と言われ、花卉^{かき}の生産額は、23区で第一位
- 親水緑道や公園、住宅の庭木、農地が一体となった緑豊かな景観
- 後継者不足などの原因により、農地が減少傾向
- 気軽に農業体験ができる区民農園やふれあい農園が点在
- 戸建てを中心とした低層の住宅地が形成



緑豊かな住宅地



生産緑地に指定されている農地

3) 目標

農とふれあうまちなみの景観形成を図る

農地を中心に、農業用水や舟運に使われた水路の一部を活かした親水緑道、篠崎公園の緑、浅間神社、鹿島神社^{しやそう}の社叢などを保全し、身近に農地の土と緑を感じ、ふれあうことのできる景観形成を図ります。

4) 景観形成方針【景観法第8条第3項】

a. 農とまちなみが一体となった緑豊かな景観をつくる

生産緑地の指定などによる農地の保全を行うとともに、道路、親水緑道、公園や、地域に点在している歴史的・文化的資源などとのネットワークをつくり、農とまちなみが一体となった緑豊かな景観形成に努めます。

b. 農とふれあい、身近に感じる景観をつくる

地元産の草花を使った植栽^{しょくさいます}や緑道などへの植付け活動や、各家庭や保育園、学校などでの活動を推進します。また、周辺の学校の総合学習を活用した農業体験の推進や、区民農園、ふれあい農園など農業とふれあう機会や場所を増やすなど、農を身近に感じる景観形成に努めます。

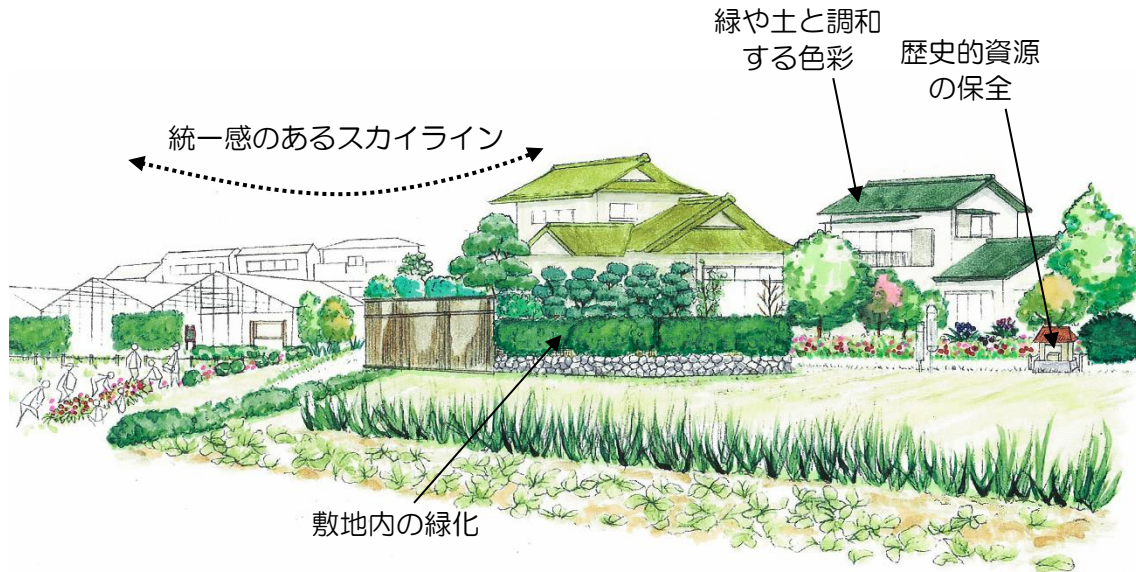
c. 本区の農業の歴史・文化を伝える

かつて行われていた稲作から現在の小松菜^{かき}や花卉生産、古くから伝わる行事やお祭りなど、本区の農業にまつわる歴史・文化を伝え、これからの景観まちづくりに活かすよう努めます。

●建築物の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|------------------|---|--|
| | 区内共通基準 | 農の景観拠点基準 |
| 配置 | 道路などの公共空間と連続したオープンスペースを確保するなど、歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。 | 農地に隣接する場合は、緑がつながるまちなみを形成するため、オープンスペースを設置するなど快適な空間の確保に配慮する。 |
| | 隣接する壁面の位置の考慮や、適切な隣棟間隔の確保など、ゆとりあるまちなみに配慮した配置とする。 | |
| | 敷地内や周辺に歴史的な資源や樹木をはじめとする残すべき自然などがある場合、それらを生かした配置とする。 | |
| 高さ規模 | 周辺の主要な眺望点(道路、河川、公園など)からの見え方を検討し、高さは、周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図る。 | 建築物は、農地などからの見え方に配慮する。 |
| 形態 意匠 色彩 | 形態・意匠は、建築物自体のデザイン・バランスだけでなく周辺景観(周辺建築物など)との調和を図り、長大な壁面及び単調な壁面を避けるなど圧迫感の軽減を図る。 | |
| | 色彩は、別表(p.97)の色彩基準に適合するとともに、色彩・素材は、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図る。 | 色彩・素材は、緑や土との調和を図る。 |
| | 建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図り、これらの構造物や設備等が周囲に露出して見えないように配慮する。 | |
| 公開空地 外構 緑等 | 外構空間は、敷地内のデザインだけでなく、隣接する敷地など周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とし、隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。 | |
| | 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の河川、公園、街路樹の緑と連続させ、周辺環境に適した樹木を配置するとともに、良好な生育が可能となるような植栽地盤を工夫する。また、屋上緑化や壁面緑化などに配慮する。 | |
| | 過度な明るさの照明は避け、周辺環境と調和するよう配慮する。 | 農地に過度な明るさの照明は向けないように配慮する。 |
| | 駐車場や駐輪場は、できる限り外部から視認できないように配慮するとともに、その出入口は、周辺のまちなみとの調和を図る。 | |

●まちなみの規制誘導のイメージ



●工作物の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|----------------|--|---|
| | 区内共通基準 | 農の景観拠点基準 |
| 配置 | 道路などの公共空間と連続したオープンスペースを確保するなど、歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。 | 農地に隣接する場合は、緑がつながるまちなみを形成するため、オープンスペースを設置するなど快適な空間の確保に配慮する。 |
| 規模 | 周囲の公園、道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。 | 工作物は、農地などからの見え方に配慮する。 |
| 形態 意匠 色彩 | 色彩は、別表(p.97)の色彩基準に適合するとともに、色彩・素材は、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図る(ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物を除く。) | |
| | 形態・意匠は、周囲の公園、道路、河川などの主要な眺望点から見たときに、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図り、長大な壁面及び単調な壁面を避けるなど圧迫感の軽減を図る。 | |
| 外構 緑等 | | 外構空間は敷地内のデザインだけでなく、道路、公園、隣接する敷地やオープンスペースとの連続性に配慮し、周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とする。 |
| | | 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑との連続性を確保する。 |

●開発行為の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 | |
|------|---|--|
| | 区全域共通基準（一般地域） | 農の景観拠点基準 |
| 土地利用 | 事業地域内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。 | 農地に隣接する場合は、緑がつながるまちなみを形成するため、オープンスペースを設置するなど快適な空間の確保を図った土地利用計画とする。 |
| | 事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。 | |
| | 事業地内に歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。 | |
| | 区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。 | |
| | 電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなどの工夫をする。 | |
| 造成等 | 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面 <small>のりめん</small> などが生じないようにする。 | |
| | 擁壁や法面 <small>のりめん</small> では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感を軽減する。 | |

景観法を活用した景観形成（行為の制限等）

(9) 一般地域

第2章の「江戸川らしさ」を大切にするため、景観的に周囲に対する影響が大きい一定規模以上の建築物等について、良好な景観形成に関する事項(景観法第8条第2項第2号)を区内共通基準として定めます。区内共通基準を定めることで、景観軸・景観拠点以外の地域においても「江戸川らしさ」と調和した景観づくりを進めます。

1) 対象地域

景観計画区域のうち景観軸・景観拠点を除いた地域を一般地域とします。

2) まちなみの規制誘導基準

●建築物の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| | 景観形成基準 |
|------------------|---|
| | 一般地域（区内共通基準） |
| 配置 | 道路などの公共空間と連続したオープンスペースを確保するなど、歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。 |
| | 隣接する壁面の位置の考慮や、適切な隣棟間隔の確保など、ゆとりあるまちなみに配慮した配置とする。 |
| | 敷地内や周辺に歴史的な資源や樹木をはじめとする残すべき自然などがある場合、それらを生かした配置とする。 |
| 高さ規模 | 周辺の主要な眺望点(道路、河川、公園など)からの見え方を検討し、高さは、周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図る。 |
| 形態 意匠 色彩 | 形態・意匠は、建築物自体のデザイン・バランスだけでなく周辺景観(周辺建築物など)との調和を図り、長大な壁面及び単調な壁面を避けるなど圧迫感の軽減を図る。 |
| | 色彩は、別表(p.97)の色彩基準に適合するとともに、色彩・素材は、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図る。 |
| | 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図り、これらの構造物や設備等が周囲に露出して見えないように配慮する。 |
| 公開空地 外構 緑等 | 外構空間は、敷地内のデザインだけでなく、隣接する敷地など周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とし、隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。 |
| | 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の河川、公園、街路樹の緑と連続させ、周辺環境に適した樹木を配置するとともに、良好な生育が可能となるように植栽地盤を工夫する。また、屋上緑化や壁面緑化などに配慮する。 |
| | 過度な明るさの照明は避け、周辺環境と調和するよう配慮する。 |
| | 駐車場や駐輪場は、できる限り外部から視認できないように配慮するとともに、その出入口は、周辺のまちなみとの調和を図る。 |

●工作物の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| 景観形成基準 | |
|----------------|--|
| 一般基準(区内共通基準) | |
| 配置 | 道路などの公共空間と連続したオープンスペースを確保するなど、歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。 |
| 規模 | 周囲の公園、道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。 |
| 形態 意匠 色彩 | 色彩は、別表(p.97)の色彩基準に適合するとともに、色彩・素材は、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図る(ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物を除く。) |
| | 形態・意匠は、周囲の公園、道路、河川などの主要な眺望点から見たときに、周辺景観(周辺建築物など)との調和を図り、長大な壁面及び単調な壁面を避けるなど圧迫感の軽減を図る。 |

●開発行為の景観形成基準【景観法第8条第2項第2号】

| 景観形成基準 | |
|--------------|---|
| 一般基準(区内共通基準) | |
| 土地利用 | 事業地域内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。 |
| | 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の河川、公園、街路樹の緑と連続させ、周辺環境に適した樹木を配置するとともに、良好な生育が可能となるような植栽地盤を工夫する。 |
| | 事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。 |
| | 事業地内に歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。 |
| | 区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。 |
| | 電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなどの工夫をする。 |
| 造成等 | 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面 ^{のりめん} などが生じないようにする。 |
| | 擁壁や法面 ^{のりめん} では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感を軽減する。 |

4 色の使い方と色彩基準

美しいまちの色を大切にしていくため、建築物や工作物などの色彩について周囲と調和した色彩を使用するため、色の使い方と色彩基準を設定します。

(1) 色の使い方のポイント

①色と素材の組み合わせで質感を大切にする

同じ色でも、素材によって質感が大きく印象が異なります。特に人工素材を使う場合は、まちに対して無機質な印象とならないよう、質感のある色と素材を組み合わせます。

②色をそろえてまちなみの連続性をつくる

周辺の建物との色相（茶系などの色合い）やトーン（レトロ調などの色の調子）をそろえた色を使います。

また、かつての建物がその土地の土を壁に塗り、その土地の土を焼いて瓦にしてきたように、建物の外壁色は、土の色を基準にすることで、全体的に統一感のあるまちなみを形成することができます。



上段: 色相型のまちなみ
下段: トーン型のまちなみ

③大きな面積での色の見え方を踏まえる

一般的に、大きな面積になると白っぽい高明度の色はより明るく感じ、鮮やかな高彩度の色はより鮮やかに見えるため、色サンプルを確認する際には大きな面積になった場合の見え方に配慮します。



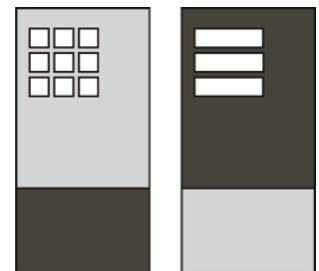
面積によって異なる色の見え方

④面積比を踏まえて配色する

外観に複数の色を使う場合は、ベースカラー（大きな面積を占める基調色）、サブカラー（中～小面積で全体を印象づける色）、アクセントカラー（アクセント色・強調色）を考慮して配色します。

⑤高層建物の圧迫感や威圧感を和らげる

高層建築物等の規模の大きな建物は、圧迫感を軽減するため、建物の上層部には空に溶け込むような淡い色調を用い、低明度や高彩度の濃い色は使わないようにするなど、色の使い方に配慮します。



図のように上層部の明度を低くすると威圧感が軽減される

⑥外構や看板の色と外壁の色をなじませる

敷地内の舗装や門扉、塀、建物に付帯する看板の地色は、周囲との連続性を考慮して、建物の外壁色と類似した色を使い、なじませるような色の使い方に配慮します。

(2) 色彩の基準

色彩の基準は、景観法第16条第1項に規定する景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限とし、基準を適用する事前相談・届出の対象は、景観軸・景観拠点及び一般地域のそれぞれの「届出の対象となる行為の種類、規模」(p.103・104)に記載した通りです。

地域の特性を生かした景観が創出されるよう、一定の色彩基準を設けますが、基準の範囲内であっても色の組み合わせや面積比などによっても大きく印象が変わるため、周辺のまちなみと調和するよう配慮します。

届出対象に該当しない小規模な建築行為などを行う場合でも、景観形成基準への適合に努めるものとします。

表5-2 色彩基準の適用範囲

| 地域 | 適用条件 | 色彩基準 |
|---|---|------|
| ○臨海景観拠点 | 建築物の建築、工作物の建設、開発行為、水面の埋立又は干拓 | 基準A |
| ○大河川景観軸 | 建築物の建築、工作物の建設、開発行為 | |
| ○道の景観軸 ○駅の景観拠点 | 建築物の建築、工作物の建設、開発行為のうち、以下の規模の行為を除外したもの | 基準B |
| ○親水河川景観軸 ○親水公園景観軸 ・親水緑道景観軸 ○公園の景観拠点 ○農の景観拠点 ○一般地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築 高さ60m以上又は延べ床面積30,000㎡以上 ・工作物の建設 高さ60m以上又は築造面積30,000㎡以上 ・開発行為 開発区域の面積40ha以上 | 基準C |
| ○道の景観軸 ○駅の景観拠点 ○親水河川景観軸 ○親水公園景観軸 ・親水緑道景観軸 ○公園の景観拠点 ○農の景観拠点 ○一般地域 | <p>以下の規模の行為のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築 高さ60m以上又は延べ床面積30,000㎡以上 ・工作物の建設 高さ60m以上又は築造面積30,000㎡以上 ・開発行為 開発区域の面積40ha以上 | 基準D |

●色彩基準

| | 外壁基本色※1 (外壁面の4/5以上) | | | 外壁強調色 (外壁面の1/5以下) | | | アクセント色※2 | 屋根色(勾配屋根) | | |
|-----|------------------------|----------|--------------|----------------------|-----|-----|--|----------------|----|-----|
| | 色相 | 明度 | 彩度 | 色相 | 明度 | 彩度 | | 色相 | 明度 | 彩度 |
| 基準A | 0R～ 5.0YR | 6以上8.5未満 | 4以下 | 0R～ 5.0YR | — | 4以下 | 外壁各面の 1/20以下、 かつ強調色と 合わせて 1/5以下で 使用可能 | 5.0YR～ 5.0Y | — | 4以下 |
| | | 8.5以上 | 1.5以下 | | | | | | | |
| | 5.1YR～ 5.0Y | 6以上8.5未満 | 4以下 | 5.1YR～ 5.0Y | — | 4以下 | | その他 | — | 2以下 |
| | | 8.5以上 | 2以下 | | | | | | | |
| その他 | 6以上8.5未満 | 2以下 | その他 | — | 2以下 | — | — | 2以下 | | |
| | 8.5以上 | 1以下 | | | | | | | | |
| 基準B | 0R～10R | 4以上8.5未満 | 4以下 | 0R～ 10YR | — | 7以下 | 外壁各面の 1/20以下、 かつ強調色と 合わせて 1/5以下で 使用可能 | 0R～ 5.0YR | — | 2以下 |
| | | 8.5以上 | 1.5以下 | | | | | | | |
| | 0YR～ 5.0Y | 4以上8.5未満 | 6以下 | 0Y～ 5.0Y | — | 6以下 | | 5.1YR～ 5.0Y | — | 4以下 |
| | | 8.5以上 | 2以下 | | | | | | | |
| その他 | 4以上8.5未満 | 2以下 | 5.1Y～ 10Y | — | 5以下 | その他 | — | 2以下 | | |
| | 8.5以上 | 1以下 | | | | | | | | |
| 基準C | 0R～10R | 4以上8.5未満 | 4以下 | 0R～10R | — | 4以下 | 外壁各面の 1/20以下、 かつ強調色と 合わせて 1/5以下で 使用可能 | 0R～ 4.9YR | — | 2以下 |
| | | 8.5以上 | 1.5以下 | | | | | | | |
| | 0YR～ 5.0Y | 4以上8.5未満 | 6以下 | 0YR～ 5.0Y | — | 6以下 | | 5.0YR～ 5.0Y | — | 4以下 |
| | | 8.5以上 | 2以下 | | | | | | | |
| その他 | 4以上8.5未満 | 2以下 | その他 | — | 2以下 | — | — | 2以下 | | |
| | 8.5以上 | 1以下 | | | | | | | | |
| 基準D | 0R～ 4.9YR | 4以上8.5未満 | 4以下 | 0R～ 4.9YR | — | 4以下 | 外壁各面の 1/20以下、 かつ強調色と 合わせて 1/5以下で 使用可能 | — | — | — |
| | | 8.5以上 | 1.5以下 | | | | | | | |
| | 5.0YR～ 5.0Y | 4以上8.5未満 | 6以下 | 5.0YR～ 5.0Y | — | 6以下 | | — | — | — |
| | | 8.5以上 | 2以下 | | | | | | | |
| その他 | 4以上8.5未満 | 2以下 | その他 | — | 2以下 | — | — | — | | |
| | 8.5以上 | 1以下 | | | | | | | | |

<備考>

木材、土壁、石材などの自然材料、無着色のガラスやレンガなどの材料を使用する場合は、窓口にご相談ください。

また、以下の場合には、景観審議会に意見を聴取したうえで、基準によらないことができます。

①地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で、地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合

②橋りょう等でなじみが深く、地域のイメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの

③良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画の建築物等

東京都景観条例に基づく大規模建築物等の事前協議の対象となる場合は、東京都との協議が必要になります。

工作物の色彩については、建築物の外壁基本色の基準と同様とします。ただし、他の法令等で使用する色彩が決められているもの、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分を持たないものはこの限りではありません。

※1 建具等も色彩基準の対象です。

※2 アクセント色は、建築物全体のバランスや周辺のまちなみとの調和を損なうことがないよう、まちなみのスケールや歩行者からの視線にも配慮し、主に中低層部において使用できるものとします。

●マンセル値とは

色を赤や青などの「色名」で表現すると、一人ひとりが思い浮かべる色に個人差が生じ、適格な色を指し示すことが難しくなります。そこで、客観的に色を把握するために、数値で表記することが必要となります。

ここでは、「マンセル表色系」を使い、定量的に色を表すことにしました。「マンセル表色系」は、日本産業規格（JIS）に採用されているもので、景観色彩では汎用性の高いものです。

マンセル表色系は、色を「色相 (Hue)」「明度 (Value)」「彩度(Chroma)」により体系的にあらわしたもので、この3つの属性を組み合わせて色を示していくものです。これを「色の三属性」といいます。

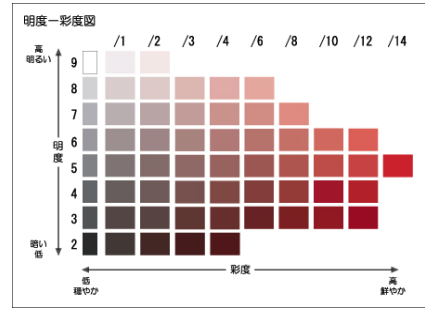
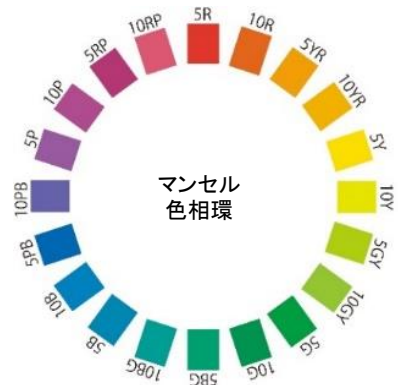
・有彩色の場合

「4R 6 / 3」「よんあーる ろく の さん」と読みます。

色相 明度 彩度

・無彩色の場合

「N 5」「えぬ の ご」と読みます。



明度-彩度図(色票)

●外壁基本色

全体のイメージを左右するベース色のことです。外壁各面の 4/5 以上で用いることができる色彩であり、建築物全体の印象を決定づける重要な要素となります。

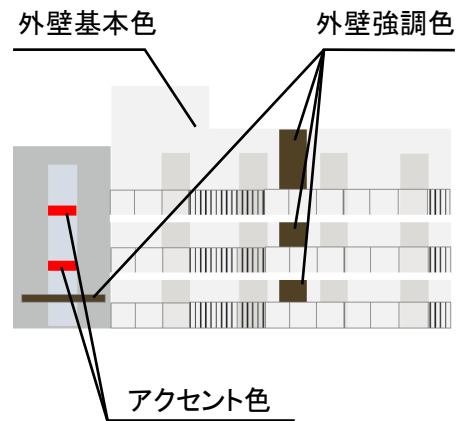
建具等も、色彩基準の対象となります。

●外壁強調色

配色の質を高めるために用いる色のことです。外壁基本色よりも低明度又は高彩度の色彩のことを指し、外壁に表情をつける場合などに外壁各面の 1/5 以下で用いることができます。

●アクセント色

シンボル効果やにぎわいを与える色のことです。強調色のほかに外壁にアクセントをつける場合に、外壁基本色及び外壁強調色で規定されている色彩以外の色彩を用いることができます。ただし、利用できる総量は、外壁各面の 1/20 以下、かつ強調色と合わせて 1/5 以下とします。



5 良好な夜間景観の形成に関する方針

(1) 良好な夜間景観の形成に関する考え方

夜間景観は、道路照明をはじめ、屋外空間を演出するライトアップやイルミネーションなどの照明により、昼間とは異なるまちの新たな魅力となっており、臨海部などの水辺のきらめきは、江戸川区の魅力となっています。

近年、LEDをはじめとした照明技術の進歩に加え、プロジェクションマッピングなどの演出方法の多様化が進み、民間施設においても夜間照明による演出がなされるなど、光による演出は身近なものとなっています。

夜間照明は、交通安全や防犯の機能のほか、都市空間の魅力を高め、にぎわいを形成する一方で、使い方によっては不快なまぶしさやまちなみにそぐわない過度な光の演出により、光害やエネルギーの浪費、動植物への影響をもたらすおそれがあります。

これらを踏まえ、照明の活用に当たり、周辺環境に配慮するとともに地域特性に応じた良好な光の誘導と夜間景観の形成を図るため、夜間景観の形成に関する方針を示します。

(2) 夜間景観形成の基本方針

1) 地域の魅力を演出する夜間景観づくり

夜間照明により、地域特性に応じた夜間景観を創出することで、地域の魅力を際立たせます。

2) 安全・安心に過ごせる良好な夜間の環境づくり

区民が夜間においても安全・安心に過ごせるよう、身近な都市空間である道路や公園などの公共空間において必要な明るさを確保するとともに、住宅地、商業・業務地など、地域の特性に応じた夜間照明を誘導し、日常生活空間の魅力を高めていきます。

3) 環境に配慮した夜間照明の環境づくり

夜間照明の適正な利用や明るさの配慮、また省エネルギー器具や再生可能エネルギーの活用などにより、都市の中に残る貴重な動植物の生態系などの自然環境と農地の保全を図るとともに、カーボンニュートラルにも貢献します。

(3) 景観軸・景観拠点等における夜間景観形成方針

(2)夜間景観形成の基本方針に基づき、地域特性に応じた良好な光の誘導と夜間景観の形成を図るため、「景観軸」、「景観拠点」及び「一般地域」における夜間景観形成の方針を定めます。

1) 臨海景観拠点

東京湾に面する臨海部では、水面への映り込みと水上バスの航路や対岸などからの眺望を意識し、地域のシンボルとなる工作物などの照明による魅力的な夜間景観を形成します。また、光の演出に当たっては、過度な照明を抑制し、適切な照度や輝度を使用することで臨海部に生息する多様な動植物に配慮します。

2) 大河川景観軸

荒川、中川、新中川、江戸川、旧江戸川の大河川沿川では、水面への映り込みに配慮するとともに、地域のランドマークとなる橋りょう等の多様な景観資源のライトアップにより、水辺の夜間景観の魅力を引き立たせます。

3) 親水河川景観軸

水運の大動脈として重要な役割を果たしてきた河川の歴史を伝える歴史的・文化的な地域の景観資源について、夜間でも存在感を感じられるよう光で演出します。主役を引き立たせるため、ライトアップされた景観資源の周辺や背景では明るさを抑制し、照明の効果を高めます。

また、親水空間を彩るサクラや地域のランドマークとなる橋りょう等のライトアップにより、水辺の魅力を上させるとともに、回遊を促します。

4) 親水公園景観軸・親水緑道景観軸

ウォーキングや水遊びなど多くの人々の憩いの場となっている親水空間において、安全で快適に歩行でき、やすらぎと落ち着きを感じられるよう、柔らかな光を連続させます。

また親水空間と調和するよう、周辺では明るさを抑制し演色性に配慮します。

5) 道の景観軸

幹線道路では、人にも車・自転車にとっても安全で機能的な明るさを確保した上で、都市軸として連続性のある夜間景観を形成します。また省エネルギー器具の採用や再生可能エネルギーの活用を進め、環境に配慮した照明とします。

沿道建築物や屋外広告物においては、道路照明との相互関係に配慮し、道路空間と一体となった夜間景観を形成します。

6) 駅の景観拠点

地域の玄関口である駅と駅周辺の商業地においては、不快な光を抑制しつつ、界索性や地域生活を支える活気ある光で演出します。

商業施設がある建築物では、周辺環境と調和しながら、効果的なライトアップにより、にぎわいを演出します。

屋外広告物は、けばけばしい広告照明とならないよう、照度は確保しながら輝度を抑え、光の質の向上を図ります。

7) 公園の景観拠点

大規模な公園周辺では、安全で機能的な明るさを確保した上で、不快な光を抑制し、周辺に影響を及ぼさないよう配慮します。

公園内にある歴史的・文化的な景観資源は、夜間でも存在感を感じられるよう光で演出します。また、省エネルギー器具の採用や再生可能エネルギーの活用を進め、環境に配慮した照明とします。

8) 農の景観拠点

安全で安心して過ごすことができる機能的な明るさを確保した上で、農作物などへの影響に配慮した適切な色温度の光により、農のあるまちなみ環境を保全します。

9) 一般地域

安全で安心して過ごすことができる照明環境を整備し、過度な明るさや暗がり排除して、暖かみのある質の高い光により、落ち着きを感じることでできる快適な住環境を形成します。

6 屋外広告物の表示等に関する方針

(1) 屋外広告物の表示等に関する考え方

屋外広告物は、まちの景観を構成する大きな要素となっており、多くの人が集まる駅前や幹線道路などでは、多くの屋外広告物が設置され、様々な色の出現などによるにぎわいの景観が形成されています。近年では、建築物と一体的にデザインされた屋外広告物が見られるなど、より良い景観形成に寄与した取組が増えつつあります。

一方で、無秩序に設置された屋外広告物がまちの景観阻害要因となる場合もあり、適切に規制誘導していく必要があります。

そのため、地域の特性に配慮して、表示や掲出方法について、誘導を行います。



(2) 屋外広告物の表示等の制限【景観法第8条第2項第4号イ】

地域特性に応じた景観形成を図るため、屋外広告物の表示等の行為の制限に関する事項を以下に定め、誘導を行います。

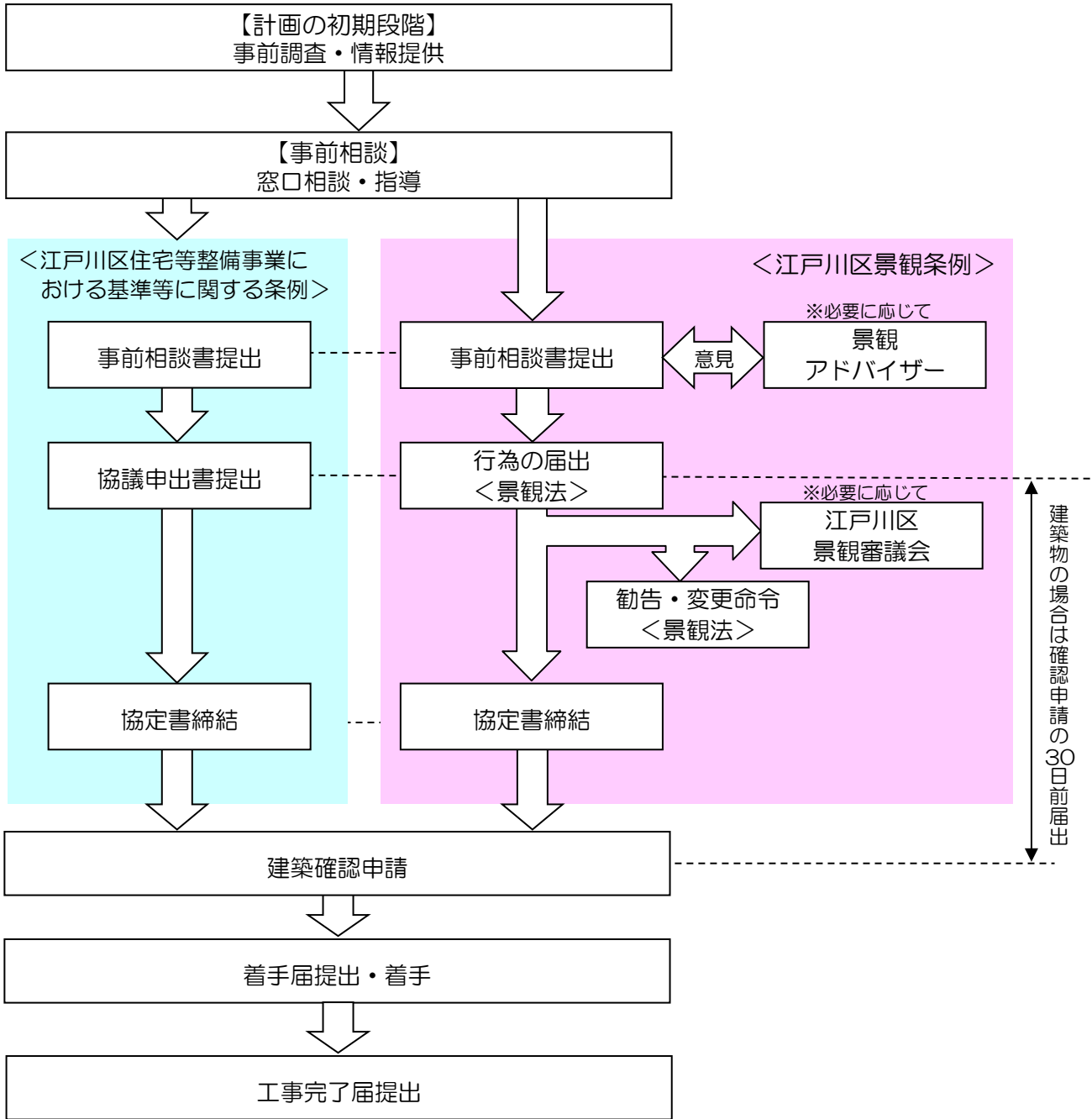
- ①屋外広告物を設置する周辺の地域特性や江戸川らしさを十分に踏まえ、規模、位置、色彩等のデザインに配慮します。
- ②水と緑に育まれた本区の特性から、海や河川等の水辺や公園、農の集積地などの周辺においては、水と緑が引き立つような配置やデザインを誘導します。
- ③駅周辺や幹線道路などの屋外広告物が集中する地域では、まちなみの統一感を創出するとともに、にぎわいを演出できるような配置やデザインを誘導します。
- ④大規模な建築物や工作物における屋外広告物は、特に周辺の景観への影響が大きいため、表示の位置や規模等について配慮します。
- ⑤屋外広告物がまちの色を印象づける重要な要素であることを踏まえ、具体的な屋外広告物のあり方について、小景観区のまちづくりとして地域で検討し、景観地区などによるまちのルールを定め、景観形成を進めます。

第2節 届出・事前相談について

(1)届出・事前相談

良好な景観を形成するためには、区と事業者等がより良い景観づくりについて協議していくことが必要です。そのため、景観法に基づく「届出制度」による一定の法的拘束力を持った助言・指導を行うだけでなく、届出の前に区と事業者等が事前相談を行う仕組みを構築します。

建築物の届出・事前相談のフロー



(2)届出の対象となる行為の種類と規模【景観法第8条第2項第3号】

景観軸・景観拠点ごとの地域特性を踏まえ、届出の対象となる行為の種類と規模を以下に定めます。以下の届出対象行為については、計画初期段階に p.102 の「建築物の届出・事前相談のフロー」のとおり、区との事前相談を行ってください。

なお、二つ以上の景観軸・景観拠点にまたがる場合は、それぞれの景観形成基準に適合するよう、計画してください。

また、各関係機関が連携し、より良い景観形成の観点からの検討がなされた公共の建築物や橋梁等の構造物については、それらの検討結果によります。

東京都による事前協議対象の建築行為等^{※1}は、都が事前協議を行い、都の協議完了を区の事前相談完了とみなします。

表5-3 景観軸・景観拠点ごとの届出の対象となる行為の種類と規模

| 地域名 | 掲載頁 | 対象範囲 |
|-------------------------|------|--|
| (1) 臨海景観拠点 | p.51 | 葛西沖開発土地区画整理事業によって埋め立てられた陸域と葛西海浜公園を含む海域 |
| (2) 大河川景観軸 | p.57 | 荒川・中川、新中川、江戸川、旧江戸川の河川区域並びに堤防 ^{のりり} 法尻から概ね 100mの範囲 |
| (3) 親水河川景観軸 | p.63 | 旧中川及び新川の河川区域並びに堤防 ^{のりり} 法尻から概ね 50mの範囲 |
| (4) 親水公園景観軸 ・親水緑道景観軸 | p.68 | 親水公園・親水緑道及びそれらと並行する道路区域と、その区域の境から概ね 20m～30mの範囲 |
| (5) 道の景観軸 | p.73 | 以下の道路区域及び区域境から概ね 20m～30mの範囲(沿道型用途の範囲) A: 蔵前橋通り、京葉道路、新大橋通り、葛西橋通り、清砂大橋通り及び環七通り B: 千葉街道、今井街道、柴又街道、船堀街道・平和橋通り及びゆりのき橋通り |
| (6) 駅の景観拠点 | p.78 | 京成小岩駅、平井駅、小岩駅、船堀駅、瑞江駅、篠崎駅、西葛西駅及び葛西駅の各駅周辺の「商業地域」及び一之江駅周辺の「近隣商業地域」の範囲 |
| (7) 公園の景観拠点 | p.83 | 都立篠崎公園、小松川千本桜・都立大島小松川公園、都立宇喜田公園・行船公園、総合レクリエーション公園、都立葛西臨海公園の公園区域及び外周から概ね 50m～100mの範囲 |
| (8) 農の景観拠点 | p.88 | 鹿骨一丁目から六丁目まで、北篠崎一丁目及び二丁目、西篠崎一丁目及び二丁目、上篠崎一丁目から三丁目まで、並びに谷河内一丁目の範囲 |
| (9) 一般地域 | p.93 | 景観計画区域のうち景観軸・景観拠点を除いた地域 |

※1 ・都市計画法第8条第1項第3号の高度利用地区(市街地再開発事業を伴うものに限る。)
 ・都市計画法第8条第1項第4号の特定街区
 ・都市計画法第12条の5第3項の再開発等促進区を定める地区計画
 ・都市計画法第8条第1項第4号の2の都市再生特別区
 ・建築基準法第59条の2の総合設計(都が許可する建築物に限る。)
 ・都市計画法第12条第1項第4号の市街地再開発事業

表5-3 景観軸・景観拠点ごとの届出の対象となる行為の種類と規模(前ページの続き)

| 地域 | 対象となる行為の種類と規模 | | | |
|-----|---|---|-------------------------------------|------------|
| | 建築物の建築 | 工作物 ^{※1} の建設 | 開発行為 | 水面の埋立て等 |
| | 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ^{※2} | 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ^{※2} | 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 ^{※3} | 水面の埋立て又は干拓 |
| (1) | 高さ15m以上又は延べ床面積3,000㎡以上 | 高さ15m以上又は築造面積3,000㎡以上 | 開発区域の面積3,000㎡以上 | 造成面積15ha以上 |
| (2) | 高さ15m以上又は延べ床面積1,000㎡以上 | 高さ15m以上又は築造面積1,000㎡以上 | | |
| (3) | 高さ10m以上又は延べ床面積300㎡以上又は一団の土地を3区画以上に分割する集団の戸建て住宅 | 高さ10m以上又は築造面積300㎡以上 | | |
| (4) | 高さ10m以上又は延べ床面積300㎡以上又は一団の土地を3区画以上に分割する集団の戸建て住宅 | 高さ10m以上又は築造面積300㎡以上 | | |
| (5) | A: 高さ15m以上又は延べ床面積1,000㎡以上 B: 高さ10m以上又は延べ床面積1,000㎡以上 | A: 高さ15m以上又は築造面積1,000㎡以上 B: 高さ10m以上又は築造面積1,000㎡以上 | | |
| (6) | 高さ15m以上又は延べ床面積1,000㎡以上 | 高さ15m以上又は築造面積1,000㎡以上 | | |
| (7) | 高さ15m以上又は延べ床面積1,000㎡以上 又は一団の土地を3区画以上に分割する集団の戸建て住宅 | 高さ15m以上又は築造面積1,000㎡以上 | | |
| (8) | 高さ10m以上又は延べ床面積300㎡以上又は一団の土地を3区画以上に分割する集団の戸建て住宅 | 高さ10m以上又は築造面積300㎡以上 | | |
| (9) | 高さ15m以上又は延べ床面積3,000㎡以上 | 高さ15m以上又は築造面積3,000㎡以上 | | |

※1 工作物は、煙突、鉄柱、裝飾塔、記念塔、物見塔、昇降機、コースター、ウォーターシュート、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫、垣、さく、金網、門、塀、立体駐車場、アンテナその他これらに類するものとする(建築物であるものを除く)。受水槽、冷却塔その他これらに類するもの(建築設備を除く)。橋梁その他これに類するもので河川、運河などを横断するもの。なお、架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※2 色彩の変更等に、現況と同じ色彩による塗り替えも含む。

※3 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。

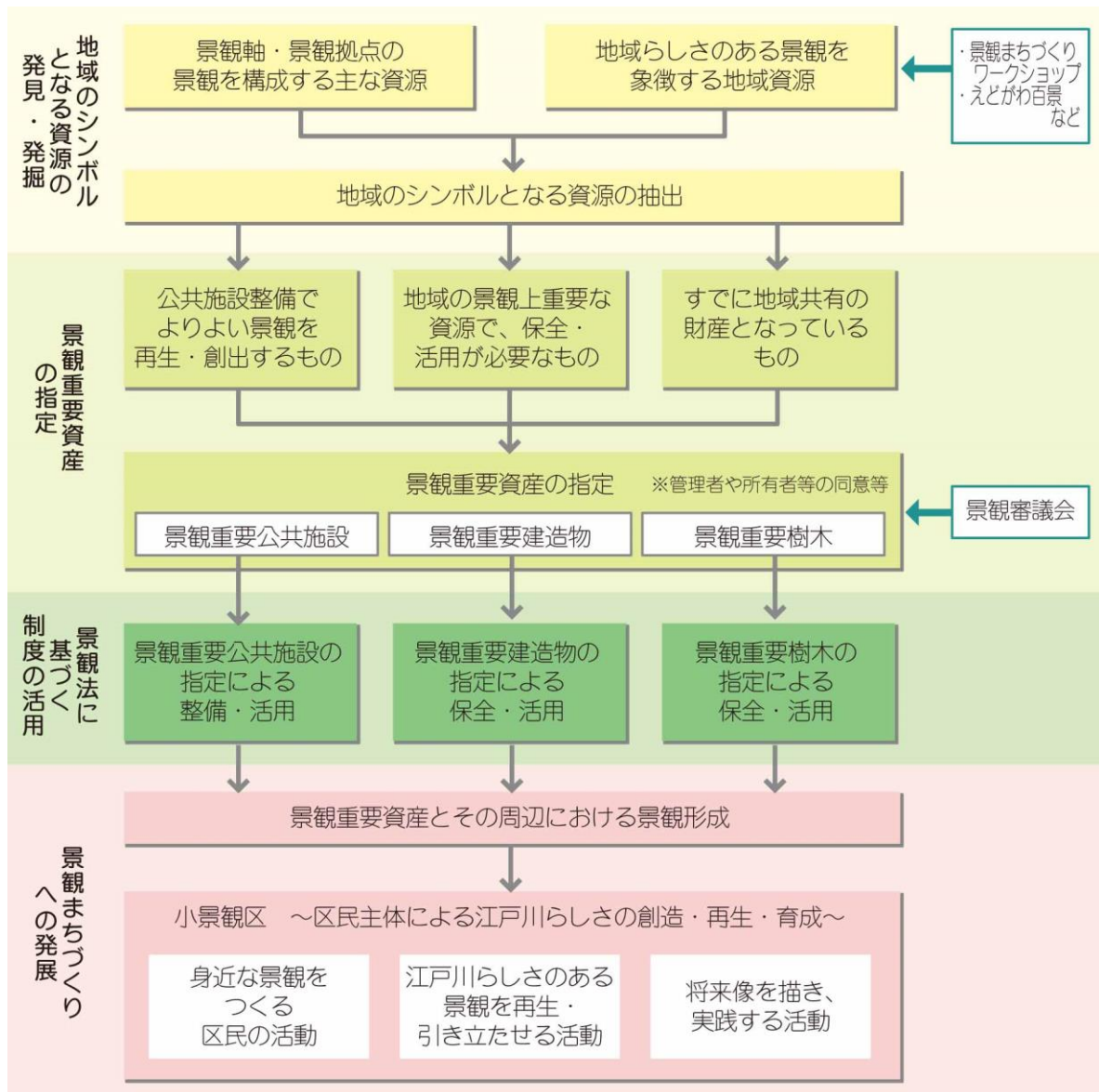
第3節 景観重要資産 ～地域資源の保全・活用・整備～

景観重要資産とは、建物、樹木、祭など、地域のシンボルとなる資源で、公共施設整備でより良い景観を再生・創出するものや、地域の景観上重要な資源で保全・活用が必要なもの、地域共有の財産となっているものに対し、管理者や所有者、主催者等の同意を得られたものを指定し、小景観区の景観まちづくり活動の核となるよう、保全・活用・整備を進めていくものです。

これまで、学術上特に価値の高い建造物や樹木については、文化財保護法や都や区の文化財保護条例により文化財として保全の措置が講じられてきましたが、学術的・歴史的な価値がある建造物や樹木以外にも、景観上保全すべきものが区内に多く分布しています。その多くは地域住民に親しまれ、江戸川らしさのある景観を構成する重要な要素となっています。

行政では、これらの保全・活用・整備を積極的に進めるために景観法に基づく制度を活用するとともに、区民・事業者は景観重要資産の保全やその周辺のまちなみのルールづくりなどを行い、公共と民間が一体となって江戸川らしさが引き立つ景観まちづくりに取り組みます。

景観重要資産の指定と保全・活用・整備の流れ



(1)地域のシンボルとなる資源の発見・発掘

景観軸・景観拠点の景観を構成する主な資源や、江戸川らしさのある景観を象徴する地域資源などについて、景観まちづくりワークショップやえどがわ百景などを通じて区民とともに資源を発見・発掘します。

(2)景観重要資産の指定

地域のシンボルとなる資源のうち、公共施設整備でより良い景観を再生・創出するものや、地域の景観上重要な資源で、保全・活用が必要なもの、すでに地域の共有財産となっているものなどについて、景観審議会による審議をふまえ、土地の所有者や管理者等の意見を尊重したうえで「景観重要資産」に指定し、広く区民に周知します。

(3)景観法に基づく制度の活用

1) 景観重要公共施設^{※1}の指定

大河川と海に囲まれた本区は、全国に先駆けてその特徴を活かし、親水公園、親水緑道や公園の整備に積極的に取り組んできました。その結果、清らかな川の流れ、そして街中で見かける美しい花や緑は私たちの生活に潤いを与えています。

今後も、「ゆたかな心、地にみどり」を合い言葉に積極的に水と緑を広げていきます。そこで、区内の一級河川、大規模な公園、親水をテーマに整備をした親水公園・親水緑道を「景観重要公共施設」として指定します。

また、修景整備を重点的に行っていくもの、景観地区指定を検討していくものなどを随時追加していきます。



a. 景観重要河川

景観重要河川として、次の7河川を指定しました。

- | | |
|------|-------|
| ①荒川 | ⑤旧江戸川 |
| ②中川 | ⑥旧中川 |
| ③新中川 | ⑦新川 |
| ④江戸川 | |

b. 景観重要公園

景観重要公園として、次の10公園を指定しました。

- | | |
|---------------|------------|
| ①都立篠崎公園 | ⑥小松川境川親水公園 |
| ②都立大島小松川公園 | ⑦一之江境川親水公園 |
| ③行船公園・都立宇喜田公園 | ⑧古川親水公園 |
| ④総合レクリエーション公園 | ⑨新長島川親水公園 |
| ⑤都立葛西臨海公園 | ⑩新左近川親水公園 |

※1 景観法第8条第2項第4号ロに基づく「景観重要公共施設」

c. 景観重要道路

景観重要道路として、次の18路線を指定しました。

| | |
|------------|-----------|
| ①親水さくらかいどう | ⑩椿親水緑道 |
| ②上小岩親水緑道 | ⑪東井堀親水緑道 |
| ③西小岩親水緑道 | ⑫篠田堀親水緑道 |
| ④下小岩親水緑道 | ⑬仲井堀親水緑道 |
| ⑤興農親水緑道 | ⑭鎌田川親水緑道 |
| ⑥鹿本親水緑道 | ⑮宿川親水緑道 |
| ⑦鹿骨親水緑道 | ⑯葛西親水四季の道 |
| ⑧流堀親水はなのみち | ⑰左近川親水緑道 |
| ⑨本郷用水親水緑道 | ⑱新左近川親水緑道 |

2) 景観重要公共施設の整備

| 種別 | 名 称 | 景観重要公共施設の整備に関する事項 |
|--------|------|--|
| 景観重要河川 | 荒川 | ○小松川千本桜の整備・保全 ○水辺の楽校 [※] の保全 |
| | 中川 | ○東京都が策定した「中川・綾瀬川圏域河川整備計画」に基づき整備を進める。 ○コンクリート防潮堤の緑化 |
| | 新中川 | ○東京都が策定した「中川・綾瀬川圏域河川整備計画」に基づき整備を進める。 ○親水緑道や公園などとの接続部では、緑のネットワークを意識した景観形成 ○東西の交流拠点として、橋梁の整備や維持修繕の推進 |
| | 江戸川 | ○対岸の国府台の緑、小岩菖蒲園を活かした景観形成 ○水辺の楽校 [※] の保全 |
| | 旧江戸川 | ○東京都が策定した「中川・綾瀬川圏域河川整備計画」に基づき整備を進める。 ○船宿や造船所を適正に誘導し、昔ながらの景観の保全・活用 ○江戸川水閘門 ^{こうちん} 周辺の環境を活かした景観形成 |
| | 旧中川 | ○東京都が策定した「江東内部河川整備計画」及び江戸川区が策定した「旧中川河川環境整備計画」に基づき整備を進める。 ○周辺の公園や大規模建築物との調和を図り、市街地と一体性のある景観形成 ○隣接区と連携し、緑豊かで開放的な景観の保全と快適な空間づくり |
| | 新川 | ○東京都が策定した「中川・綾瀬川圏域河川整備計画」及び江戸川区が策定した「新川千本桜計画」に基づき整備を進める。 ○塩の道という歴史を活かした整備 ○市街地の中の貴重な水辺として暮らしに溶け込んだ環境づくり |

※ 水辺の楽校(みずべのがっこう):国土交通省が進めている水辺での活動を安全かつ充実したものとするために必要な整備を行う「水辺の楽校プロジェクト」によりつくられたビオトープなど

| 種別 | 名称 | 景観重要公共施設の整備に関する事項 |
|--------|---------------------|---|
| 景観重要公園 | 都立篠崎公園 | <ul style="list-style-type: none"> ○東京都が策定した「篠崎公園マネジメントプラン」に基づき整備を進める。 ○江戸川河川敷の篠崎緑地と一体性のある景観の形成 ○区民まつりや花火大会など人が集うにぎわい景観の形成 |
| | 小松川千本桜 都立大島小松川公園 | <ul style="list-style-type: none"> ○東京都が策定した「大島小松川公園マネジメントプラン」に基づき整備を進める。 ○小松川千本桜の整備・保全 ○レクリエーション機能豊富なにぎわいのある景観の形成 |
| | 行船公園・都立宇喜田公園 | <ul style="list-style-type: none"> ○東京都が策定した「宇喜田公園マネジメントプラン」に基づき整備を進める。 ○中高層市街地の中のアオアシスとして、多様なレクリエーション機能がある緑の拠点としての景観の形成 ○憩いとやすらぎをもたらす場所として、自然動物園や日本庭園などを保全し、それらを活かした景観の形成 |
| | 総合レクリエーション公園 | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもから熟年者まで多様な世代が楽しめる公園として、レクリエーション機能と緑が充実するにぎわいと潤いのある景観形成 ○都市空間の中に広がる緑のベルトとしての景観形成 |
| | 都立葛西臨海公園 | <ul style="list-style-type: none"> ○東京都が策定した「葛西臨海公園マネジメントプラン」に基づき整備を進める。 ○海に広がる開放感ある空間とリゾート感覚豊かな大都会のアオアシスとして魅力ある景観形成 |
| | 小松川境川親水公園 | <ul style="list-style-type: none"> ○沿線の積極的な緑化推進による親水公園の緑と一体となった景観の形成 ○平和橋通り、京葉道路などとの交差部や、中川との合流点におけるそれぞれの特徴を活かした景観の形成 |
| | 一之江境川親水公園 | <ul style="list-style-type: none"> ○景観地区や地区計画等のまちづくりのルールに合わせた建築物の誘導による豊かな水と緑と開放感の形成 ○環七通り、新大橋通りなどとの交差部や、新川との合流点におけるそれぞれの特徴を活かした景観の形成 |
| | 古川親水公園 | <ul style="list-style-type: none"> ○妙勝寺や二之江神社をはじめとした歴史や風格を感じる地域シンボルを活かした景観の形成 ○環七通りとの交差部や、新川との合流点における、それぞれの特徴を活かした景観の形成 |
| | 新長島川親水公園 | <ul style="list-style-type: none"> ○臨海景観拠点との連携による景観の形成 ○身近な水と緑を楽しめる葛西地域の親水ネットワークづくり |
| | 新左近川親水公園 | <ul style="list-style-type: none"> ○臨海景観拠点との連携による景観の形成 ○葛西地域の水と緑のネットワークの中心として、緑豊かなまとまりあるまちなみ景観の形成 |

| 種別 | 名 称 | 景観重要公共施設の整備に関する事項 |
|----------|-----------|--|
| 景観重要道路 | 親水さくらかいどう | <ul style="list-style-type: none"> ○それぞれの親水緑道とまちなみの地域特性を踏まえ、緑とまちなみが一体となった景観の形成 ○区道、都道の交差点や親水緑道の起終点における、それぞれの特徴を活かした景観の形成 |
| | 上小岩親水緑道 | |
| | 西小岩親水緑道 | |
| | 下小岩親水緑道 | |
| | 興農親水緑道 | |
| | 鹿本親水緑道 | |
| | 鹿骨親水緑道 | |
| | 流堀親水はなのみち | |
| | 本郷用水親水緑道 | |
| | 椿親水緑道 | |
| | 東井堀親水緑道 | |
| | 篠田堀親水緑道 | |
| | 仲井堀親水緑道 | |
| | 鎌田川親水緑道 | |
| | 宿川親水緑道 | |
| | 葛西親水四季の道 | |
| | 左近川親水緑道 | |
| 新左近川親水緑道 | | |

3) 景観重要建造物^{※1}の指定

文化財に指定・登録されているものや、指定・登録には至らないものの、地域住民に親しまれている地域の景観形成に重要な建造物については、より良好な状態で保全し、江戸川らしさのある景観づくりに活かしていきます。そのため、道路その他の公共の場所から容易に望見することができ、次に示す項目に該当する建造物を、所有者の同意を得たうえで「景観重要建造物」に指定していきます。景観重要建造物に指定されると、変更しようとするときには区長の許可を得る必要があります。



一之江名主屋敷

指定の方針

- ①歴史的又は文化的に価値の高い建造物
- ②地域の景観を先導し、継承し、又は特徴付けている建造物

次の都指定有形文化財や、区指定・登録有形文化財を指定していきます。

| 区分 | 主な指定・登録・選定基準 | 件数、主な物件 |
|-------------------|---|--|
| 都指定有形文化財 | 意匠的、技術的、歴史的、学術的、流派的又は地方的な特色において価値が高いもの | 1件 ◆一之江名主屋敷(史跡) |
| 区指定・登録有形文化財(建物関連) | 意匠的、技術的、歴史的若しくは学術的な特色又は区の歴史・文化において価値の高いもの | 6件 ◆昇覚寺鐘楼、◆天祖神社本殿 ◆常燈明(建造物)、平井聖天 ◆一之江名主屋敷、仲台院(史跡) |

◆印のついている物件は指定済のものです。

※1 景観法第19条第1項に基づく「景観重要建造物」

4) 景観重要樹木^{※2}の指定

区内の寺社や民有地には、天然記念物や名木・古木など、都市に潤いを与え、長い間住民に親しまれてきた地域のシンボルとなっている樹木が多くあります。これらの貴重な資源を保全し、江戸川らしさのある景観づくりに活かしていきます。

そのため、道路その他公共の場所から容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を、所有者の同意を得たうえで「景観重要樹木」に指定していきます。

景観重要樹木に指定されると、変更しようとするときには区長の許可を得る必要があります。



ようごう
影向の松

指定の方針

- ①歴史的又は文化的に価値の高い樹木
- ②地域の景観を先導し、継承し、又は特徴付けている樹木

次の都指定天然記念物や、区指定・登録天然記念物を指定していきます。

| 区分 | 主な指定・登録・選定基準 | 件数、主な物件 |
|-------------|----------------------|--|
| 都指定天然記念物 | 学術上貴重で、東京都の自然を記念するもの | 1件 ◆善養寺の影向の松 |
| 区指定・登録天然記念物 | 学術上貴重で、区の自然を記念するもの | 6件 ◆天祖神社のイチョウ、◆二之江神社のケヤキ、◆善養寺の影向の松、◆松本弁天の臥龍の松、浅間神社の社叢(特別緑地保全地区)、豊田神社の社叢 |

◆印のついている物件は指定済のものです。

(4) 景観まちづくりへの発展

景観重要資産とその周辺の地域においては、景観重要資産を核として清掃や花壇づくりなどの身近な景観をつくる区民の活動や、地域の皆で協力しながら江戸川らしさのある景観を再生し、引き立たせる活動、まちなみのルールを検討し将来像を描き実践する活動などを小景観区による景観まちづくり活動として、景観形成を進めます。

※2 景観法第28条第1項に基づく「景観重要樹木」

第6章 小景観区～区民主体の活動による景観まちづくり～ 景観まちづくりの推進に向けて

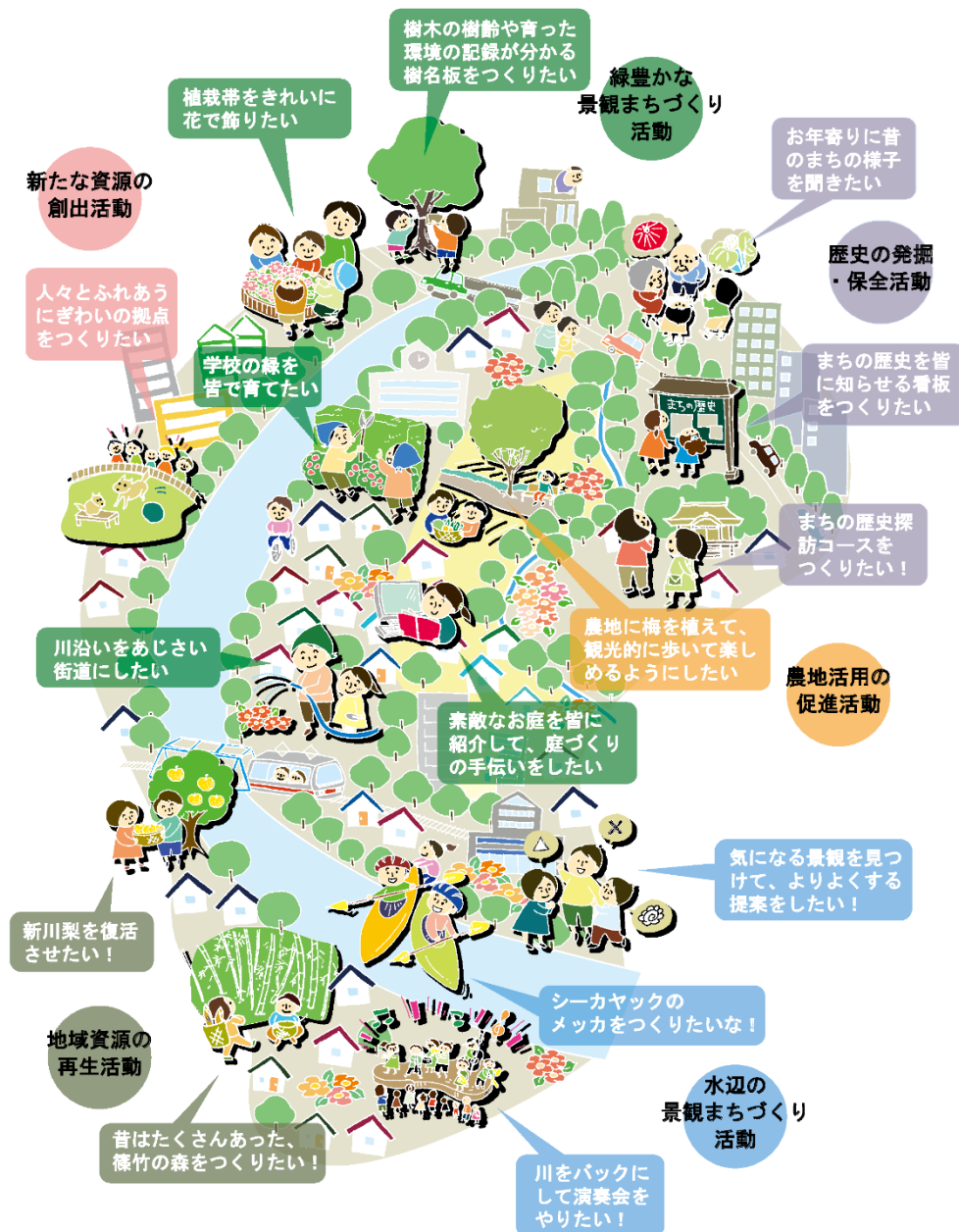
第1節 小景観区

1 小景観区のまちづくりの考え方

本区には、第4章で述べた大景観区ごとに様々な「江戸川らしさ」があります。

小景観区のまちづくりは、それらの地域特性やテーマを踏まえ、区民主体による「江戸川らしさ」を創造・育成する活動を推進することで、まちが活性化し、まちが元気になることにつなげる取組です。

区民・事業者がまちへの愛着を深め、「水と緑」「歴史・文化」「まちなみ」「活力・にぎわい」「暮らしと活動」の5つの要素「江戸川らしさ」をさらに伸ばし、個性あふれるまちの景観が表れるよう、区民発意の活発な活動が展開されていくことを目指します。



身近な景観をつくる 区民の活動

本区では、**まちをよくしていく**
多種多様な区民活動を展開して
います。例えば、アダプト活動
に約 10,300 人もの参加があ
ります。これらは**すべて景観ま
ちづくり**につながっています。



江戸川らしさのある 景観を再生・ 引き立たせる活動

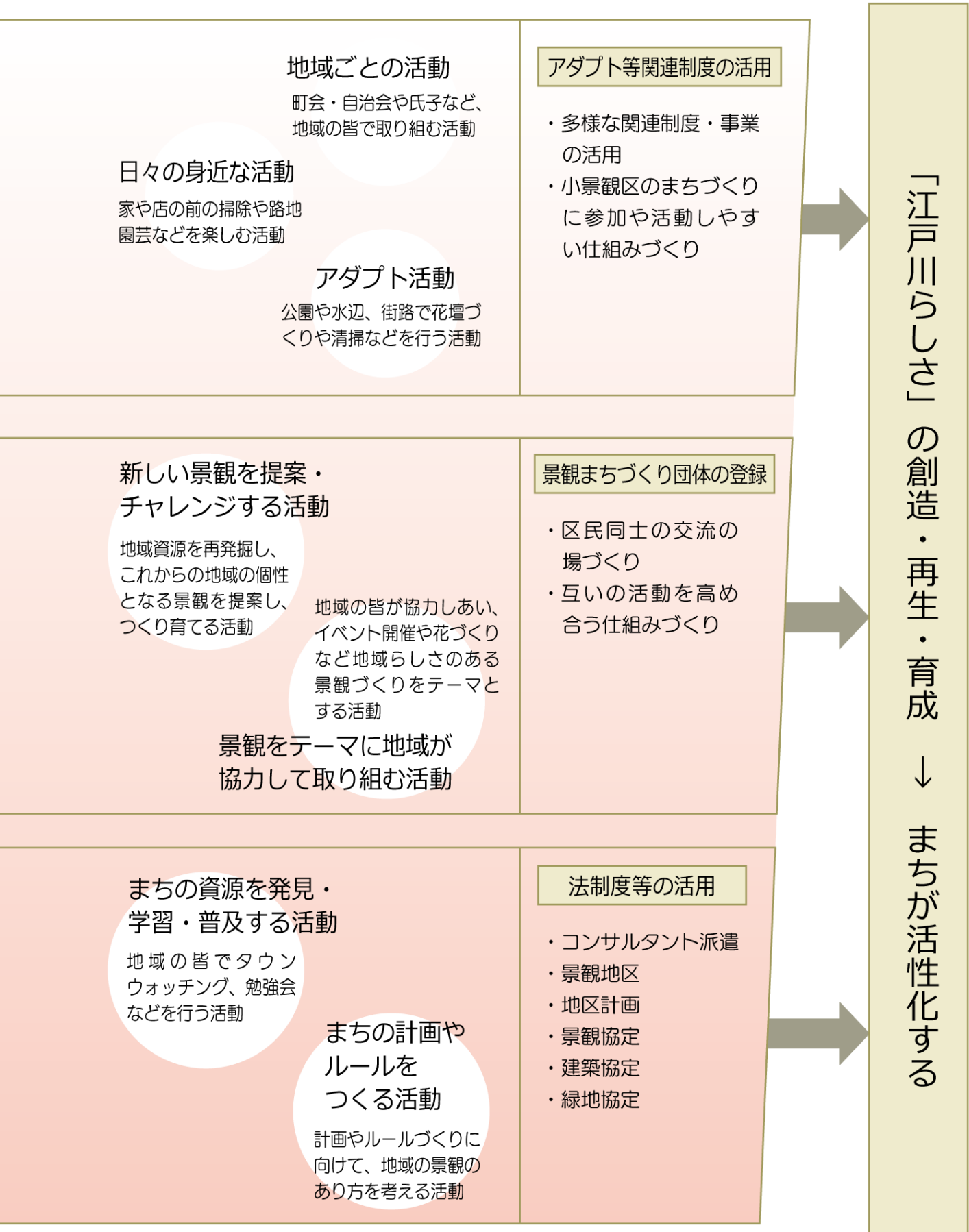
まちの歴史や資源など、多様な
江戸川らしさを活かすことを
**テーマとした景観まちづくり活
動**を広げていきます。



将来像を描き、 実践する活動

地域の皆でまちの将来像を描
き、**計画やルールをつくる活
動**を広げていきます。





2 小景観区のまちづくりを支える仕組み

より多くの区民が参加しやすく、さらに活動が活発になるよう、小景観区のまちづくりを支える仕組みをつくりまします。

(1) アダプト等関連制度の充実

景観まちづくりに関連する活動を支援する様々な制度や事業等の一層の充実を進めます。

- ・アダプト活動制度((公財)えどがわ環境財団、環境部)
- ・ボランティア登録(ボランティアセンター) など

(2) 景観まちづくり団体登録制度の創設

「江戸川らしさ」のある景観の保全や魅力の向上につながる景観まちづくり活動を主体的に行う団体の登録制度を設けて、区民同士が交流し、互いの活動を高めあう機会をつくることで、景観まちづくりの機運を醸成します。

景観まちづくり団体登録制度

本登録制度は、団体の①活動のテーマと目的、②活動主体と規模、③活動場所、④活動内容といった活動方針を明確にするとともに、登録により区の景観まちづくりに位置付けることで、景観まちづくり活動を促進することを目的としています。

①活動目的とテーマ

小景観区のまちづくりは、江戸川らしさを活かした、より良いまちづくり活動全般を指します。

子育て、障害者福祉、芸術、文学、教育、文化財保全、コミュニティ形成、商店街振興など様々な目的に、「まちの景観」をよりよくする視点を目的に加えたまちづくり活動とします。

②活動主体と規模

本区のコミュニティを支える様々な既存の団体、新たな団体の設置や複数の団体が協力して活動する組織体等、活動主体の規模や参加人数を問わず、まちの景観をより良くする視点を持って活動する全ての団体及び個人が小景観区のまちづくりの主体となります。

③活動対象場所

活動の対象場所として、公園、河川、道路、路地など、活動する大まかな区域や主な場所を明らかにします。特定の場所は定めず、全区的に取り組むものも含まれます。

活動の範囲が隣接又は重なり合う場合は、それぞれ互いの活動を尊重し合い、情報交換などを通じて共存していきます。

④景観まちづくり活動の内容

活動の内容は多種多様で、清掃活動やイベント開催などの実践的な景観をつくり、守る活動から、計画やルールづくり、地域への普及活動などが想定されます。

(3) 法制度等の活用

まちの計画やルールをつくる活動をより積極的に行う場合、法制度等の活用を進めます。

・コンサルタント派遣(江戸川区都市整備促進条例)

区民主体でまちの計画やルールをつくる活動に対し、専門家としてコンサルタントを派遣する制度



コンサルタント派遣(イメージ)

・景観地区(景観法)

市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として、建築物の形態意匠や高さ等に関する一定の制限を定める地区



一之江境川親水公園沿線景観地区

・地区計画(都市計画法)

住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するために、地区計画の目標や地区の整備、開発及び保全の方針等を定める計画

・景観協定(景観法)

良好な景観の形成に関する事柄をソフトな点まで含めて、住民間の協定により一体的に定めることができる制度

・建築協定(建築基準法)

土地の所有者等が建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について協定を締結する制度

・緑地協定(都市緑地法)

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度



地区計画制度によるまちづくりのガイドライン

3 小景観区のまちづくりの種類

小景観区のまちづくりの種類として、次のようなタイプがあげられ、それぞれの活動を広げていきます。

- ・ 身近な景観をつくる区民の活動
- ・ 江戸川らしさのある景観を再生・引き立たせる活動
- ・ 将来像を描き、実践する活動 など

(1) 身近な景観をつくる区民の活動

本区では、まちを良くしていく多種多様な区民活動が行われています。例えば、アダプト活動に約 10,300 人も参加があります。これらはすべて景観まちづくりにつながっており、今後もこれらの活動を広げていきます。



例えば・・・

- ・ 家や店の前の掃除や路地園芸などを楽しむ、日々の身近な活動
- ・ 公園や水辺、街路などで花壇づくりや清掃などを行うアダプト活動
- ・ 町会、自治会や氏子など、地域の皆で取り組む活動



区内事例 区を代表する施設における活動 ウェルカム・ガーデナー

ウェルカム・ガーデナーは、公益財団法人えどがわ環境財団が開催するウェルカム・ガーデナー養成講座で集まったボランティアメンバーにより、江戸川区役所本庁舎前庭や文化センター等の区を代表する施設の花植え等を行っています。

ウェルカム・ガーデナーの公園ボランティアエコチームにより、江戸川区役所本庁舎前庭に季節の花の植付けが行われ、道を行く人々の目を楽しませています。



ウェルカム・ガーデナーによる植付けの様子

(2)江戸川らしさのある景観を再生・引き立たせる活動

まちの歴史や資源など、多様な江戸川らしさを活かすことをテーマとした景観まちづくり活動を広げていきます。

例えば・・・

- ・ 地域資源を再発掘し、これからの地域の個性となる景観を提案し、つくり育てる活動
- ・ 地域の人々が協力し合い、イベント開催や花づくりなど江戸川らしさのある景観づくりをテーマとする活動



区内事例 旧中川における恒久平和を願う活動 旧中川灯籠流し実行委員会

旧中川での灯籠流しは、東京大空襲の犠牲者の慰霊を目的に平成 11 年より開催されています。毎年 8 月 15 日の夜、旧中川のふれあい橋付近で行われ、白い舟灯籠には参加者が文字や絵を描き、鎮魂の思いを込めた灯籠を流しています。

毎年、継続して開催することで平和への思いと故人への思いをつなぎ、地域の記憶が景観として残されています。



灯籠流しの様子



灯籠作成の様子

(3) 将来像を描き、実践する活動

地域の人々でまちの将来像を描き、計画やルールをつくる活動を広げていきます。

例えば・・・

- ・ 地域の人々でタウンウォッチング、勉強会などを行い、発見・学習・普及する活動
- ・ まちの計画やルールづくりに向けて、地域の景観のあり方を考える活動



区内事例 JR小岩駅周辺地区での取組み エリアマネジメント

JR小岩駅周辺地区では現在、市街地再開発事業・土地区画整理事業・街路事業といった、ハード面のまちづくりが進められています。それに合わせて、地区内の再開発組合・町会・自治会・商店会からなるまちづくり協議会において、完成後のまちの運営を見据えた検討が行われてきた結果、令和2年11月「一般社団法人小岩駅周辺地区エリアマネジメント(愛称:KOITTO)」が設立されました。KOITTOは、地域に関わる人々の良好なつながりを育み、地域活動への協力連携を促進することで、暮らしの安心・安全や地域の価値を向上させることを目的に活動を開始しました。南小岩六丁目地区市街地再開発事業地区内に整備された活動拠点「KOITTO TERRACE」や、オープンスペースを活用して、地域のつながりや賑わいを作る様々な活動を展開しています。今後もまちづくりの進捗に合わせて活動を広げていきます。



一般社団法人設立総会の様子



活動拠点「KOITTO TERRACE」で茶話会を開催し、町会・自治会・商店会と意見交換



再開発ビルのオープンスペースでマルシェなどの賑わいづくりイベントを開催

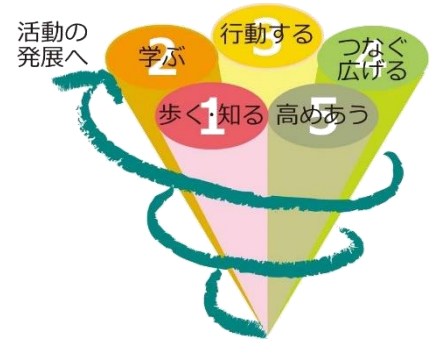


地元小学校のまち探検の様子

4 小景観区のまちづくりの進め方

小景観区のまちづくりでは、「江戸川らしさ」をそこに住む人々が改めて発見・発掘することから、5つのステップに沿って進めます。

また、区民、事業者が主体となった、江戸川らしさを活かした活動が区内各地で広がり、さらに発展していけるよう、区民同士の交流の場や互いに高めあう仕組みをつくります。



(1) 歩く・知る

「江戸川らしさ」を発見・発掘する機会を充実させることにより、多くの人の景観への意識を高めます。



まずは歩いて、まちを知ろう！

(2) 学ぶ

まちで発見・発掘した「江戸川らしさ」を活かし、景観まちづくり活動を実現するために必要なことを学べる場を増やします。そして、福祉や芸術、水と緑など、様々な視点から将来の夢を描きます。



専門家の意見も聞いて学ぼう！

(3) 行動する

学んだことを活かして、行動します。アダプト制度など区が実施している様々な区民協働、区民の活動に関する支援制度や事業を活用しやすいよう、情報発信を行います。



活動を始め、地域に広げていこう！

(4) つなぐ・広げる

個々の取組を拡充するだけでなく、地域で活動するより多くの人たちと協力し、江戸川らしさを広げるための交流の場をつくります。また、景観まちづくり活動を知り、情報交換し、活動を高めあうことにより、より魅力ある継続的な活動に発展させていきます。

(5) 高めあう

情報交換・交流では、互いの活動を尊重し、高めあう場としていくほか、良い活動を多くの人に知らせるため、景観まちづくり賞などの表彰する仕組みを活用します。



活動をほめて、互いに高めあおう！

始めよう！ 広げよう！ 景観まちづくり

「小景観区のまちづくりの進め方」の5つのポイントを踏まえ、活動始めるためのヒントを以下に示します。ぜひ、参考にしてください。

1 歩く・知る



ヒントは、まちの中にある！

まずはまちを歩いて、まちの良いところや気になるところを見つけよう。

江戸川らしさを知る！

まちの歴史や懐かしい風景の断片から、外国や他のまちにはない、江戸川らしさを考えよう。

ヒント

●メモ、カメラ、地図を持ってまちを歩こう！

まち歩きでは、気づいたこと、気になることを忘れないようにその場で記録することも大切。メモやカメラを忘れずに！地図もあると便利。

「えどがわマップ」(区HPより)
<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/map/>

●江戸川区郷土資料室に行ってみよう！

歴史や文化を知りたい方は、郷土資料室に行こう。様々な文献や資料を見ることができます(入場無料)。

住所：江戸川区松島 1-38-1 グリーンパレス3階
電話：03-5662-7176
開館：9:00~17:00 祝日と年末年始は休館

●楽しいまち歩きのポイントを知ろう！

子どもたちとのまち歩きの方法や、楽しみながらまちのよさを発見する方法などが載っているホームページを見てみよう！

景観まちづくり教育(国土交通省HP) <http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/gakushu/index.htm>

2 学ぶ



他のまちも見よう！

いろいろなまちに行ったり、資料を調べたり、他のまちの事例を学ぼう。

いろんな視点から学べるチャンス！

シンポジウムやイベント、講座などに積極的に出てみよう。

ヒント

●花とみどりを楽しむ講座に参加しよう！

ハーブの育て方や料理への活用方法、多肉植物の寄せ植えなど、緑のライフスタイルへのとり入れ方に関する講座を開催しています。区内の造園の専門家などが講師になっています。

公益財団法人えどがわ環境財団公式HP
<https://www.edogawa-kankyozaidan.jp/>

●江戸川総合人生大学に入ってみよう！

社会貢献を志す人を応援するために設立された、まちづくりや介護・福祉など様々な分野から学び・実践をする場です。現在、多くの卒業生がまちづくり活動の第一線で活躍しています。

江戸川総合人生大学公式HP
<http://www.sougou-jinsei-daigaku.net/>

●NPO 法人えどがわエコセンターに行こう！

自然観察会など、様々なイベントや講座を開催しているので、興味のあるものに参加してみよう。

NPO 法人えどがわエコセンター公式HP
<https://edogawa-ecocenter.jp/>

3 行動する



江戸川らしさは暮らしの中で育まれる！

皆でまちの夢を描き、共有して
取り組もう。

まちに建物や植物の専門家がたくさんいる！

専門家の知恵や技術を借りて、
景観まちづくりを進めよう。

ヒント

●活動を登録しよう！

活動を登録すると、区の支援や様々な情報を得ることができます。

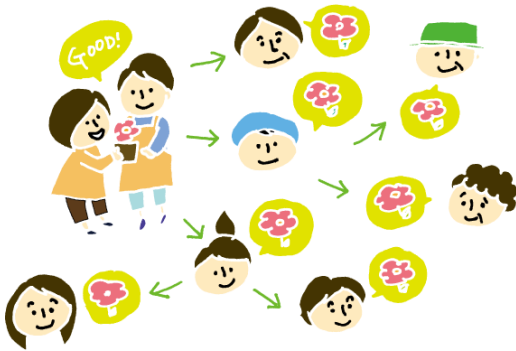
- ・ボランティア登録
（公財）江戸川区ボランティアセンター 03-5662-7671
- ・公園ボランティア登録、緑のボランティア登録
環境部水とみどりの課調整係 03-5662-0320
- ・水辺のボランティア登録
環境部水とみどりの課調整係 03-5662-0320
- ・まちかどボランティア登録
土木部保全課事業調整係 03-5662-1930
- ・景観まちづくり団体登録
都市開発部都市計画課都市計画係 03-5662-6369

●まちづくりコンサルタント派遣制度を活用しよう！

まちの夢を描き、それを実現するには、皆で夢を共有することが必要です。イメージをとりまとめたり、技術的なアドバイスを行うアドバイザーを派遣します。

問合せ：都市開発部都市計画課調整係
電話 03-5662-6368

4 つなぐ・広げる



よい話は口コミで広がる！

まずは家族やご近所、地域の皆に話して
活動を広げよう。

ヒント

●ボランティアフェスティバルに参加しよう！

「福祉・健康」「子どもの健全育成・教育・文化」「災害時支援」「国際交流・支援」「環境」など、様々な分野で活動するボランティア団体が一堂に会し、互いのボランティア活動に対する理解を深め、ネットワークをつくる場として毎年開催しています。

問合せ：（公財）江戸川区ボランティアセンター
電話 03-5662-7671

5 高めあう



ほめられたら、もっと活動したくなる！

良い取組は
声に出してほめ、
活動を高めあおう。

ヒント

●景観まちづくり賞に応募しよう！

周辺景観と調和する建築物等や取り組んでいる活動について、景観まちづくり賞に応募してみよう。

問合せ：都市開発部都市計画課都市計画係
Tel 03-5662-6369

●景観まちづくりワークショップに参加しよう！

身近な地域での景観まちづくり活動のアイデアについて考える、ワークショップに参加してみよう。

問合せ：都市開発部都市計画課都市計画係
電話 03-5662-6369

5 景観まちづくり活動の着眼点

「緑」「まちと調和する建物」「まちの色」など身近な課題から自分たちでできる景観まちづくりを考え、行動していくための着眼点をまとめました。

**適切な維持管理を行い、
緑の質を上げよう！**



せんでい
剪定時期や仕立て方など、
専門家に相談してみよう



鉢植えでも
楽しめる

**緑は狭いところにも
植えられるので、
工夫して楽しもう！**



ちょっとした工夫で
緑は育つ！

**緑の質を上げるには、
「引く」ことも重要**



間引きをしたり、
整理して、緑の質を
上げることも必要だね

キレイなところは汚れない



皆で手入れをしていれば
キレイな景観が保たれる



素材と色のトーンが
同じで、統一感のある
景観になっている



連続した緑が
あると
落ち着くね

**生垣、色、素材など
何か1つでも
そろえると、
統一感が出る**



色の使い方は
自然に学ぼう

葉の緑から
赤へのグラデー
ションが美しい

周囲の環境によって、
落ち着いた色でも
目立たせられる



落ち着いたまちなみには、
落ち着いた色が似合う

まちの個性が
生きる
色を選ぼう



緑道の緑と建物の緑、
どちらが目立って
いるかな・・・

看板がまちの色を印象づける
要素となっている



いろいろな色があると、
にぎやかな反面、
煩雑になる場合もあるね

ちょっとしたスペースも
ゆとりを感じさせる



まちに
「ゆとり」を
もたらそう



まちなかに農地が残っていると
ホッとするね



建物と建物の間に
「スキマ」があって、
ゆとりを感じる

まちの色から景観まちづくりを始めよう

まちの色は、夕日や青空、樹木や草花などの季節や時間で変化する自然の色や、建物や看板などの人工物の色、人々の服装や蝶の羽の色などの様々な色が組み合わさってできており、私たちの暮らしの中でとても身近な存在です。

そのため、景観まちづくりに取り組むうえで、色は誰もが親しみやすいテーマのひとつです。ぜひ、まちの色から景観まちづくりを始めてみませんか！

まちづくりの
コンセプト
を決めよう！



江戸川らしさを大切に
したまちづくりの
コンセプトを
みんなで決めよう。

まちの色を
測ってみよう！



まちの色を測って、現在の
まちなみの状況を調べて
みよう。

これからの
まちの色を
考えよう！



専門家のアドバイスを
受けながら、江戸川らし
さを活かした色の使い
方を考えよう。

♪ まちの色を測ってみると・・・

実際に区内で調査した結果を右頁にまとめています。

意外と建物の外壁の色は、
どこのまちも差があまり見
られないけど、植物や看板
などによってまちの色が印
象づけられるんだね。



親水河川のまちは…
白っぽい建物に植物の
緑が映えていい感じ！

商店街のまちは…
看板の色がにぎわいある
雰囲気になっているね。

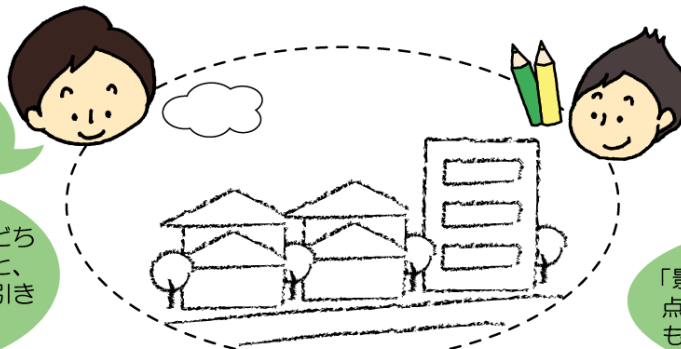
農のまちは…
緑と土…なんだか懐か
しい感じがするね。

♪♪ まちの色を考える時は・・・

身近な場所をイメージしながら、隣り合う建物や緑が良い関係となる色の使い方を考えてみましょう。

色合いや明るさを揃
えると、まとまりあ
る穏やかな印象ね。

色合いや明るさのど
ちらかに差をつけると、
表情がきわだって引き
締まった印象ね。



うちの前の通りは
住宅が多くて静か
な所だから・・・

秋の紅葉の時期が
一番好きなんだよ
なあ・・・

「景観まちづくり活動の着眼
点(123、124頁に掲載)」
も参考にしてみよう。



親水河川のまちの色



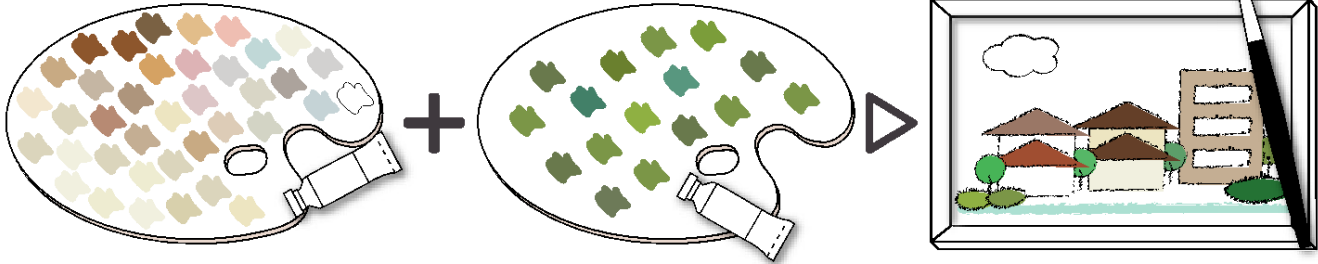
建物の外壁が暖色系の明るい色づかいのものが多くなっています。全体的に明るいイメージの中に植物の緑が入ると、開放的な印象を与えるまちの色となっています。



建物の外壁の色

その他の主なまちの色
(植物)

まちの色



商店街のまちの色



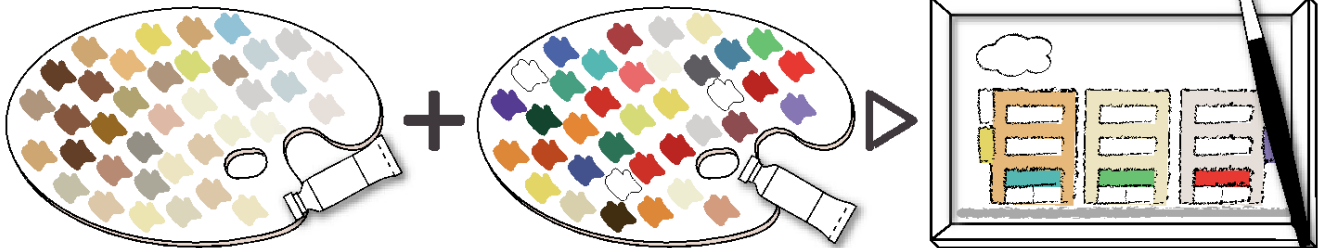
建物の外壁の色の大半は、淡いベージュなどの明るい色や、煉瓦系などの落ち着いた色が多いのですが、看板の多様な色づかいにより、また違ったまちの色となっています。



建物の外壁の色

その他の主なまちの色
(看板)

まちの色



農のまちの色



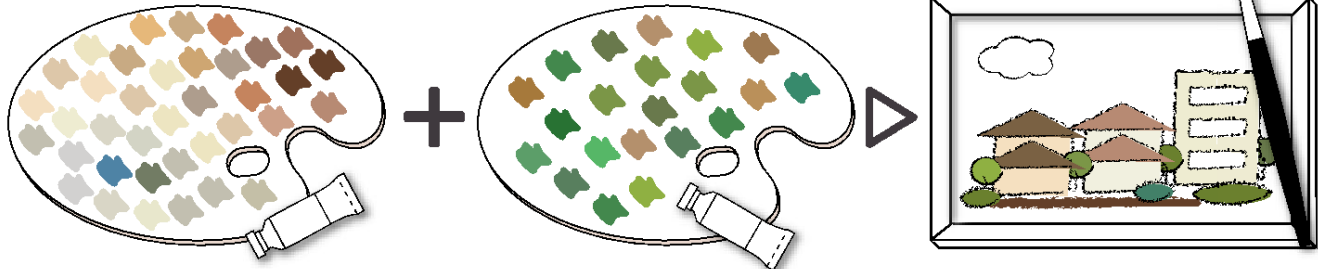
農地や屋敷などにより、緑や土の色が多く、全体的に落ち着いた印象を与えるまちの色となっています。



建物の外壁の色

その他の主なまちの色
(植物・土)

まちの色



※ここで再現している色は、実際の色と異なります



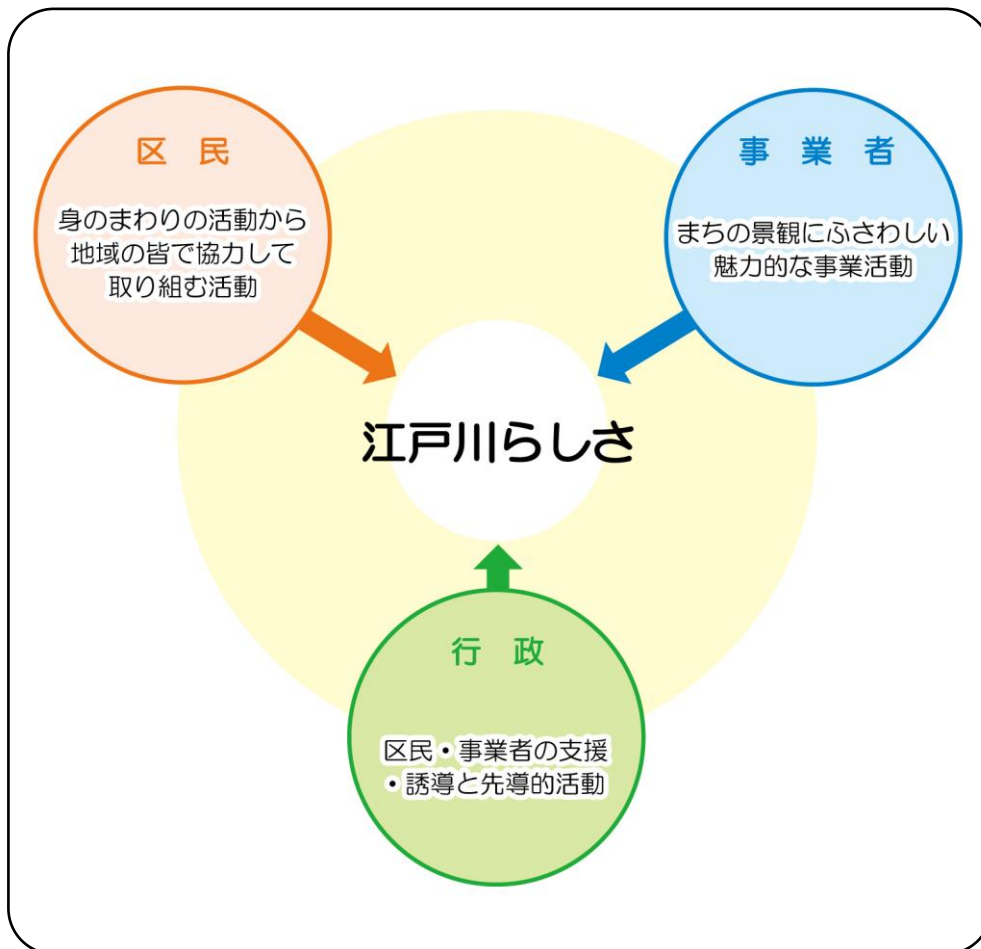
第2節 景観まちづくりの推進

1 区民・事業者・行政の役割

景観は、区民・事業者・行政のそれぞれの様々な取組によって創出されることから、個性を尊重しつつも周辺の地域特性や江戸川らしさを十分に踏まえて進めていくことが求められます。

したがって、より多くの区民や事業者、行政がそれぞれの役割について理解を深め、それぞれが役割を担い互いに連携して「江戸川らしさの創造・育成」を進めていくことが重要です。

区民・事業者・行政の役割



(1)区民

～身のまわりの活動から地域の皆で協力して取り組む活動～

区民一人ひとりが日々の暮らしの中で、自らが「江戸川らしさ」を形づくる主体である意識を持ち、身のまわりの小さな活動や、地域の皆で協力して取り組む江戸川らしさを活かしたまちづくり活動など、取組の輪を広げながら、景観まちづくりを進めます。



取組の例

- ・家や店の前の掃除
- ・道路に面した箇所の緑化
- ・「小景観区のまちづくり」の推進
- ・まちの景観に配慮した建築物づくり など

(2)事業者

～まちの景観にふさわしい魅力的な事業活動～

事業活動周辺の美化や江戸川らしさを活かしたまちづくり活動を積極的に務め、周辺のまちの景観に配慮した建築物の建築や屋外広告物の設置など、「江戸川らしさ」の創出を担う一員として、まちの景観にふさわしい魅力的な事業活動を進めます。



取組の例

- ・周辺のまちと調和した建築物、屋外広告物づくり
- ・「小景観区のまちづくり」の推進
- ・良好な景観形成活動への支援・協力
- ・良好な景観形成にむけた社会活動 など

(3)行政

～区民・事業者の支援・誘導と先導的活動～

景観まちづくりを進めるうえで必要な各種制度の創設・活用を推進します。

区民・事業者の景観まちづくりへの意識を高める機会を増やし、自主的な景観まちづくり活動を支援します。

さらに、江戸川らしさを活かした景観まちづくりの先導的な役割を果たす事業を進めます。

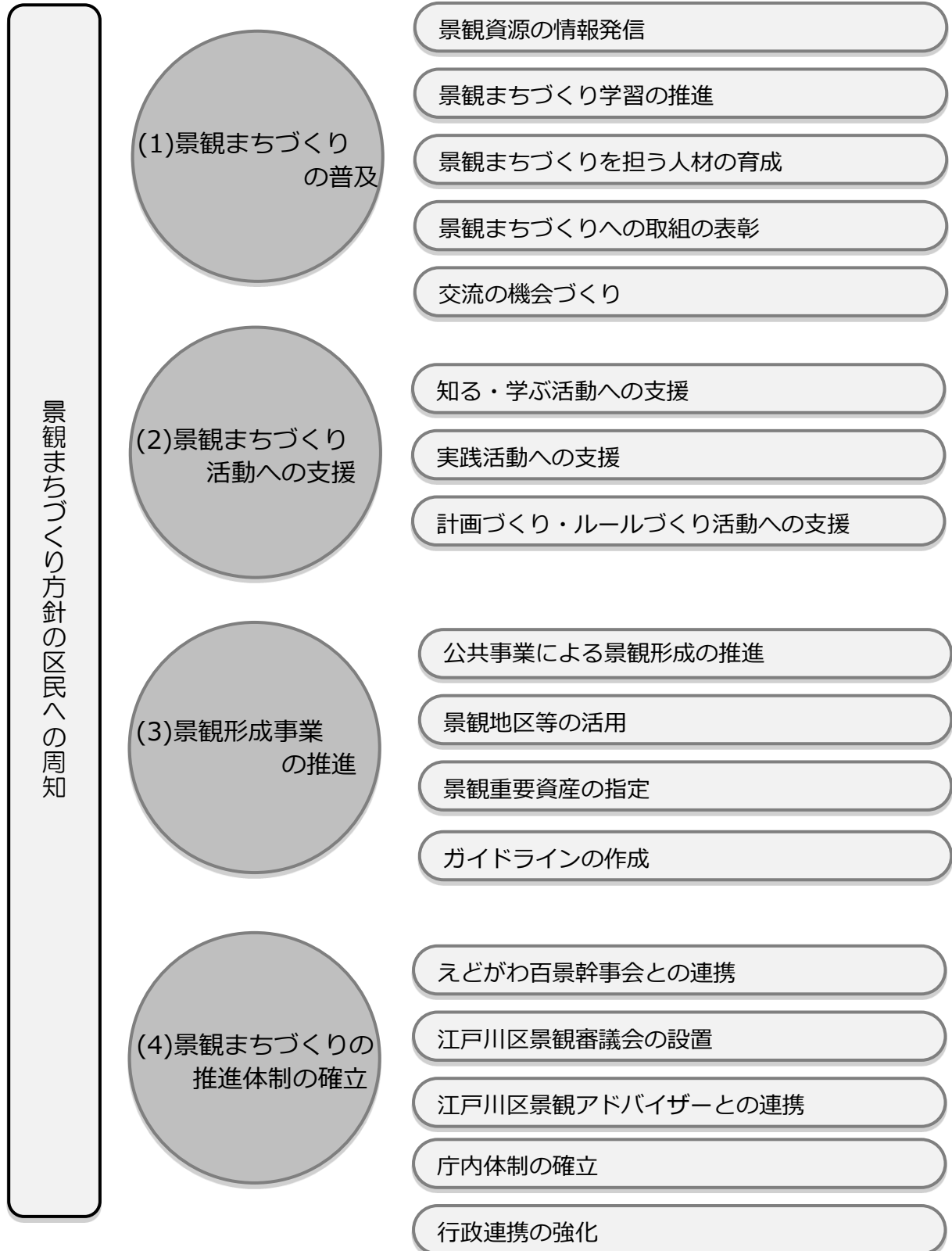


取組の例

- ・景観まちづくり活動への支援
- ・景観形成事業・規制誘導の推進
- ・景観まちづくりの普及
- ・景観まちづくりの推進体制の確立 など

2 施策の体系

景観まちづくりを進めるうえで、行政はまず、景観まちづくり方針の区民への周知を図ります。そして、以下の施策を組み合わせ、より効果的な景観まちづくりを進めます。



(1) 景観まちづくりの普及

区民や事業者の景観まちづくりに対する意識や参加意欲を高めるため、普及を進めます。

1) 景観資源の情報発信

区民や事業者が景観に興味や関心を持ち、また、景観まちづくりの取組に活かしていくため、多様な媒体を活用し、地域の景観資源の情報を気軽に入手できる方法で発信します。

また、区外にも江戸川らしい景観を発信することで、区民等の景観まちづくりに対する意識の向上を図ります。



えどがわ百景紹介ホームページ

- えどがわ百景によるPR
- 江戸川区散策ガイド「えどぶら」によるPR
- 景観まちづくりホームページの充実
- 景観まちづくり活動のPR など

2) 景観まちづくり学習の推進

景観に対する意識を高めるため、学校教育や生涯学習を通じて、自然環境やまちの成り立ち及び地域の資源を学び、景観について考える機会を設けます。



小学校での景観まちづくり学習

- 子ども景観計画パンフレットの作成 など

3) 景観まちづくりを担う人材の育成

区民や事業者の景観まちづくりへの関心や意識を向上させ、また、より良い景観づくりを担う人材を育成するための機会をつくり出す。

- 景観まちづくり勉強会の実施 など

4) 景観まちづくりへの取組表彰

区民や事業者による、実践活動、景観に寄与した建築物等について、さらなる取組への意欲を高め、かつ、より多くの区民、事業者が景観まちづくりへの取組を広げる機会となるよう、表彰等を進めます。



景観まちづくり賞
まちなみ建築部門受賞物件

- 景観まちづくり賞の実施 など

5) 交流の機会づくり

景観まちづくりに取り組む区民・事業者・行政が、景観づくりに関する情報交換や相互に協力を図ることを目的とした、交流の機会づくりを進めます。



景観ワークショップ

- 景観まちづくりワークショップの開催 など

(2) 景観まちづくり活動への支援

景観まちづくり活動の各段階に合わせて活発な活動へ展開するための支援を行います。活動の多様化にあわせ、支援策の内容を順次見直していきます。

1) 知る・学ぶ活動への支援

まちの魅力となる「江戸川らしさ」を、地域の皆で共有するための勉強会やワークショップの開催、また、魅力を紹介するパンフレットやホームページの作成などを行います。

○講師の人材派遣 など



えどがわ百景探訪マップ

2) 実践活動への支援

花壇づくりや清掃活動、地域の皆が親しめるイベント開催など、景観の実践活動を行う団体やサークルに対し、活動に関する情報の提供などを行います。

また、小景観区のまちづくりの取組が発展し、地域共有の財産として保全・活用が必要なものについては、景観重要資産に位置付け、区の景観事業として実践活動を支援します。

○アダプト制度(公園、道路、河川)の実施
○景観まちづくり団体登録制度の運用
○景観重要資産の指定 など



ボランティアによるイベント開催
(水辺清掃とカヤックの体験乗船)

3) 計画づくり・ルールづくり活動への支援

当該地域の計画や、建築物等のルールづくりにおいては、まちづくりや地域住民の合意形成に関する知識などが必要です。そのために専門家の派遣の制度を設けています。また、ルールづくりの際には、地区指定や協定締結などの仕組みについての冊子を発行するなど、分かりやすい形で紹介していきます。

○まちづくりコンサルタント派遣 など



まちづくり協議会

(3) 景観形成事業の推進

区民、事業者との協働による景観形成を図るため、景観形成事業への理解や協力を求めるとともに景観法をはじめとした様々な制度により景観まちづくりを進めます。

1) 公共事業による景観形成の推進

地域の景観形成において重要な要素である道路、河川、都市公園、それらに付随する工作物及び公共建築物等の区、都、国その他の公共的団体が行う公共事業について、本計画の方針に沿った整備に努めます。なお、景観軸・景観拠点の景観形成は、次のとおりになります。

| 軸・拠点 | 名称 | 各場所の景観形成 |
|---------------------|---|--------------|
| 大河川景観軸 | 荒川 中川 江戸川 新中川 旧江戸川 | p.107 参照 |
| 親水河川景観軸 | 旧中川 新川 | p.107 参照 |
| 親水公園景観軸 ・親水緑道景観軸 | 小松川境川親水公園 一之江境川親水公園 古川親水公園 新長島川親水公園 新左近川親水公園 親水さくらかいどう 上小岩親水緑道 西小岩親水緑道 下小岩親水緑道 興農親水緑道 鹿本親水緑道 鹿骨親水緑道 流堀親水はなのみち 本郷用水親水緑道 椿親水緑道 東井堀親水緑道 篠田堀親水緑道 仲井堀親水緑道 鎌田川親水緑道 宿川親水緑道 葛西親水四季の道 左近川親水緑道 新左近川親水緑道 | p.108、109 参照 |

| 軸・拠点 | 名称 | 各場所の景観形成 |
|-------|------------|--|
| 道の景観軸 | 蔵前橋通り | <ul style="list-style-type: none"> ○西小岩親水緑道との交差部では、厚みのある緑配置など、緑豊かな景観の形成 ○平井大橋から小岩大橋にかけて葛飾区の区間となるため、関連自治体と連携した連続性のある景観の形成 ○再開発にあわせたにぎわい景観の形成 |
| | 千葉街道 | <ul style="list-style-type: none"> ○一里塚や菅原橋の交差点など、歴史ある街道としての面影を活かした景観の形成 ○沿道の文化施設やスポーツ拠点、商店街など地域の特色に配慮した景観の形成 |
| | 京葉道路 | <ul style="list-style-type: none"> ○本区の東西交通の要として、風格ある景観の形成 ○船堀街道、環七通り、柴又街道などの幹線道路との交差部における、人にやさしい快適な空間づくり ○篠崎駅周辺のにぎわい景観の形成 ○江戸川や旧中川の区境における、エントランスゲートを意識した景観の形成 |
| | 今井街道 | <ul style="list-style-type: none"> ○一之江境川親水公園との緑のネットワークを拡充 ○環七通りとの交差部や一之江駅周辺、商店街のにぎわい景観の形成 ○無電柱化による良好な景観の形成 |
| | 新大橋通り | <ul style="list-style-type: none"> ○一之江境川親水公園との緑のネットワークを拡充 ○本区のほぼ中心を東西に貫く道として、沿道の多様な特色を活かした、快適な空間としての景観の形成 ○新庁舎の移転に伴うまちづくりに合わせたにぎわい景観の形成 |
| | 葛西橋通り | <ul style="list-style-type: none"> ○葛西親水四季の道と一体となった、沿道の駐車場の緑化などによる奥行きのある緑配置による緑豊かな景観の形成 ○葛西地域の中心となる軸として、緑豊かな景観の形成 |
| | 清砂大橋通り | <ul style="list-style-type: none"> ○開放感あふれる景観の形成 ○広幅員の道の特徴を活かし、ゆったりと歩くことができる、親しみのある景観の形成 |
| | ゆりのき橋通り | <ul style="list-style-type: none"> ○地域に密着した幹線道路として、沿道の花づくりや緑化など、人々が行き交い交流する、快適な景観の形成 |
| | 平和橋通り・船堀街道 | <ul style="list-style-type: none"> ○街路樹の緑による演出などにより、連続性のある景観の形成 ○船堀駅周辺の商業地において、人々が交流するにぎわいのある景観の形成 ○船堀グリーンロードと連携した緑豊かな景観の形成 ○都立宇喜田公園・行船公園や小松川境川親水公園などの交差部では、緑を意識した開放感のある景観の形成 ○新庁舎の移転に伴うまちづくりに合わせたにぎわい景観の形成 |
| | 環七通り | <ul style="list-style-type: none"> ○街路樹の緑による演出など、本区への来訪者の玄関口として、風格ある景観の形成 ○駅、親水公園、河川などとの交差部における、沿道の地域特性を活かした景観の形成 |
| | 柴又街道 | <ul style="list-style-type: none"> ○駅、篠崎公園、農の景観拠点を結ぶ軸として、沿道の花植えや緑化など歩いて楽しい緑のネットワークの形成 ○興農親水緑道や本郷用水親水緑道との交差部では、厚みのある緑配置による緑豊かな景観の形成 ○京成本線の立体化や駅周辺の再開発にあわせたにぎわい景観の形成 |

| 軸・拠点 | 名称 | 各場所の景観形成 |
|---------|--|--|
| 駅の景観拠点 | 京成小岩駅 | ○商業地と住宅地が快適に共存できるまちなみの景観の形成 ○京成本線の立体化や駅周辺の再開発にあわせてにぎわい景観の形成 |
| | 平井駅 | ○平井駅を中心とした南北に立地する商店街の回遊性を高め、快適な空間づくり ○蔵前橋通りやゆりのき橋通りと連携し、川などの親水空間に囲まれた魅力ある景観の形成 ○再開発に合わせてにぎわい景観の形成 |
| | 小岩駅 | ○回遊性の高い特色ある商業地の形成と地域の顔となる景観の整備 ○古くからの良きコミュニティを活かした親しみある景観の形成 ○再開発に合わせてにぎわい景観の形成 |
| | 船堀駅 | ○ランドマークとなるタワーホール船堀を中心とした景観の創出 ○船堀街道や船堀グリーンロードと連携し、利便性や快適性を高めるための周辺環境を拡充し、緑豊かな景観を形成 ○新庁舎の移転に伴うまちづくりに合わせてにぎわい景観の形成 |
| | 一之江駅 | ○駅周辺の商業地と後背の農地、住宅地とが共生する調和のとれた景観の形成 |
| | 瑞江駅 | ○地域の商業・業務機能の充実を図り、住・工が調和する豊かな景観の形成 |
| | 篠崎駅 | ○しのぎ文化プラザを中心とした、多彩な文化が感じられる景観の形成 |
| | 西葛西駅 | ○駅前広場を中心に、緑豊かなやすらぎと潤いある景観の形成 ○総合レクリエーション公園の玄関口として、楽しさと躍動感に満ちたまちなみ景観の形成 |
| | 葛西駅 | ○環七通りと連携し、地域中心核として、にぎわいとやすらぎのある景観の形成 |
| 公園の景観拠点 | 都立篠崎公園 小松川千本桜・都立大島小松川公園 都立宇喜田公園・行船公園 総合レクリエーション公園 都立葛西臨海公園 | p.108 参照 |

2) 景観地区等の活用

地域特性を踏まえたルールづくりなど、積極的な景観形成を図るために、景観地区や地区計画の指定、景観協定、建築協定、緑地協定の締結等、目的に応じた適切な制度を活用します。

3) 景観重要資産の指定

個性豊かな景観まちづくりを進めるため、地域のシンボルとなる、景観上の特徴を有する公共施設や建造物、樹木のうち、土地所有者等の同意又は意見を聴いたうえで、「景観重要資産」に指定します(指定の方針は「第5章 第2節景観重要資産」を参照)。また、景観重要資産は文化財の指定をはじめとした既存の制度の活用他、景観法に基づく、景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木の活用により整備・保全・活用を進めます。

なお、区が管理する施設から順次指定し、都や国などの施設や民間の所有物については、管理者や所有者の理解と協力を得て、指定を進めます。

4) ガイドラインの活用

届出制度の基準に加え、より良い景観形成を図るために、詳細な配慮事項を示す景観形成ガイドラインを活用します。

(4) 景観まちづくりの推進体制の確立

区民・事業者・行政がそれぞれの役割を踏まえた取組を進めるため、区の庁内体制を整えると共に、専門家や関係機関との連携を図ります。

1) えどがわ百景幹事会との連携

本区の景観まちづくりを広く区民に普及し、実践することを目的とした、区民、事業者等で構成する「えどがわ百景幹事会」と連携し、協働による景観まちづくりを進めます。

2) 江戸川区景観審議会の開催

本区の良い景観形成に関する事項や、勧告・変更命令等に関する事項など景観形成に関する重要な事項について審議する景観審議会を開催します。

3) 江戸川区景観アドバイザーとの連携

届出制度の事前相談を行う際、景観に関する専門的な知見を有する景観アドバイザーを設置し、より良い景観誘導を図ります。

4) 景観整備機構の活用【景観法第92条第1項】

本景観計画の景観形成方針に基づき良好な景観形成を適切に行うことができる公益法人やNPO法人を景観整備機構に指定し、まちづくりへの技術的支援や景観重要資産等の管理を実施します。

5) 庁内体制の確立

区民や事業者の景観まちづくりの取組を推進するための窓口と、関連部署との連携を図ります。

公共施設の整備等においては、それぞれの事業の中で景観計画の方針に基づき、景観に配慮した取組を行うために、各分野の担当者間で定期的に情報交換の機会を設けるとともに、行政職員が景観に関する知識や技術を習得する機会を設けます。

6) 行政連携の強化

必要に応じて都や国の事業に対し、要請などを行うほか、区をまたがる景観形成について、東京都や隣接する自治体と連携を取り、景観まちづくりを進めていきます。

